

工事発注者向け資料 (案)

行政機関における工事発注者は、建設工事から発生する建設副産物を確実にリサイクルされるように設計し、将来の解体時における建設副産物の発生抑制及びリサイクルに対して配慮された取り組みをすることや、工事内で実施すべきリサイクルに関する具体的な手順を把握していることが求められています。

この資料には、発注者の方々が上記の役割を果たす際に必要となる知識や情報をまとめました。どうぞご活用ください。

・ **工事施工順に実施すべき項目や、リサイクルに関する項目を知りたいとき**

→1 建設リサイクルの各種施策 (P. 1～)

・ **建設リサイクルに関する疑問を解消したいとき**

→2 建設リサイクルQ&Aリスト (P. 25～)

・ **工事における実施すべき手順等を確認したいとき**

→3 原則化ルールチェックリスト (P. 39～)

・ **処理業者情報など、各種情報の入手方法を知りたいとき**

→4 廃棄物処理・リサイクル関連の情報の入手方法の紹介
(P. 45～)

・ **元請業者から調査票を提出されたとき**

→5 実態調査でのチェックリスト (P. 53～)

・ **他の工事における取り組みを知りたいとき**

→6 リサイクル好事例集 (P. 61～)

目次

1	建設リサイクルの各種施策.....	1
	(1) 建設副産物対策の実務上の留意点.....	1
	(2) 現場実務のチェックリスト.....	24
2	建設リサイクル Q&A リスト.....	25
3	リサイクル原則化ルールの手順・チェックリスト.....	39
4	廃棄物処理・リサイクル関連の情報の入手方法の紹介.....	45
5	実態調査でのチェックリスト.....	53
6	リサイクル好事例集.....	61

別添資料：再資源化施設一覧

1 建設リサイクルの各種施策

(1) 建設副産物対策の実務上の留意点

本資料では、現場における建設副産物対策に関する実務上の留意事項を、着工前から竣工後に至るまでの流れに沿って、発注者、元請業者、協力業者（下請負人）それぞれについて取りまとめました。

以下の図は建設リサイクルの標準的な事務処理の流れを表しています。この順番にそって、各々の段階で適用される法律等を紹介します。



◇本編の読み方

1 枠の意味



…必要義務規定



…努力義務規定



…関連法の参考規定



…国土交通省直轄工事の運用

2 法令の略称

- ・ 建り法……………建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律
- ・ 建り法規則……………建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行規則
- ・ 分別解体等省令……………特定建設資材に係る分別解体等に関する省令
- ・ 建り法基本方針……………特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材
廃棄物の再資源化等の促進等に関する基本方針
- ・ 資法……………資源の有効な利用の促進に関する法律
- ・ 資法令……………資源の有効な利用の促進に関する法律施行令
- ・ 再生資源判断省令……………建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する
判断の基準となるべき事項を定める省令
- ・ 指定副産物判断省令……………建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る
再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき
事項を定める省令
- ・ 廃法……………廃棄物の処理及び清掃に関する法律

3 **関連通知**…記述内容を規定した通知の名称等

STEP 1 着工前

① 事前調査（計画・設計）

建築物等のライフサイクル全体を考慮し、長期的使用に資する設計や将来の解体時を考慮した設計に努めつつ、建設副産物の発生の抑制、再利用の促進、適正処分の徹底を基本として、工法・資材の採用、再生資源の利用、建設副産物の処理方法などについて検討しなければなりません。（*建リ法基本方針等*）
 <努力義務規定>

原材料等の使用の合理化を行うとともに、再生資源等を工事で利用することが求められています。（*資法4条1項*）<努力義務規定>
 構造物の長寿命化の促進や建設副産物の再生資源としての利用促進が求められています。（*資法4条2項*）<努力義務規定>

参考 特定再生利用業種として建設業を指定（土砂、コンクリート塊（以下「Co 塊」）、アスファルト・コンクリート塊（以下「As 塊」）の再生資源利用（*資法2条8項、資法令2条、資法令別表第2*）
 建設業における指定副産物の指定（土砂、Co 塊、As 塊、木材の再資源化）（*資法2条13項、資法令7条、資法令別表第7*）

対象者（黒字）

発注者※

元請業者

協力業者（下請負人等）

※計画・設計に大きな影響力を有しているため、発注者の役割がここでは重要である

建設リサイクル法では、分別解体等、再資源化等の実施義務の主体は建設業者とされており、また廃棄物処理法でも、廃棄物の処理責任は排出事業者（元請業者）とされており、建設副産物のリサイクル推進は、建設業者が中心的な役割を担っています。

しかし、関連法である資源有効利用促進法では、施工段階での取り組みのみならず、計画・設計段階から取り組むことが重要という考え方から、発注者にも原材料の使用の合理化、再生資源としての当該工事等での利用など、一定の役割を求めています。

特に、国土交通省発注工事においては、次の枠内のような措置がとられています。

＜国土交通省管轄工事の運用＞

1 リサイクル計画書（概略設計）（詳細設計）の作成

計画・設計にあたり、次のような検討等を行い、「リサイクル計画書（概略設計）（詳細設計）」を作成します。

- ① 発生する建設副産物の種類、質、数量の把握
- ② 建設副産物の発生の抑制や再利用の促進に資する工法・資材の採用可否の検討
- ③ 発生建設副産物の種類に応じた処理方法、処分先の検討

→**関連通知** 「建設リサイクル推進に係る実施事項について」（建設リサイクルガイドライン）

2 再生資源の利用基準

具体的な再生資源の利用に関連する技術基準等が定められています。

- ① コンクリート副産物の再利用に関する用途別暫定品質基準（案）
- ② 発生土利用基準
- ③ 建設汚泥の再生利用に関するガイドライン

→**関連通知** 「発生土利用基準について」「建設汚泥の再生利用に関するガイドライン」等

また、民間工事では、施工者が発注者に準じて運用することが望まれています。

② 発注計画の作成等（積算・発注）

計画・設計で検討した工法・資材の採用、再生資源の利用、建設副産物の処理方法などを施工条件として明示し、必要な費用を計上するとともに、明示した条件に変更が生じた場合は、設計変更などにより適切に対処しなければなりません。

（建リ法基本方針）

＜努力義務規定＞

対象者（黒字）

発注者※

元請業者

協力業者（下請負人等）

発注者は、積算・発注に当たって、情報交換・調整をはじめ再資源化施設所在地・受入条件等の把握を十分に行い、積算に反映することが必要です。

特に、国土交通省発注工事においては、次のような措置が行われており、地方自治体等が発注する公共工事においても同様な措置を行うことが期待されています。

＜国土交通省管轄工事の運用＞

1 リサイクル計画書（積算段階）の作成

積算にあたり「リサイクル計画書（積算段階）」を作成します。リサイクルできない場合には、「リサイクル阻害要因説明書」を作成します。

→関連通知「建設リサイクル推進に係わる実施事項について」（建設リサイクルガイドライン）

2 リサイクル原則化ルールの適用

- ① Co 塊、As 塊、建設発生木材の現場から再資源化施設への搬出（建設発生木材については、縮減の上での最終処分でも規定）
- ② 建設汚泥の他の工事現場又は再資源化施設への搬出（縮減の上での最終処分でも規定）
- ③ 建設発生土の他の工事現場への搬出
- ④ 再生骨材の利用
- ⑤ 再生加熱アスファルト混合物の利用
- ⑥ 建設発生土及び建設汚泥処理土の利用

については、一定条件の下、**原則として経済性に関らず実施**します。

→関連通知「公共建設工事における「リサイクル原則化ルール」の策定について」

3 適正積算

原則として指定処分とし、運搬費用、再資源化等に要する費用等については適正に計上するとともに、再生資源については、品質等を考慮しつつ、**可能な限り建設資材として活用**します。

→関連通知「事業執行における積算等の留意事項について」

「営繕事業執行における積算等の留意事項について」

4 条件明示

設計図書には、

- ① 建設発生土が発生する場合は、発生土の受入場所及び仮置き場所までの距離、時間等の処分及び保管条件
 - ② 建設副産物の現場内での再利用及び減量化が必要な場合は、その内容
 - ③ 建設副産物及び建設廃棄物が発生する場合は、その処理方法、処理場所等の処理条件
 - ④ 再資源化施設又は最終処分場を指定する場合は、その受入場所、距離、時間等の処分条件
 - ⑤ 再生資材の利用
 - ⑥ 建設発生土の利用
 - ⑦ 指定副産物の搬出
 - ⑧ 特定建設資材の分解解体等・再資源化等（対象建設工事の場合）
 - ⑨ その他の協議事項
- 等を明示します。

→関連通知「条件明示について」「公共建設工事における分別解体等・再資源化等及び再生資源活用工事実施要領（土木）について」「公共建設工事における分別解体等・再資源化等及び再生資源活用工事実施要領（営繕）について」

民間工事においては、発注者は専門的な知識を有していない場合もあることから、施工者がこれに準じて運用することが望まれます。

③ 事前調査 ④ 現場分別等の計画の作成

建設リサイクル法の対象建設工事の施工前には、対象建築物等についての調査を実施し、分別解体等の計画等を作成しなければなりません。

(建リ法 9 条 1 項、同 2 項、建リ法規則 2 条 1 項 1 号、同 2 号)

<必要義務規定>

対象者（黒字）

発注者

元請業者

協力業者（下請負人等）

適切に工事を実施し、確実に分別解体等・再資源化等を実施するためには、事前調査が極めて重要になります。対象建設工事については、事前調査と現場分別の計画等を作成しなければなりません。

なお、工事の種類によって事前調査と現場分別の計画等の作成内容が違いますので注意してください。

⑤ 発注者への説明 ⑥ 受領・確認

建設リサイクル法の対象建設工事の施工前には、元請業者は届出に係る事項について発注者へ書面で説明しなければなりません。

(建リ法 12 条) <必要義務規定>

対象者（黒字）

発注者

元請業者

協力業者（下請負人等）

建設リサイクル法では、対象建設工事の事前届出は発注者に義務付けられていますが、実際に分別解体等を実施するのは工事の受注者です。分別解体等が適正に実施されるためには、発注者の届出の内容と発注者・受注者間の請負契約の内容が一致していることが必要です。

このため、元請業者は、作成した「分別解体等の計画等」に基づき届出事項について書面で説明しなければなりません。

発注者はそれを受領・確認することが必要です。

⑦ 工事請負契約

建設リサイクル法の対象建設工事の請負契約の際には、分別解体等・再資源化に要する費用などについて契約書に記載しなければなりません。

(建リ法13条、分別解体等省令4条) <必要義務規定>

対象者（黒字）

発注者

元請業者

協力業者（下請負人等）

不法投棄等の不適正処理を防ぐため、分別解体等については、発注者と元請業者の間、元請業者と下請請人の間等のそれぞれの段階で、分別解体等の方法が明確にされ、それに要する費用が適正に支払われることが重要です。そのため、対象建設工事においては、元請契約・下請契約において、下記の事項を契約書面に記載しなければなりません。

■契約書記載事項（分別解体等省令4条）

- ① 分別解体等の方法
- ② 解体工事に要する費用
- ③ 再資源化等をするための施設の名称及び所在地
- ④ 再資源化等に要する費用

⑧ 事前届出

建設リサイクル法の対象建設工事の施工前には、工事着工の7日前までに都道府県知事等へ届出なければなりません。

(建リ法10条、分別解体等省令2条) <必要義務規定>

対象者（黒字）

発注者

元請業者

協力業者（下請負人等）

発注者は、受注者に対して施工方法等について監理・監督する立場にあるため、分別解体等の実施についても、発注者が主体的に管理することが望めます。また、発注者は建設工事の注文者であり、建設廃棄物の排出の原因者でもあることから、従来から再資源化等に協力する責務が法令で定められています。

これらの理由により、適正な分別解体等を実施するため、対象建設工事においては、発注者又は自主施工者は、工事の着手の 7 日前までに「分別解体等の計画等」とあわせて「届出書」を都道府県知事等に提出しなければなりません。

なお、届出は発注者から委任状を受けて元請業者が届け出ることができます。

また、着工前に届出事項に変更がある場合や、都道府県知事から変更命令があれば「変更届」を提出します。

なお、届出の様式は国土交通省のリサイクルホームページの建設リサイクル法第 10 条届出様式集からダウンロードでできます。

(<http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/pdf/recyclehou/todokede/todokedeyoushiki.pdf>)

<国土交通省管轄工事の運用>

国や地方公共団体等については、対象建設工事の届出の代わりに通知を行うこととされており、国土交通省直轄工事での具体的な取扱いは下記通知に基づき行うこととしています。

→関連通知「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第 11 条に基づく国の機関からの都道府県知事への計画の通知について」

⑨ 施工計画の作成等

建築物の設計及びこれに用いる建設資材の選択、建設工事の施工方法等を工夫することにより、建設資材廃棄物の発生を抑制するとともに、分別解体等及び建設資材の廃棄物の再資源化等に要する費用を低減するよう努めなければなりません。また、建設資材廃棄物の再資源化により得られた建設資材を使用するよう努めなければなりません。 (建リ法 5 条) <努力義務規定>

対象者 (黒字)

発注者

元請業者

協力業者 (下請負人等)

建設業者に対しては、発生抑制、分別解体及び廃棄物の再資源化の努力が義務付けられています。

原材料等の使用の合理化を行うとともに、再生資源等を工事で利用することが求められています。 (資法4条1項)

構造物の長寿命化の促進や建設副産物の再生資源としての利用促進が求められています。 (資法4条2項)

<努力義務規定>

対象者（黒字）

発注者

元請業者

協力業者（下請負人等）

また、関連法である資源有効利用促進法では、発注者、施工者の双方に、原材料の使用の合理化、再生資源としての当該工事等での利用を求めています。

一定規模以上の工事について再生資源利用促進計画、再生資源利用計画を作成しなければなりません。(資法 15 条、同34条、再生資源判断省令 8 条 1 項、同 2 項、指定副産物判断省令 7 条 1 項、同 2 項) <必要義務規定>

対象者（黒字）

発注者

元請業者

協力業者（下請負人等）

資源有効利用促進法において、土砂、Co 塊、As 塊の再生資源又は再生品を利用すべき業種（特定再利用業種）として建設業が指定されています。また、再資源化すべき副産物（指定副産物）として建設発生土、Co 塊、As 塊、建設発生木材が指定されています。そのため、工事ごとの再生資源利用促進計画に基づき、再資源化施設に持ち込むことと併せて、再生資源利用計画に基づき、再生資源の積極的活用を検討することが必要です。

参考 特定再利用業種として建設業を指定（土砂、Co 塊、As 塊の再生資源利用） (資法2条8項、資法令2条、資法令別表第2)

建設業における指定副産物の指定（土砂、Co 塊、As 塊、木材の再資源化）

(資法2条13項、資法令7条、資法令別表第7)

1. 再生資源利用促進計画、再生資源利用計画の作成

再生資源利用促進計画、再生資源利用計画は、下表に示す一定規模未満の工事についても同様に作成・提出することが望まれます。

なお、再生資源は種類ごとに主な利用用途が定められています（①事前調査（計画・設計）参照）ので、工事ごとの再生資源利用計画に基づき、再生資源の活用を検討してください。他の用途についても、土質改良や適切な施工管理等によって使用可能であれば積極的に利用するよう努めてください。

建設発生土については、他の工事現場との連絡調整、ストックヤードの確保等に努めることが望まれます。

再生資源利用促進計画（建設副産物を搬出する際の計画）

計画を作成しなければならない工事	定める内容
次のような指定副産物を搬出する建設工事 1. 建設発生土 1,000m ³ 以上 2. Co 塊、As 塊、建設発生木 } 合計 200t 以上 材	1. 指定副産物の種類ごとの搬出量 2. 指定副産物の種類ごとの再資源化施設又は他の建設工事現場等への搬出量 3. その他、指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する事項

再生資源利用計画（再生資材を利用する際の計画）

計画を作成しなければならない工事	定める内容
次のような建設資材を搬出する建設工事 1. 土砂 1,000m ³ 以上 2. 砕石 500t 以上 3. 加熱アスファルト混合物 200t 以上	1. 建設資材ごとの利用量 2. 利用量のうち再生資源の種類ごとの利用量 3. その他、再生資源の利用に関する事項

2. 廃棄物処理計画の作成

指定副産物以外の廃棄物も多量に発生することから、適正処理を確保するため、廃棄物処理計画を作成することも望まれます。

<p>廃棄物処理計画</p> <p>1. 建設廃棄物の種類・発生量と分別、保管、運搬、中間処理、最終処分等の方法</p> <p>2. 処理業者等への委託内容</p>
--

対象者（黒字）

発注者

元請業者

協力業者（下請負人等）

なお、発注者についても、元請業者に再生資源利用促進計画、再生資源利用計画、廃棄物処理計画の作成を指導することが望まれます。

建設発生土については、他の工事現場との連絡調整、ストックヤードの確保等に努めることが望まれます。

＜国土交通省管轄工事の運用＞

国土交通省発注工事においては、再生資源利用促進計画書及び再生資源利用計画書を施工計画に含めて提出させることとしており、地方自治体等が発注する公共工事においても同様な措置を行うことが期待されています。

→関連通知「建設リサイクル推進に係る実施事項について」（建設リサイクルガイドライン）

⑩ 届出事項の告知・確認 ⑪ 工事下請負計画

建設リサイクル法の対象建設工事の下請負計画を結ぶに当たって、下請負人に届出事項について告知しなければなりません。（建リ法 12 条 2 項）

また、当該下請契約の際には、分別解体等・再資源化に要する費用などについて契約書に記載しなければなりません。

（建リ法 13 条、分別解体等省令 4 条）

＜必要義務規定＞

対象者（黒字）

発注者

元請業者

協力業者（下請負人等）

下請負人は、発注者が届け出た分別解体等の方法が分からなければ、適正な施工ができなくなり、また、契約に先立ちそのような情報を入手できなければ請負金額の適正な見積もり等に支障が生じる恐れがあります。そのため、対象建設工事の元請業者は、届出事項について、下請負人へ告知しなければなりません。

下請負人はそれを確認する必要があります。

また、下請負契約においては、発注者と元請業者との契約と同様、下記の①～④の内容を契約書面に記載する必要がありますが、③、④の再資源化等に関する事項については、原則として「該当なし」「0 円」となります。これは、一般に、再資源化等の委託は廃棄物処理委託に該当し、排出事業者である元請業者が廃棄物処理業者に処理委託することが廃棄物処理法で求められており（廃法 12 条）、通常の下請負契約においては再資源化等に関する事項が含まれないためです。

■ 契約書記載事項

- ① 分別解体等の方法
- ② 解体工事に要する費用
- ③ 再資源化等をするための施設の名称及び所在地
- ④ 再資源化等に要する費用

⑫ 工事着手前の措置（事前措置）

建設リサイクル法の対象建設工事の施工前には、分別解体等の計画等に従い、分別解体等の適正な実施を確保するための措置を講じなければなりません。

（建リ法9条2項、建リ法規則2条1項3号）

<必要義務規定>

対象者（黒字）

発注者

元請業者

協力業者（下請負人等）

分別解体等の実施の前に、分別解体等の計画等に従い、次の措置を講じなければなりません。

■事前措置の内容とその主な留意点

- ① 作業場所の確保
- ② 搬出入経路の確保
- ③ 残存物品の搬出の確認（発注者処理）（解体、増築・修繕・模様替工事の場合のみ）
 - ・PCB 廃棄物（PCB 廃棄物特別措置法）：発注者保管
 - ・冷媒フロン（フロン回収破壊法）：回収業者（知事登録業者）に引渡し
- ④ 付着物等の除去（解体、増築・修繕・模様替工事の場合のみ）
 - ・飛散性アスベスト
 - 〈吹付けアスベスト除去〉
 - *労働安全衛生法・大気汚染防止法により粉じん飛散措置を講じる
 - *特別管理産業廃棄物管理責任者を設置

STEP 2 工事中

⑬ 施工（分別解体等）

建設リサイクル法の対象建設工事の施工の際には、分別解体等の計画等に従い、①コンクリート、②コンクリート及び鉄から成る建設資材、③木材、④アスファルト・コンクリート（以上、特定建設資材）を現場で分別しなければなりません。

（建り法 9 条 1 項、同 2 項、建り法規則 2 条 1 項 4 号、同 3～7 項）

<必要義務規定>

対象者（黒字）

発注者

元請業者

協力業者（下請負人等）

1. 施工時の体制

- ① 監理技術者、主任技術者又は解体工事業者においては技術管理者を設置して、技術的な管理を行わせることが必要となります。また、建設業許可又は解体工事業者登録の標識を掲示しなければなりません。
- ② 工事現場における建設副産物対策の責任者を明確にすることが望まれます（上記主任技術者等が兼務することが望まれます）。
- ③ 再生資源利用促進計画、再生資源利用計画、廃棄物処理計画等に基づき施工しなければなりません。そのため、これらの内容について、現場担当者の教育、協力業者に対する周知徹底と明確な指導を行うことが望まれます。

2. 分別解体

Co 塊、木くず等特定建設資材廃棄物の再資源化を促進させるため、また、その他の副産物についても再資源化または適正処理を確保するために必要な分別をできるように、建設リサイクル法の施工方法の基準に従い分別解体することが必要です。

■施工方法の基準

次の手順を原則としています。また、その方法は手作業、手作業及び機械による作業によらなければなりません。建築物の解体工事の①、②については、手作業によることが原則です（施工の技術上困難な場合を除く）。

●建築物の解体工事

- ① 建築設備、内装材その他の建築物の部分（建具、造作材等）の取り外し
内装材に木材がある場合は、次の順序で取り外すこと
 - 1) 木材と一体となった石膏ボード等の建設資材（＊）
 - 2) 木材
- ② 屋根ふき材の取り外し
- ③ 外装材並びに構造耐力上主要な部分（基礎及び基礎ぐいを除いたもの）の取り壊し
- ④ 基礎及び基礎ぐいの取り壊し

＊木材が廃棄物となったものの分別の支障となるものに限る。

●工作物の解体工事

- ① さく、照明設備、標識その他の工作物に附属する物の取り外し
- ② 工作物のうち基礎以外の部分の取り壊し
- ③ 基礎及び基礎ぐいの取り壊し

3. 現場での分別徹底

建設副産物の多くは再生利用が可能なものですが、混ぜてしまうと「ごみ」、分ければ「資源」となります。施工者は、分別に当たっては次のようなことに留意してください。

- ① 建設発生土と建設廃棄物
建設発生土は廃棄物処理法の適用を受けませんが、建設廃棄物が混入したものは廃棄物と判断されますので分別を徹底しなければなりません。
- ② 一般廃棄物と産業廃棄物
作業員の生活に伴って発生する飲料の容器や弁当がら（特に生ごみ）などの一般廃棄物となるものは、産業廃棄物との分別を徹底しなければなりません。
- ③ 再資源化が可能な物の分別
製品端材や梱包材等は、メーカー等が廃棄物処理法の広域認定を取得して再資源化しているものがあります。また、さまざまな再資源化施設で、マテリアルリサイクルや熱利用しているものもあります。このような物の再資源化のためには、受入施設の条件に見合うような分別をすることが必要となります。
- ④ 安定型処分品目と管理型処分品目
安定型処分場での処分が可能な品目（安定5品目：がれき類、廃プラスチック類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、金属くず、ゴムくず）に管理型処分場への持込が必要な品目（燃え殻、木くず等）が混合しないように分別を徹底しなければなりません。なお、混合したものは安定型処分場への持込はできません。特に、廃棄物処理法の改正により「廃石膏ボード」は安定型処分場での処分ができなくなりましたので注意が必要です。

4. 現場での保管

現場で分別したものは、早期に現場外へ搬出することが望めます。しかし、一時現場内で保管することが必要な場合には、雨水浸透の処理対策や粉じん等の防止対策等、次のような項目について留意し、周辺的生活環境に悪影響を及ぼさないよう保管することが必要です。

- ① 飛散・流出しないようにし、粉じん飛散防止や浸透防止等の対策をとること。
- ② 悪臭が発生しないようにすること。
- ③ 分別する廃棄物ごとに容器（コンテナ等）を設け、保管物の種類や責任者を表示すること。
- ④ 可燃物の保管には消火設備を設けること。
- ⑤ 作業員等の関係者に周知徹底すること。

5. 現場内利用

建設副産物の搬出を抑制するため、建設副産物を現場内で改良・破碎等を行った後、当該現場で資材として利用することも検討してください。その例としては次のようなものがあります。

- ① 建設発生土（改良して埋め戻し材へ）
- ② Co 塊、As 塊（破碎して路盤材等へ）
- ③ 建設発生木材（伐採材など）（破碎してマルチング材等として利用）
- ④ 建設汚泥（脱水、固化等して盛土等へ）

②、③、④の場合には、廃棄物の処理となりますので、処理施設の設置に当たっては廃棄物処理法の許可が必要となる場合があります。

6. 縮減

最終処分場へ搬出される物については、その量を抑制するため、縮減を実施することが望めます。その際、周辺環境への影響にも十分配慮してください。

対象者（黒字）

発注者

元請業者

協力業者（下請負人等）

1. 施工時の体制

明示した条件に基づき工事が実施されるよう施工者を指導することが必要です。そのため、建設副産物対策の責任者を明確にすることが望まれます。

2. 分別解体

適正に分別解体されているか、現場での確認に努めることが必要です。

3. 現場での分別徹底

分別が徹底されているか、現場での確認に努めることが必要です。

4. 現場での保管

適正に保管されているか、現場での確認に努めることが必要です。

5. 現場内利用

適正に現場内利用されているか、現場での確認に努めることが必要です。

6. 縮減

適正に縮減されているか、現場での確認に努めることが必要です。

⑭ 副産物の再資源化・適正処理**対象者（黒字）**

発注者

元請業者

協力業者（下請負人等）

建設リサイクル法の対象建設工事においては、分別解体等によって生じた特定建設資材廃棄物（コンクリート、コンクリート及び鉄からなる建設資材、木材、アスファルト・コンクリートが廃棄物となったものについて、再資源化等をしなければなりません。）
(建リ法 16 条) <必要義務規

建設リサイクル法に定める対象建設工事から排出されるコンクリート、コンクリート及び鉄からなる建設資材、アスファルト・コンクリートの廃棄物については、再資源化をしなければなりません。

なお、木材についても再資源化をしなければなりません。が、工事現場から 50km の範囲内に再資源化施設が無く、再資源化を図ろうとする受注者に過大な負担がかかる場合に限り、焼却等によりその容積を減らすこと（縮減）で足りるとされています。

再資源化施設に持ち込む際には、受入条件に適合するよう工事現場において分別・破碎（小割）等を行うことも必要です。

廃棄物の処理に当たっては、廃棄物処理法の基準に従い処理しなければなりません。また、処理を委託する場合には、運搬と処理についてそれぞれの許可業者と書面により委託契約しなければなりません。

(廃法12条、同12条の2、同12条の3、同12条の4)

<必要義務規定>

対象者（黒字）

発注者

元請業者

協力業者（下請負人等）

1. 建設発生土

建設発生土は廃棄物処理法の適用は受けませんが、その発生及び搬出に当たり、建設廃棄物が混入しないよう分別に努めなければなりません。また、建設発生土を運搬する場合は、次の事項に留意する必要があります。

- ① 運搬車両等の適正化
 - ・過積載とならないよう徹底する（過積載運転を要求した場合も罰せられます）。
 - ・飛散・流出しないよう適切な構造の運搬車両を使用する。
- ② 運行管理等の徹底
 - ・安全の確保及び振動、騒音、粉じん等の防止など、公衆災害の防止に努める。
 - ・運搬経路の交通状況、道路事情、障害の有無等について常に実態を把握し、安全な運行管理に努める。

工事間利用できない建設発生土を、受入地において埋立や盛土を行う場合は、次の事項に留意する必要があります。

- ① 土砂の崩壊や降雨による流出等により公衆災害が生じないよう適切な措置を講じる。
- ② 元請業者は建設発生土の受入地での埋立や盛土を下請業者に行わせる場合においても、受入地での施工が適切に行われるよう指導・確認する。

なお、発注者においても、建設発生土が適正に運搬、埋立・盛土が行われたか書面等による確認に努めることが必要です。

2. 建設廃棄物

■自己処理を行う場合

事業者が、自ら処理する場合は、「産業廃棄物の収集、運搬、処分等の基準」（廃令 6 条）に従い処理しなければなりません。自社運搬する場合には、産業廃棄物運搬車両の表示と廃棄物の種類・運搬先等必要事項を記載した書面を携行することが必要です。現場内で脱水や破砕等の処理を行う場合でも、下記の施設は産業廃棄物処理施設として許可を受ける必要があるほか、技術管理者を置かなければなりません。③の場合には、元請業者が現場内に設置する移動式の破砕機は設置許可不要とされています（自治体の環境部局によって対応が異なりますので、環境部局へ事前に相談してください）。また、①の場合も一定条件を満たす場合は手続きを必要としないとされています。

許可を必要とする主な産業廃棄物処理施設

処理施設名	規模
① 汚泥の脱水施設	処理能力 10m ³ /日を超えるもの（石炭で発熱、水和する施設を含む）
② 汚泥の乾燥施設	処理能力 10m ³ /日を超えるもの（天日乾燥は 100m ³ を超えるもの）
③ 木くず又はがれき類の破砕施設	処理能力 5 t/日を超えるもの（現場での移動式破砕機は除く）

廃棄物処理法では、廃棄物の種類ごとに処分基準が定められています。処分基準の異なる廃棄物が混合している場合は、混合している廃棄物のうち最も厳しい処分基準に従わなければなりません。このため、安定型処分場に安定型産業廃棄物以外の品目が混入しないように、徹底した分別と保管が必要です。

■収集運搬、処理を委託する場合

- ① 建設廃棄物の収集運搬、処理を委託する場合は、当該産業廃棄物の収集運搬、処理の許可業者に委託するなど、「事業者の産業廃棄物の運搬、処分等の委託の基準」（廃令 6 条の 2）を遵守しなければなりません。
- ② この場合、元請業者が収集運搬と処分について許可業者と各々書面により委託契約する必要があります（2 者契約の徹底）。
また、下請負人が廃棄物処理業の許可を有している場合にあっては、建設工事（解体工事を含む）の下請負契約と廃棄物処理委託契約は、それぞれ別個に契約することが望まれます。
- ③ 適正な委託を行わない状況で、受託業者が不法投棄等を行ったときには、委託基準違反として委託者に責任が及ぶこととなります。このため、妥当な委託費用をもって適正な委託契約を行い、併せて契約内容を適切に履行するよう関係者を指導監督する必要があります。
- ④ 委託に係る産業廃棄物の流れを確認するものとして、産業廃棄物管理票（マニフェスト）の使用が義務付けられています。

3. 特別管理産業廃棄物

吹付けアスベスト除去工事に伴い発生する飛散性アスベスト等の特別管理産業廃棄物は、通常の産業廃棄物処理業者ではなく、収集・運搬と処分について、それぞれ特別管理産業廃棄物の許可業者に処理を委託しなければなりません。処理方法については、除去工事業者と十分に打合せを行っておく必要があります。

対象者（黒字）

発注者

元請業者

協力業者（下請負人等）

1. 建設発生土

建設発生土が適正に運搬、埋立・盛土が行われたか書面等による確認に努めることが必要です。

2. 建設廃棄物

発注者においても、建設廃棄物が適正に運搬、処分されたか確認に努めることが必要です。

STEP 3 竣工後

⑮ 実績記録の作成・報告・保管 ⑯ 完了報告の受領・確認

建設リサイクル法の対象建設工事の再資源化等が完了したときは、その報告を発注者に書面で行い、その写しを保存しなければなりません。

(建リ法 18 条、建リ法規則 5 条) <必要義務規定>

対象者（黒字）

発注者

元請業者

協力業者（下請負人等）

対象建設工事については、元請業者は特定建設資材廃棄物の再資源化が完了したことを発注者に書面で報告しなければなりません。

発注者はそれを受領・確認することが必要です。

■報告事項

- ① 再資源化等が完了した年月日
- ② 再資源化等をした施設の名称及び所在地
- ③ 再資源化等に要した費用

一定規模以上の工事について再生資源利用促進計画、再生資源利用計画の実施状況を把握して記録するとともに、工事完成後 1 年間保続しなければなりません。

(資法 15 条、同 34 条、再生資源判断省令 8 条 3 項、同 4 項、指定副産物判断省令 7 条 3 項、同 4 項の 36)

<必要義務規定>

対象者（黒字）

発注者

元請業者

協力業者（下請負人等）

再生資源利用促進計画、再生資源利用計画の実施状況を把握し、記録を 1 年間保存し、発注者の求めに応じて提出しなければなりません。

また、廃棄物処理計画についても実施状況を把握し記録を保存すること、建設副産物が適正に処理されたことを現場や書面等により確認することが望まれます。

対象者（黒字）

発注者

元請業者

協力業者（下請負人等）

発注者についても、計画の実施状況等を提出させるなど、発注者として建設副産物が適正に処理されたことを確認すること、現場に廃棄物が残置されていないか確認することが望まれます。

また、明示した条件（数量等）に変更が生じた場合には適切に設計変更することが望まれます。

＜国土交通省管轄工事の運用＞

国土交通省発注工事においては、再生資源利用促進実施書及び再生資源利用実施書を施工計画に含めて提出させることとしており、地方自治体が発注する公共工事においても同様な措置を行うことが期待されています。

民間工事においても、これに準じて運用することが望まれます。

→**関連通知**「建設リサイクル推進に係わる実施事項について」（建設リサイクルガイドライン）

産業廃棄物の排出事業者は、事業場ごとに、その年の6月30日までに、その年の3月31日以前の1年間において交付したマニフェストの交付等の状況の報告を、当該事業所の所在地を管轄する都道府県知事又は政令市長（以下「都道府県知事等」）に提出しなければなりません。

（廃法 12 条の3 6 項、同規則 8 条の2 7、廃法 12 条の5 8 項、同規則 8 条の3 6）

＜必要義務規定＞

対象者（黒字）

発注者

元請業者

協力業者（下請負人等）

電子マニフェストを利用した場合にあっては、情報センターが集計して都道府県知事等に報告を行うため、事業者が自ら都道府県知事等に報告する必要はありません。

(2) 現場実務のチェックリスト

建設リサイクル法が適用される工事についてのチェックリストです。

チェックの項目	実施の主体		
	発注者	元請業者	協力業者
①事前調査（計画・設計）			
■「リサイクル計画書（概略設計）（詳細設計）」の作成	<input type="checkbox"/> ※1	—	—
■再生資源の利用の検討	<input type="checkbox"/> ※1	<input type="checkbox"/>	—
②発注計画の作成等（積算・発注）			
■「リサイクル計画書（積算段階）」の作成	<input type="checkbox"/> ※1	—	—
■リサイクル原則化のルール適用	<input type="checkbox"/> ※1	—	—
■適正積算	<input type="checkbox"/> ※1	<input type="checkbox"/>	—
■設計図書への条件明示	<input type="checkbox"/> ※1	<input type="checkbox"/>	—
③事前調査 ④現場分別等の計画の作成			
■事前調査の実施	—	<input type="checkbox"/>	—
■分別解体等の計画等の作成	—	<input type="checkbox"/>	—
⑤発注者への説明 ⑥受領・確認			
■届出事項の説明、受領・確認	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	—
⑦工事請負契約			
■契約書への分別解体等・再資源化等に要する費用の記載	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	—
⑧事前届出			
■工事の届出	<input type="checkbox"/>	—	—
⑨施工計画の作成等			
■再生資源利用促進計画・再生資源利用計画の作成	<input type="checkbox"/> ※1	<input type="checkbox"/> ※2	—
■廃棄物処理計画の作成	<input type="checkbox"/> ※1	<input type="checkbox"/> ※1	—
⑩届出事項の告知・確認 ⑪工事下請負計画			
■届出事項を下請負人に告知・確認	—	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
■契約書への分別解体等・再資源化等に要する費用の記載	—	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑫工事着手前の措置（事前措置）			
■事前措置の実施	—	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑬施工（分別解体等）			
■技術管理者等の設置と標識の掲示	<input type="checkbox"/> ※1	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
■分別解体等の実施と分別の徹底	<input type="checkbox"/> ※1	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
■現場での適切な保管	<input type="checkbox"/> ※1	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
■現場内利用の検討	<input type="checkbox"/> ※1	<input type="checkbox"/>	—
■縮減の検討	<input type="checkbox"/> ※1	<input type="checkbox"/>	—
⑭副産物の再資源化等・適正処理			
■特定建設資材廃棄物の再資源化の実施	<input type="checkbox"/> ※1	<input type="checkbox"/>	—
■廃令6条に従い処理（自己処理の場合）	<input type="checkbox"/> ※1	<input type="checkbox"/>	—
■廃令6条の2に従い委託（処理を委託する場合）	<input type="checkbox"/> ※1	<input type="checkbox"/>	—
■産業廃棄物管理票（マニフェスト）の使用	<input type="checkbox"/> ※1	<input type="checkbox"/>	—
⑮実績記録の作成・報告・保管 ⑯完了報告の受領・確認			
■再資源化等の完了の報告、写しの保存	—	<input type="checkbox"/>	—
■再資源化等の完了の受領・確認	<input type="checkbox"/>	—	—
■再生資源利用促進計画・再生資源利用計画の実施状況の記録	<input type="checkbox"/> ※1	<input type="checkbox"/> ※2	—
■マニフェストの年度集計と報告	—	<input type="checkbox"/>	—

【凡例】

- ・ ：必須義務 ：実施又は指導の努力義務
- ※ 1：公共工事においては実施義務又は指導義務が定められている
- ※ 2：公共工事においては実施義務が定められているが、民間工事においては再生資源判断省令・指定副産物判断省令により、一定規模以上の工事の場合に実施義務が定められている。

2 建設リサイクル Q&A リスト

1 現状に関するQ&A

- 1 建設廃棄物にはどのような課題があるのか？
- 2 中部における建設リサイクルの現状は？

2 法律・制度に関するQ&A

(i)建設リサイクル法または廃棄物処理法に関するQ&A

- 1 建設リサイクル法の対象となる工事は？何をすべきか？
- 2 建設リサイクル推進計画の対象となるのはどのような工事か？
- 3 再資源化とは何をさすのか？どう行えばよいか？行う際の注意点は？
- 4 建設リサイクルを行う際の、具体的な手順に関する指針はないか？
- 5 建設廃棄物の処理において発注者の役割とは何か？
- 6 マニフェスト制度とはどのようなものか？紙マニフェスト、電子マニフェストはどのようなものか？
- 7 工事現場で建設廃棄物の処理を行う場合、元請業者と下請け業者の役割はどうなっているのか？
- 8 建設副産物の「自ら利用」とはどのようなものか？その際に相談すべき窓口はどこか？
- 9 解体工事の実施に当たり、現場でミンチ解体を行って別の場所で分別してはいけないのか？
- 10 工事現場から発生する廃棄物はどのように分別したらよいのか？
- 11 建設リサイクル法の都道府県知事への届出は、受注した建設業者が発注者に代わって提出しても大丈夫か？
- 12 最終処分の確認は具体的にどのようにすればよいのか？
- 13 建設廃棄物の委託契約を行いたい、業者選定にあたってどのようなことを確認したら良いか？
- 14 コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材について、特定建設資材廃棄物に該当するかどうかについて、参考となる情報はどうか入手できるか？
- 15 指定建設資材廃棄物である建設発生木材について、縮減処理してよいケースとはどのような場合か？
- 16 特定建設資材廃棄物以外の建設廃棄物のリサイクルはどのように実施すれば良いか？
- 17 建設廃棄物を自社で運搬・処分をしたいがどのようにすれば良いか？ また、どのようなことに注意すれば良いか？
- 18 工事現場での中間処理はどのように実施するのか？
- 19 石膏ボードが付着したコンクリート等、分別が困難なものはどう対応すれば良いか？
- 20 コンクリートとアスファルト・コンクリートを分別しないでリサイクルできる施設が近くにある場合、分別する必要はあるか？
- 21 木くずの再資源化施設が近くにない場合でも、遠方の処理施設まで運んで再生処理しなくてはならないのか？
- 22 リサイクル原則化ルールはどのようなルールか？対象工事は？
- 23 公共工事土量調査とはどのようなものか？対象となる機関と工事は？
- 24 土量調査、リサイクル原則化ルール以外の工事間利用促進策は？

(ii) 土壌汚染対策法に関する Q&A

- 1 汚染土壌の処理施設、受入施設はどのように探したらいいか？
- 2 建物周辺の土壌汚染の調査を依頼された。その場合は、どのような機関に調査を依頼すればよいか？
- 3 産業廃棄物管理票の交付義務者は排出事業者（元請会社）であるが、搬出汚染土壌管理票の交付義務者はだれになるのか？
- 4 指定区域外から搬出する汚染土壌についても「搬出汚染土壌管理票」を使用しなければならないのか？
- 5 建設工事の実施に当たり、どのようなケースに土壌調査を行わなければならないのか？また、そのような場合、どのような機関に調査を依頼すればよいか？

3 個別品目に関する Q&A

- 1（建設発生木材）CCA 処理木材はどのように判断したらいいか？
- 2（建設発生土）建設工事から発生する建設発生土に関する法規制はあるか？また地方自治体の残土条例・要綱とはどのようなものか？
- 3（建設混合廃棄物）廃棄物の保管ヤードが十分に取れず、搬出時間の制限などもあり、発生した廃材は混合廃棄物として出さざるを得ない状況である場合、混合廃棄物を出す際に留意すべきことは何か？
- 4（建設混合廃棄物）建設混合廃棄物を極力減らすべく、現場分別を実施したいと考えているが、その分別に関して参考となる基準等があるか？
- 5（石膏）廃石膏ボードの処理はどのようにすべきか？
- 6（石綿）建物に吹付け石綿が使用されているか否かの判断方法は？
- 7（石綿）解体工事により発生した石綿含有成形版等の廃棄物は、どのような法令、基準に基づき処理したらよいか？

4 具体例に関する Q&A

- 1 同一箇所でも床面積 50 m²と 35 m²の建築物を別契約により解体する場合、届出はどうすればよいか？
- 2 床面積の合計が 400 m²の新築工事と請負代金 600 万円の擁壁工事を同一契約により請け負う場合、届出対象はどうなるのか？
- 3 床面積が 75 m²の古い住宅の解体と 200 m²の新築工事を近くの工務店と契約しました。建設リサイクル法の対象建設工事となるのか？
- 4 小規模な工事のために廃棄物がわずかしか発生しないが、建設リサイクル法や廃棄物処理法が適用されるのか？また、排出する廃棄物を合わせても運搬車両 1 台分にも満たないが、1 台の収集・運搬車両に複数の種類の廃棄物を搭載させてはいけないのか？
- 5 工事現場で、協力会社が既設のコンクリートを撤去して収集運搬業者のトラックに積込んだが、マニフェストは、誰が交付するのか？ また、建設発生土の運搬、処分を委託する場合、マニフェストの交付は必要か？

1 現状に関する Q&A

No.	Q	A
1	建設廃棄物にはどのような課題があるのか？	廃棄物全体に関して、最終処分場の残余容量の不足と、不法投棄の横行が問題となっています。その中でも建設廃棄物は量が多く、不法投棄の割合も大きいことが課題となっています。
2	中部における建設リサイクルの現状は？	建設副産物実態調査（平成 20 年度）の結果では、「建設発生木材（縮減含む）」、「建設混合廃棄物」、「建設発生土」の 3 品目について、「建設リサイクル推進計画 2008（中部地方版）」で定めた再資源化率等の目標値を達成できていません。

2 法律・制度に関する Q&A

(i) 建設リサイクル法または廃棄物処理法に関する Q&A

No	Q	A
1	建設リサイクル法の対象となる工事は？何をすべきか？	対象となる工事は特定建設資材を使用する工事で、工事種類によって規模が指定されています。工事においては、①分別解体及び再資源化 ②届出・通知と書面報告の実施以上二点が義務付けられています。
2	建設リサイクル推進計画の対象となるのはどのような工事か？	国、地方公共団体及び民間が行う建設工事全体を対象としています。直接の対象は国土交通省所管公共工事ですが、他省庁や民間などが行う建設工事においても、建設副産物リサイクル広報推進会議及び各地方建設副産物対策連絡協議会の活動等を通じて、この計画が反映されることが期待されています。
3	再資源化とは何をさすのか？どう行えばよいか？行う際の注意点は？	再資源化とは、建設廃棄物に関して、①資材または原材料として利用することができる状態にする行為、②燃料として使用可能なものについて、熱を得ることに利用することができる状態にする行為 のことをさします。再資源化をどのように行えばよいかについては、資材ごとに確認する必要があります。また、再資源化のために建設廃棄物を再資源化施設に搬入する場合、再資源化施設をあらかじめ探しておく必要があります。
4	建設リサイクルを行う際の、具体的な手順に関する指針はないか？	国土交通省が発注する公共工事においては、「建設リサイクルガイドライン」に、推進計画の目標値を達成させるための方法・様式が記載されています。リサイクル計画書の作成など、建設事業の計画・設計段階から施工段階までの各段階、積算、完了の各執行段階における具体的な実施事項・手順についてまとめられています。また、自治体が発注する公共工事においても、本ガイドラインに即したリサイクル促進が求められています。

5	建設廃棄物の処理において発注者の役割とは何か？	<p>建設工事では、廃棄物処理の責任は元請業者にあります。建設工事から生ずる廃棄物をきちんと処理するためには、元請業者がその責任を果たすとともに、発注者も協力することが大切です。協力の方法として、</p> <p>①廃棄物の発生が少なくなる設計を心がけ、また、再生材の利用などリサイクルにも心がける。</p> <p>②廃棄物の処理方法は仕様書などで明確に指示し、元請業者に廃棄物処理に関する計画書の提出を求める。</p> <p>③適正な処理費用を計上する。</p> <p>④発注者は責任者を定め、元請業者が廃棄物の処理をきちんと行っているか管理する。</p> <p>⑤工事終了後は元請業者に対し報告を求め、廃棄物が適正に処理されたかどうか確認するなどあげられます。</p>
6	マニフェスト制度とはどのようなものか？紙マニフェスト、電子マニフェストはどのようなものか？	<p>マニフェストとは、産業廃棄物の排出事業者が処理・処分を外部に委託する際に、処理・処分の終了を確認するために産業廃棄物とともに流通させる「産業廃棄物管理票」のことをいいます。マニフェスト制度とは、マニフェスト伝票を用いて廃棄物処理の流れを確認できるようにし、不法投棄などを防止するためのものです。事業者が廃棄物の処理を委託する際に、受託者に対し産業廃棄物管理票を交付し、処理終了後に受託者からその旨を記載した産業廃棄物管理票の写しの送付を受けることにより、委託内容どおりに廃棄物が処理されたことを確認することで、適正な処理を確保する制度で、廃棄物処理法において規定されています。マニフェストには、複写式の紙伝票を利用するもの（紙マニフェスト）と電子情報技術を利用するもの（電子マニフェスト）があります。</p>
7	工事現場で建設廃棄物の処理を行う場合、元請業者と下請け業者の役割はどうなっているのか？	<p>建設工事では、廃棄物を処理する責任は、発注者から直接工事を請け負った元請業者にあります。下請業者が工事を行っても、廃棄物処理の責任は元請業者にあります。元請業者は自らの責任において適正処理を行い、廃棄物の発生抑制、再生利用などによる減量化並びに再生資材の活用を積極的に図るなど、元請業者としての役割に努める必要があります。下請業者は、元請業者の指示に従い分別や再資源化が実施されるよう協力する必要があります。</p>
8	建設副産物の「自ら利用」とはどのようなものか？その際に相談すべき窓口はどこか？	<p>自ら利用とは、建設工事等に伴って発生する産業廃棄物を他人に有償譲渡できる性状にしたものを元請業者などの排出事業者（占有者）が自ら使用することをいいます。</p> <p>中部地方整備内では、岐阜県、岐阜市、静岡県、静岡市、浜松市、愛知県、名古屋市、豊田市、豊橋市、岡崎市、三重県の各自治体の環境部局等が窓口となります。</p>
9	解体工事の実施に当たり、現場でミンチ解体を行って別の場所ではいけないのか？	<p>建設リサイクル法第 2 条第 3 項において、分別解体とは、解体工事の場合「建築物等に用いられた建設資材に係る建設資材廃棄物をその種類ごとに分別しつつ当該工事を計画的に施工する行為」と定義されているため、現場で分別しつつ解体工事を行うことが必要です。</p>

10	<p>工事現場から発生する廃棄物はどうに分別したらよいのか？</p>	<p>「建設リサイクル法」で定められている特定建設資材廃棄物のコンクリート、アスファルト・コンクリート、木材は、対象建設工事の場合、どのような時でもしっかりと分別しなければなりません。</p> <p>その他、工事現場から発生する廃棄物は種々ありますが、処分基準がそれぞれ異なるため、受入施設の条件に見合うような分別をすることが必要です。具体的には、次にあげた項目にそって分別する必要があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●再生利用できる主なもの（①木くず（特定建設資材廃棄物）／②コンクリート塊（特定建設資材廃棄物）／③アスファルト・コンクリート塊（特定建設資材廃棄物）／④ダンボール／⑤その他古紙／⑥空き缶／⑦空きビン／⑧金属くず／⑨石膏ボード、ロックウール吸音版、ALC等） ●安定型処分場での処分が可能な品目（安定5品目：がれき類※、廃プラスチック類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、金属くず、ゴムくずまた、次の管理型処分場での処分が必要な品目が混合すると、安定型処分場での処分ができません。） ●管理型処分場での処分が必要な品目（木くず※、紙くず、繊維くずなど） ●一般廃棄物（生ゴミ、新聞・雑誌、図面・書類など）・・・産業廃棄物と混合させないようにします。 <p>※がれき類、木くずには、特定建設資材のものと混合させないようにします。</p>
11	<p>建設リサイクル法の都道府県知事への届出は、受注した建設業者が発注者に代わって提出しても大丈夫か？</p>	<p>建設リサイクル法では、一定規模の建築物の解体等を実施する場合には、工事を発注する人は、分別解体等の計画について都道府県知事に届け出なければなりません。この届け出は、原則として発注者本人が届出書受理行政庁に出向いて提出するのが原則です。届出書の提出は、元請業者の担当者が代理で行うことが多いようです。この場合には委任状の提出が必要となります。</p>
12	<p>最終処分の確認は具体的にどのようにすればよいのか？</p>	<p>事業者は中間処理を委託した場合であっても、中間処理後の産業廃棄物の最終処分を確認できるように改正が行われました。具体的には、</p> <ul style="list-style-type: none"> ●最終処分業者は、中間処理後の産業廃棄物について最終処分が終了したときは、中間処理業者から交付されたマニフェストに最終処分が終了した旨を記載し、その写しを中間処理業者に送付する。 ●最終処分が終了した旨を記載されたマニフェストの写しの送付を受けた中間処理業者は事業者から交付されたマニフェストに最終処分が終了した旨を記載し、その写しを事業者へ送付する。 <p>以上二点より、事業者は中間処理を委託した産業廃棄物の最終処分をマニフェストを通じて確認することができることとされました。</p>
13	<p>建設廃棄物の委託契約を行いたい、業者選定にあたってどのようなことを確認したら良いか？</p>	<p>産業廃棄物処理業の許可内容の確認、処理施設・処理方法の確認、廃棄物の保管・管理状況の確認が必要です。</p> <p>産業廃棄物処理業許可の分類として ①産業廃棄物収集・運搬業者 ②産業廃棄物中間処理業者 ③産業廃棄物最終処分業者 ④特別管理産業廃棄物処理業者があります。許可の有効期限の確認、事業範囲には、業の区分として、収集・運搬、中間処理、最終処分があり、取り扱う産業廃棄物の種類が明示してあります。したがって委託する産業廃棄物が、許可証の事業範囲に含まれていることを確認します。また、廃棄物の発生場所以外の都道府県の処理業者に委託する場合は、発生場所、処分場所それぞれの都道府県知事の許可が必要です。中間処理、最終処分では、管轄する知事に事前に協議や届出が必要な場合もあるので、行政機関に問い合わせ確認することが必要です。処理施設に関しては、委託者は、委託する産業廃棄物の品目に合致した処理方法を選択し、それに適した施設であることの確認が必要です。</p>

14	コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材について、特定建設資材廃棄物に該当するかどうかについて、参考となる情報はどういったら入手できるか？	全てを網羅はできませんが、国土交通省のホームページにある建設リサイクル法Q&A（ http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/pdf/recyclehou/qanda/qanda2.pdf ）に、どのような場合に特定建設資材廃棄物に該当するのかについてのQ&Aが掲載されています。まずはこちらを参考にすることができでしょう。
15	指定建設資材廃棄物である建設発生木材について、縮減処理してよいケースとはどのような場合か？	縮減処理してよい場合は次の場合です。 1. 再資源化施設までの距離：工事現場から50km以内に再資源化を行うための施設がない場合 2. 地理的条件、交通事情その他の事情での運搬車両が通行する道路が整備されていない場合であって、縮減をするために行う運搬に要する費用の額がその再資源化（運搬に該当するものに限る。）に要する費用の額より低い場合
16	特定建設資材廃棄物以外の建設廃棄物のリサイクルはどのように実施すれば良いか？	コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、木材以外の建設廃棄物は、「建設リサイクル法」では分別や再資源化が義務付けられていません。特定建設資材廃棄物以外の廃棄物であっても分別することにより再資源化が容易となり経済的に有利となる場合などは、分別を実施することになります。建設廃棄物の分別の実施は、委託契約を結ぶ中間処理施設等の受け入れ基準（分別の種類、程度、料金等）をよく確認して判断してください。 また、石膏ボードについては再資源化されるもの以外は、管理型処分場で処分しなければならず、したがって石膏ボードが混入した廃棄物はすべて管理型処分場での処理となり、過大な支出となるので石膏ボードの分別は重要です。
17	建設廃棄物を自社で運搬・処分をしたいがどのようにすれば良いか？ また、どのようなことに注意すれば良いか？	産業廃棄物の処理について廃棄物処理法の第11条では、事業者は、その産業廃棄物を自ら処理しなければならないと記されています。また、第12条3項で運搬又は処分を他人に委託する場合は、産業廃棄物収集運搬業者、産業廃棄物処分業者、その他環境省令で定める者にそれぞれ委託しなければならないとなっています。したがって、元請業者（排出事業者）が建設廃棄物を自ら収集・運搬する場合は、収集運搬業の許可は不要です。また、自ら処分する場合も処分業の許可は不要ですが、処理施設の能力が一定の規模を超える場合（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条参照）は、施設を設置する際に都道府県知事または政令市長の許可が必要となります。産業廃棄物を収集運搬する際には、その運搬車（自動車など）の両側面に産業廃棄物を収集運搬している旨の表示と排出事業者名を表示しなければなりません（廃棄物処理法施行規則第7条の2の2）。また、処理基準と保管基準などを遵守しなくてはなりません。

18	工事現場での中間処理はどのように実施するのか？	<p>廃棄物の搬出量を抑制するため、また、現場内利用を図るため、現場内での中間処理を検討してください。現場内で中間処理を行う場合は、廃棄物処理法や騒音・振動の規制法等、関係法令を順守するとともに、周辺環境への影響にも十分配慮することが必要となります。中間処理には、①建設汚泥の脱水、乾燥、②コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、木くずの破碎 等があります。ただし、現場内で中間処理を行う場合、施設の処理能力に応じ都道府県知事又は政令市長の許可が必要となります現場での焼却はダイオキシン類発生の要因となりますので行ってはいけません。</p> <p>廃棄物処理法では、廃棄物を処理する場合は自ら処理するか、廃棄物処理業の許可を受けたものしか処理できないことになっています。したがって、現場で処理する場合、排出事業者（＝元請業者）が自ら処理を実施する必要があります。この場合、廃棄物の処理施設が自社設備（リースやレンタルでも可）であり、雇用関係にある社員（運転者等）が処理することが必要です。</p>
19	石膏ボードが付着したコンクリート等、分別が困難なものはどう対応すれば良いか？	<p>分別解体等の行為については、特定建設資材廃棄物をその種類ごとに分別回収するために適切な施工方法に関する基準を定めることとしております。</p> <p>基準では、施工手順を示しており、特定建設資材の分別は、従来から一般的に行われている分別解体工事の手順に準拠して行われることを基本としています。</p>
20	コンクリートとアスファルト・コンクリートを分別しないでリサイクルできる施設が近くにある場合、分別する必要はあるか？	<p>コンクリートもアスファルト・コンクリートも特定建設資材であり、分別解体を実施すること、再資源化することが義務付けられています。ただし、現場での分別解体をどの程度まで実施するかについては、再資源化施設の受入条件を踏まえて、受け入れ可能となる状態にするまでの処理を行えば良いことになっています。</p>
21	木くずの再資源化施設が近くにない場合でも、遠方の処理施設まで運んで再生処理しなくてはならないのか？	<p>縮減処理してよい場合は次の場合です。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 再資源化施設までの距離：工事現場から50km以内に再資源化を行うための施設がない場合 2. 地理的条件、交通事情その他の事情での運搬車両が通行する道路が整備されていない場合であって、縮減をするために行う運搬に要する費用の額がその再資源化（運搬に該当するものに限る。）に要する費用の額より低い場合
22	リサイクル原則化ルールはどのようなルールか？対象工事は？	<p>国土交通省が発注する公共工事において、経済性のいかににかかわらず特定の建設副産物のリサイクルを原則として実施することを定めたものです。自治体が発注する公共工事においても、本ルールに即したリサイクル促進が求められています。</p>

23	公共工事土量調査とはどのようなものか？対象となる機関と工事は？	建設発生土の工事間利用を促進させるために、土砂のフローを全体で一括管理・把握する調査です。対象は公共工事、うち 1000 m ³ 以上の土砂の搬出又は 1000 t 以上の建設汚泥の搬出又は 500 m ³ 以上の土砂の搬入がある工事となっています。
24	土量調査、リサイクル原則化ルール以外の工事間利用促進策は？	発生土の工事間利用については、地域内で工事間利用を促進させようと努力する自治体等で様々な取り組みがなされています。例えば静岡県の残土掲示板、愛知県の貯留土システム、東京都の発生土利用調整会議などがあげられます。

(ii) 土壌汚染対策法に関する Q&A

No.	Q	A
1	汚染土壌の処理施設、受入施設はどのように探したらいいか？	汚染土壌の処理施設や受け入れ施設を探すには、例えば(社)土壌環境センターの会員企業は、土壌環境ビジネスを専門とするコンサルタントが登録されているのでコンサルタントの担当者に相談することができます。また、土壌環境センターのHPでも、土壌環境ビジネスを専門とするコンサルタントを検索できます。また、環境省のHPで「土壌汚染対策法に基づく汚染土壌処理業者一覧」が公開されています。
2	建物周辺の土壌汚染の調査を依頼された。その場合は、どのような機関に調査を依頼すればよいか？	土壌汚染の調査は、土壌汚染対策法に基づく基準に従って有害性や対策を判定します。また、調査は環境大臣指定の調査機関（第三者機関）に依頼することになっています。
3	産業廃棄物管理票の交付義務者は排出事業者（元請会社）であるが、搬出汚染土壌管理票の交付義務者はだれになるのか？	搬出汚染土壌管理票の交付を義務付けられているのは、「汚染の除去等の措置を講ずべきことを命ぜられた者」または「土地の形質の変更をしようとする者」（発注者）であり、委託を受けた搬出実施者（元請会社）が交付者に代わってこれを行うことができるとされています。
4	指定区域外から搬出する汚染土壌についても「搬出汚染土壌管理票」を使用しなければならないのか？	法の義務付けではなく、通知で告示に基づき処分等を行うことが望ましいとなっています。何らかの管理は必要だが必ずしも「搬出汚染土壌管理票」を使用する必要はありません。
5	建設工事の実施に当たり、どのようなケースに土壌調査を行わなければならないのか？また、そのような場合、どのような機関に調査を依頼すればよいか？	土壌汚染調査が義務付けられるのは、有害物質使用特定施設の使用の廃止時や、3000 m ² 以上の土地の形質変更時等です。建設工事において 3000 m ² 以上の土地を形質変更（掘削する面積＋盛り土する面積≥3000 m ² ）する場合は、都道府県知事への届出が必要となることに注意が必要です。都道府県知事が改変をしようとする土地に汚染のおそれがあるかどうかを判断し、汚染のおそれがあると判断された場合には調査命令が出て、必ず調査が必要になります。また調査機関については、「調査を的確に実施することができる者を環境大臣が指定し、土壌汚染対策法に基づく土壌汚染の調査を行う者は、当該指定を受けた者（指定調査機関）のみに限るとともに、この指定調査機関について環境大臣が必要な監督等を行う」とされています。

3 個別品目に関する Q&A

No	品目	Q	A
1	建設発生木材	CCA 処理木材はどのように判断したらいいか？	CCA 処理木材は、有害なシロアリなどから木造住宅を守るために多く使用されていましたが、1997 年以降降水質汚濁防止法でヒ素の排出基準が強化されたことなどを契機として生産が激減しました。それ以前の 1965 年から 1997 年に建築された木造住宅の床回りの土台や根太部分等には CCA 処理木材が使用されている可能性は高いといえます。より確実な方法としては、試薬等による判別方法や、専門機器による判別方法もあります。
2	建設発生土	建設工事から発生する建設発生土に関する法規制はあるか？また地方自治体の残土条例・要綱とはどのようなものか？	受入地で埋立、盛土を行うにあたって、土地利用、自然環境保全、防災等に関する関係法令のうち該当するものについては、これら法令に定める諸手続を行わなければなりません。 また、地方自治体によってはいわゆる「残土条例」を制定している場合があるので、あらかじめ各自治体の担当部局に問い合わせを行い条例等の有無について確認を行うとともに、所要の手続を行わなければなりません。
3	建設混合廃棄物	廃棄物の保管ヤードが十分に取れず、搬出時間の制限などもあり、発生した廃材は混合廃棄物として出さざるを得ない状況である場合、混合廃棄物を出す際に留意すべきことは何か？	混合廃棄物として搬出する場合、搬出先（処理委託業者）の許可内容を確認しておく必要があります。通常、混合廃棄物には、廃プラスチック類・がれき類などの安定型産業廃棄物や建設発生木材・紙くすなどの管理型産業廃棄物が混入されているので、委託する処理業者は、これらの種類の廃棄物処理の許可を得ていなければなりません。許可内容の確認の際には、処理能力についても確認しておかなければなりません。また、最終処分量をできるだけ少なくするために、混合廃棄物を選別しリサイクルに有効な処理を行っているかなどの評価も必要です。また、マニフェストに記入する際には混合廃棄物に含まれる廃棄物の種類に○を付し、混合廃棄物の欄に全体の数量を記入することに留意する必要があります。
4		建設混合廃棄物を極力減らすべく、現場分別を実施したいと考えているが、その分別に関して参考となる基準等があるか？	国土交通省「第4回首都圏建設副産物小口巡回共同回収システム構築協議会」(平成 20 年)で決定された、現場分別の基準を参考にすることができます。 (http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/pdf/fuku_sanbutsu/koguchijunkai/04/04_1_betten.pdf) あるいは http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/pdf/fuku_sanbutsu/koguchijunkai/04/04_2_betten.pdf)

5	石膏	廃石膏ボードの処理はどのようにすべきか？	<p>廃石膏ボードは、他の資材と分別して中間処分施設へ搬出することで、石膏ボード用原料への再生や、土質改良材など他の用途として再生利用することが可能となっています。なお、埋立処分する際には、硫化水素発生の可能性があることから、管理型最終処分場に搬出しなければなりません。国土交通省のHPに「廃石膏ボード現場分別解体マニュアル」が掲載されており、現場ではそちらを参考にすることができます。</p> <p>(http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/pdf/recyclehou/manual/sekkou_syousai.pdf)</p>
6	石綿	建物に吹付け石綿が使用されているか否かの判断方法は？	<p>吹付け石綿が使用され始めたのは昭和30年頃で、昭和50年に労働安全衛生法で禁止されましたが昭和54年頃まで吹き付けロックウールの一部（含有率5%以下）として使用されていました。建物の建てられた年代や使用場所、商品名等で、ある程度の目安はつけられることができます。</p>
7		解体工事により発生した石綿含有成形板等の廃棄物は、どのような法令、基準に基づき処理したらよいか？	<p>廃棄物処理法及び同法に係る環境省通知や基準、都道府県及び政令市の条例等並びに指針類等の規定によります。また、石綿含有成形板等を受け入れる最終処分場等では受入基準等を定めている場合もあり、当該受入基準等に従う必要があります。</p>

4 具体例に関する Q&A

No	Q	A												
1	同一箇所では床面積 50㎡と 35㎡の建築物を別契約により解体する場合、届出はどうすればよいのか？	<p>発注者が同一の受注者と契約する場合は、工事箇所が複数箇所か同一箇所か、契約の種類が同一契約か複数契約かで判断基準が異なり、該当する場合は届出が必要になります（下表参照）。本件の場合、床面積の合計が 85㎡の一契約と判断され、対象建設工事に該当し、その旨の届出が必要になります。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工事箇所</th> <th>契約の種類</th> <th>判断基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">複数</td> <td>同一契約</td> <td rowspan="2">1箇所あたりの工事毎に対象建設工事であるかどうかで判断する。</td> </tr> <tr> <td>別契約</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">同一</td> <td>同一契約</td> <td>全体の工事規模で判断する。</td> </tr> <tr> <td>別契約</td> <td>全体の工事規模で判断する。ただし、施工令第2条第2項の「正当な理由」に基づいて契約を分割した場合は、この限りではない。</td> </tr> </tbody> </table>	工事箇所	契約の種類	判断基準	複数	同一契約	1箇所あたりの工事毎に対象建設工事であるかどうかで判断する。	別契約	同一	同一契約	全体の工事規模で判断する。	別契約	全体の工事規模で判断する。ただし、施工令第2条第2項の「正当な理由」に基づいて契約を分割した場合は、この限りではない。
工事箇所	契約の種類	判断基準												
複数	同一契約	1箇所あたりの工事毎に対象建設工事であるかどうかで判断する。												
	別契約													
同一	同一契約	全体の工事規模で判断する。												
	別契約	全体の工事規模で判断する。ただし、施工令第2条第2項の「正当な理由」に基づいて契約を分割した場合は、この限りではない。												
2	床面積の合計が 400㎡の新築工事と請負代金 600万円の擁壁工事を同一契約により請け負う場合、届出対象はどうなるのか？	<p>複数の工種にまたがる工事の場合は、それぞれの工種単位で対象建設工事かどうか判断し、この場合、新築工事は 500㎡以下、擁壁工事（建築物以外の工作物の工事）は請負代金の額 500万円以上であることから、擁壁工事のみが対象建設工事に該当し、その旨の届出が必要になります。</p>												
3	床面積が 75㎡の古い住宅の解体と 200㎡の新築工事を近くの工務店と契約しました。建設リサイクル法の対象建設工事となるのか？	<p>契約したそれぞれの工事の建築物の解体が 80㎡以下、新築工事が 500㎡以下なので、ともに規模の基準以下なので対象建設工事には該当しません。ただし、都道府県の条例により、対象建設工事の規模引き下げが可能ですので必ず確認して下さい。</p> <p>また「建設リサイクル法」は、発注者が過度の負担とならない範囲で主要な建設資材の再資源化を推進するものです。したがって、このような工事での届け出は不要ですが、この契約の場合には、建築物の解体の延べ床面積 80㎡以上の工事と同程度の建設廃棄物の排出が想定されます。工事を契約する工務店がリサイクルなど環境問題に対して真剣に取り組んでいる会社であれば、特定建設資材の再資源化を実施するでしょう。このあたりについて契約前に確認しておくとうまいでしょう。</p>												

4	<p>小規模な工事のために廃棄物がわず かしか発生しないが、建設リサイクル 法や廃棄物処理法が適用されるの か？また、排出する廃棄物を合わせて も運搬車両 1 台分にも満たないが、1 台の収集・運搬車両に複数の種類の廃 棄物を搭載させてはいけないのか？</p>	<p>廃棄物排出量の多少にかかわらず法が適用されます。</p> <p>建設リサイクル法では、特定建設資材を用いた建築物等に係る解体工 事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事であって、一定規 模以上の建設工事（対象建設工事）について、分別解体等によりコン クリートがらや木くず等の特定の建設資材（特定建設資材）を現場で 分別し、その上で再資源化（木くずについては再資源化が困難な場合 には縮減でも可）を行うなどを義務付けていますが、特定建設資材の 使用量や廃棄物の発生量の規定はありません。</p> <p>したがって、特定建設資材が使用されており、解体や新築・改修を行 おうとする建築物（又はその他工作物）の工事規模が建設リサイク ル法に定める規模以上であれば、廃棄物の量にかかわらず建設リサイク ル法の対象になります。</p> <p>また、廃棄物処理法では、排出する廃棄物の量の多少による排出事業 者に係る規制内容の違いはありません。したがって、たとえ少量しか 産業廃棄物を排出させなくても保管、収集・運搬、処分に関する基準 が適用されます。収集・運搬や処分を他人に委託する場合には、委託 契約書の作成、マニフェストの交付などを行わなければなりません。</p> <p>廃棄物の混載については、1 台の車両で数種類の廃棄物を運搬するこ とについて、特に問題はありません。ただし、荷台に中仕切りを設け たり、コンテナ等の容器ごと収集するなど、取り扱い方法の異なる廃 棄物が混合しないようにする必要があります。なお、マニフェストは 廃棄物の種類ごとに交付しなければなりません。</p>
---	--	---

5	<p>工事現場で、協力会社が既設のコンクリートを撤去して収集運搬業者のトラックに積込んだが、マニフェストは、誰が交付するのか？ また、建設発生土の運搬、処分を委託する場合、マニフェストの交付は必要か？</p>	<p>マニフェスト伝票は、排出事業者が廃棄物が適正に処理されたかを把握するために交付しなければなりません。したがって排出事業者となる元請業者が交付します（廃棄物処理法第 12 条の 3 参照）。</p> <p>工事現場でコンクリート塊を撤去したのが協力業者だからといっても排出責任は元請業者にあるわけですからマニフェスト伝票への記入と交付は元請業者の社員が責任をもって実施しなければなりません。マニフェスト伝票への記入は、廃棄物の品目ごとに発行して下さい。また、搬出先が異なる場合は、搬出先ごとに交付して下さい。マニフェスト伝票の保存期間は 5 年間となっています（廃棄物処理法施行規則第 8 条の 20、26、30、30 の 2 参照）。建設系廃棄物マニフェストは、建設マニフェスト販売センター（03-3523-1630）及び各都道府県建設業協会もしくは産業廃棄物協会にて取り扱っています。</p> <p>建設発生土は、建設副産物ですが廃棄物ではないのでマニフェストの交付は不要です。</p> <p>マニフェストの交付が不要といっても元請業者は、建設発生土が適正に処理されているかについての管理責任はあります。不法投棄した建設廃棄物を建設発生土で覆い隠すような悪質なケースも散見されます。建設発生土の運搬処理を委託する場合は、信頼のおける優良な業者選択が大切です。</p>
---	--	---

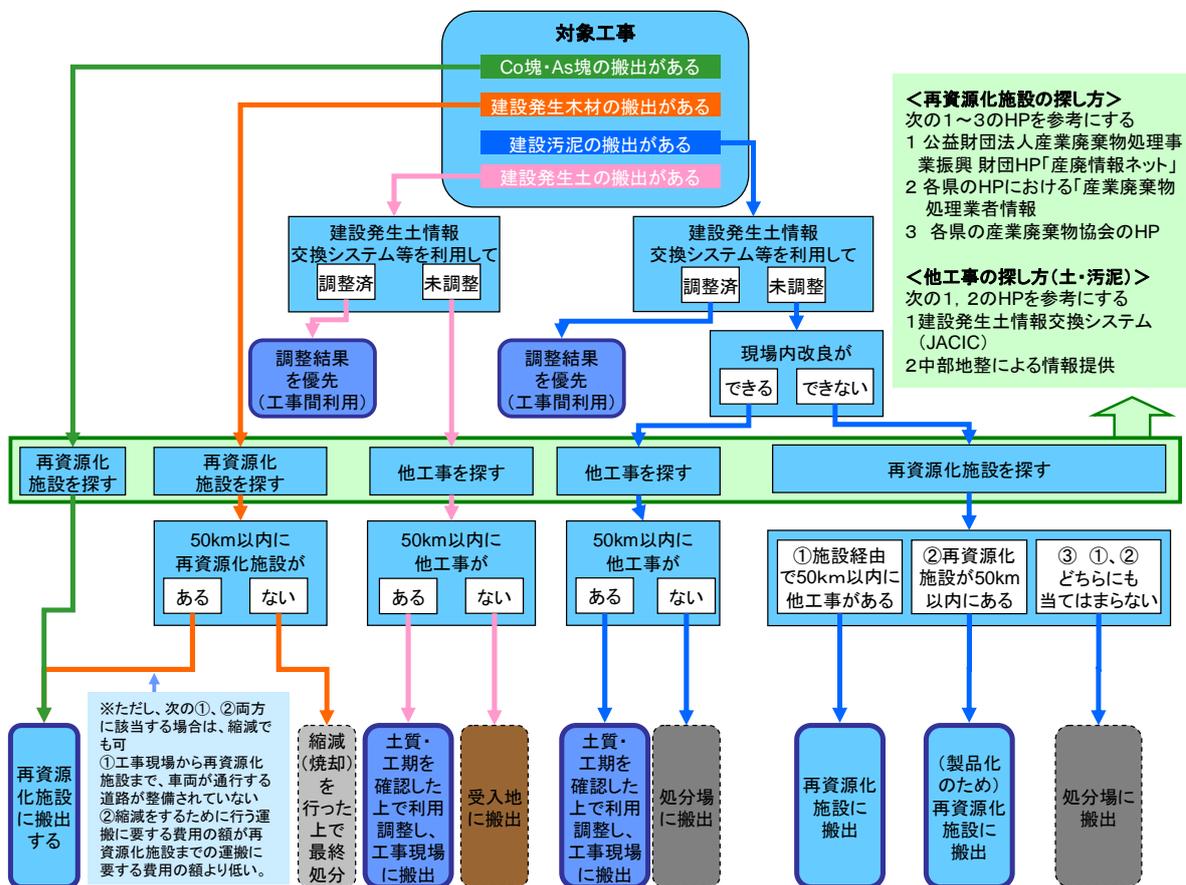
3 リサイクル原則化ルールの 手順・チェックリスト

リサイクル原則化ルールとは、国土交通省が発注する公共工事において、経済性のいかにかわらず特定の建設副産物のリサイクルを原則として実施することを定めたものです。自治体が発注する公共工事においても、本ルールに即したリサイクル促進を求めています。

ここでは、各品目ごとに、リサイクル原則化ルールに定められた行すべき事項の手順をフロー図で示し、チェックリストを掲載しました。また、別添資料に再資源化施設のリストを掲載しています。

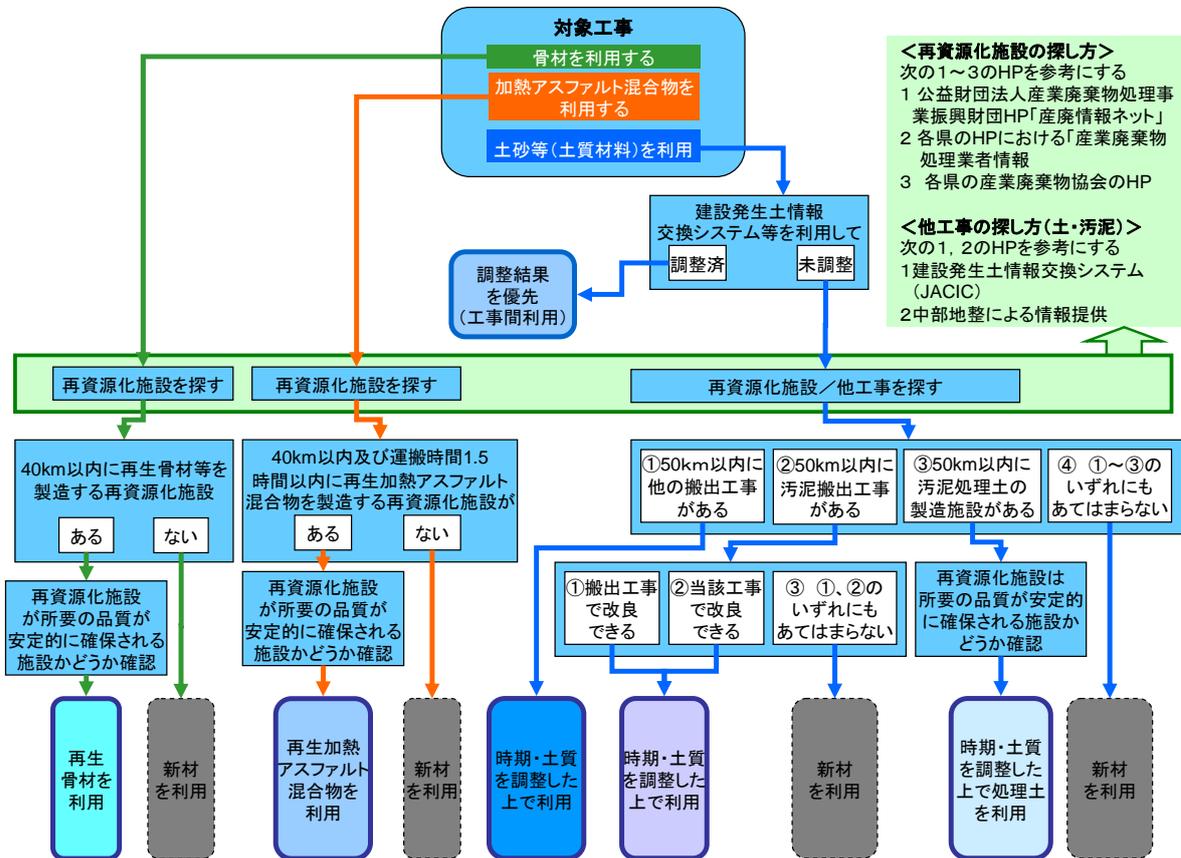
1 リサイクル原則化ルールの手順（フロー図）

① 建設副産物の工事現場からの搬出



※再資源化施設のリストについては別添資料参照

② 再生資材の利用



※再資源化施設のリストについては別添資料参照

2 リサイクル原則化ルール of チェックリスト

① 建設副産物の工事現場からの搬出

(1) コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊を搬出する場合	
<input type="checkbox"/> yes	周辺に再資源化施設があるか確認しましたか？
<input type="checkbox"/>	再資源化施設に搬出してください。
(2) 建設発生木材を搬出する場合	
<input type="checkbox"/> yes	周辺に再資源化施設があるか確認しましたか？
<input type="checkbox"/>	現場から50km以内に再資源化施設がありましたか？
<input type="checkbox"/> yes	再資源化施設に搬出してください。
<input type="checkbox"/> no	縮減（焼却）を行った上で最終処分してください。
※ただし、次の①、②の両方に該当する場合は、縮減でも可	
<ul style="list-style-type: none"> ① 工事現場から再資源化施設まで、車両が通行する道路が整備されていなかった。 ② 縮減をするために行う運搬に要する費用の額が再資源化施設までの運搬に要する費用の額より低い。 	
(3) 建設発生土を搬出する場合	
<input type="checkbox"/>	建設発生土情報交換システム等を利用して工事間利用調整を行いましたか？
<input type="checkbox"/> yes	建設発生土情報交換システム等での調整結果を優先してください。
<input type="checkbox"/> no	周辺の他の建設工事を探しましたか？
<input type="checkbox"/> yes	現場から50km以内に他の建設工事がありましたか？
<input type="checkbox"/> yes	土質・工期を確認した上で利用調整し、他の工事現場に搬出してください。
<input type="checkbox"/> no	受入地に搬出してください。
(4) 建設汚泥を搬出する場合	
<input type="checkbox"/>	建設発生土情報交換システム等を利用して工事間利用調整を行いましたか？
<input type="checkbox"/> yes	建設発生土情報交換システム等での調整結果を優先してください。
<input type="checkbox"/> no	現場内改良ができますか？
<input type="checkbox"/> yes	周辺の他の建設工事を探しましたか？
<input type="checkbox"/>	現場から50km以内に他の建設工事がありましたか？
<input type="checkbox"/> yes	他の建設工事現場に搬出してください。
<input type="checkbox"/> no	縮減（脱水等）を行ったうえで最終処分してください。
<input type="checkbox"/> no	周辺に再資源化施設があるか確認しましたか？
<input type="checkbox"/>	次の3つのどれにあてはまりますか？
① 施設経由で50km以内に他工事がある	
② 製品化施設が50km以内にある	
③ ①、②どちらにも当てはまらない	
<input type="checkbox"/> ①	再資源化施設に搬出してください。
<input type="checkbox"/> ②	製品化のために再資源化施設に搬出してください。
<input type="checkbox"/> ③	処分場に搬出してください。

② 再生資源の利用

(1) 骨材を使用する場合	
<input type="checkbox"/> yes	周辺に再生骨材を製造する再資源化施設があるか確認しましたか？
<input type="checkbox"/>	現場から40km以内に再生骨材を製造する再資源化施設がありましたか？
<input type="checkbox"/> yes	<input type="checkbox"/> 再生材を利用してください。
<input type="checkbox"/> no	<input type="checkbox"/> 新材を利用してください。
(2) 加熱アスファルト混合物を使用する場合	
<input type="checkbox"/> yes	周辺に再生加熱アスファルト混合物を製造する再資源化施設があるか確認しましたか？
<input type="checkbox"/>	現場から40km以内及び運搬時間1.5時間以内に再生加熱アスファルトを製造する再資源化施設がありましたか？
<input type="checkbox"/> yes	<input type="checkbox"/> 再生加熱アスファルト混合物を使用してください。
<input type="checkbox"/> no	<input type="checkbox"/> 新材を使用してください。
(3) 土を使用する場合	
<input type="checkbox"/>	建設発生土情報交換システム等を利用して工事間利用調整を行いましたか？
<input type="checkbox"/> yes	<input type="checkbox"/> 建設発生土情報交換システム等での調整結果を優先してください。
<input type="checkbox"/> no	<input type="checkbox"/> yes 周辺の再資源化施設及び他工事を探しましたか？
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 次の4つのどれにあてはまりますか？
	①50km以内に他の搬出工事がある ②50km以内に建設汚泥搬出工事がある ③50km以内に建設汚泥処理土の製造施設がある ④ ①～③のいずれにもあてはまらない
①	<input type="checkbox"/> 時期・土質を考慮した上で建設発生土を使用してください。
②	<input type="checkbox"/> 次の3つのどれにあてはまりますか？
	①搬出工事で改良できる ②当該工事で改良できる ③ ①、②のどちらにもあてはまらない
①,②	<input type="checkbox"/> 時期・土質を考慮した上で建設汚泥処理土を使用してください。
③	<input type="checkbox"/> 新材を使用してください。
③	<input type="checkbox"/> 再資源化施設は所要の品質が安定的に確保される施設か確認してください。
④	<input type="checkbox"/> 新材を使用してください。

4 廃棄物処理・リサイクル関連の 情報の入手方法の紹介

建設リサイクルを推進させるために必要となる情報、役に立つ情報の入手源を、次の項目で区分けしてまとめました。

- ・ 建設リサイクル推進に係る動向
- ・ 建設リサイクルを理解するための資料
- ・ 建設リサイクルに係る支援システム
- ・ 適正処理業者の選定
- ・ 最新技術情報の入手

●建設リサイクル推進に係る動向

全国の取り組み

→→→「建設リサイクル推進計画2008」

国土交通省では、循環型社会の構築にあたっての建設産業の責務が非常に重いとの認識のもと、建設産業が先導的に3Rを推進するための行動計画として、「建設リサイクル推進計画2008」を平成20年4月に策定しました。

- * 上記「建設リサイクル推進計画2008」及び建設リサイクルに関する検討結果等は、国土交通省のリサイクルホームページで公開されています。

<http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/>

中部地方の取り組み

→→→「建設リサイクル推進計画2008（中部地方版）」

中部地方では、国土交通省の「建設リサイクル推進計画2008」を踏まえつつ、中部地方の建設工事で適切に建設リサイクルを徹底するための基本的事項も含め、具体的な取り組みを示した「建設リサイクル推進計画2008（中部地方版）」を平成21年2月に策定しました。

「建設リサイクル推進計画2008（中部地方版）」では、建設副産物に関する様々な法律や通知等の基本的事項を整理するとともに、建設リサイクルを推進するための具体的な施策について、関係者の連携強化などの横断的取り組み、発生抑制や現場分別、再資源化などに対する具体的実施事項を記載しています。

詳しくは、中部地方整備局建設リサイクルホームページを参照してください。

http://www.cbr.mlit.go.jp/a_recycle.htm2

●建設リサイクルを理解するための資料

建設リサイクルの基本的な情報が欲しい時は

→→→冊子「よくわかる建設リサイクル」

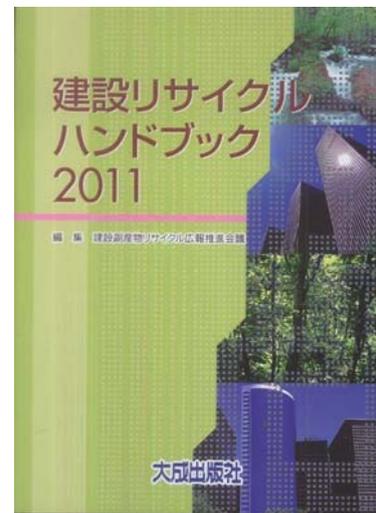
冊子「よくわかる建設リサイクル」は、「建設副産物リサイクル広報推進会議」が建設副産物のリサイクルに関する情報を、わかりやすく、使いやすい資料として現場技術者向けにまとめたもので、毎年発行されています。内容には建設副産物の発生と利用の現状や建設リサイクル推進方策といった最新の情報や、建設副産物対策の実務上の留意点あるいはリサイクル事例の紹介が含まれています。また同会議のホームページも含めて最新の情報を確認しておく必要があります。



建設リサイクルに関する網羅的な情報が知りたい時には

→→→「建設リサイクルハンドブック」（建設副産物リサイクル広報推進会議）

「建設リサイクルハンドブック（編集：建設副産物リサイクル広報推進会議）」が発行されています。このハンドブックは、建設副産物のリサイクル促進のために必要な制度や推進方策など、基礎的な資料をコンパクトに集約したもので、大変使いやすくなっています。



●建設リサイクルに係る支援システム

建設副産物の情報交換がしたい時は

→→→建設副産物情報交換システム・COBRIS (JACIC)

「建設副産物情報交換システム(COBRIS)」は、建設副産物に係る情報交換を、工事発注者、排出事業者及び処理業者の間でリアルタイムに行うシステムです。例えば、工事発注者や排出事業者（施工業者・解体工事業者）は、「施設情報」として建設副産物の搬出先及び再生資材の購入先の検索が可能で、工事現場から再資源化施設までの最短経路、距離及び運搬時間の検索も行えます。また、建設リサイクル法等の各種様式作成機能があるため、作業の省力化が図られます。「建設副産物情報交換システム(COBRIS)」の「施設情報」を活用することによって、適正な搬出先の検索を容易に行うことができます。

なお、JACIC では県と市町村に対して COBRIS の 6 ヶ月無料お試しサービスを実施しています。

* 一般財団法人日本建設情報総合センター（JACIC） 建設副産物情報センター
<http://www.recycle.jacic.or.jp/>

建設発生土の情報交換がしたい時は

→→建設発生土情報交換システム (JACIC)、建設発生土最新情報 (中部地整)

「建設発生土情報交換システム」は、建設発生土の工事間利用についての情報交換を、工事発注者間で全国一律にリアルタイムに行うシステムです。このシステムへの加入状況をアンケートで確認したところ、国土交通省直轄事務所や県機関の大半は加入していますが、特殊法人や市町村では未加入のところも多くあります。また、このシステムや、システムとは別に送付される工事データの利用状況については、「全く利用していない」という回答がまだ多い一方、国土交通省直轄事務所ではシステムを「発生土の9～10割について、よく利用している」と回答が20%ありました。このシステムを利用した場合の利点を関係者間で十分に情報交換し、より効果的な工事間利用の促進ならびに新材利用の削減方法を検討する必要があります。

中部地方整備局の「建設発生土最新情報」では、毎月1回建設発生土の最新情報を揭示しています。県及び政令市は、中部地方建設副産物対策連絡協議会を通して、メーリングリストにてそれらのデータを提供しています。また、市町村は、県を通して同様にデータを得ることができます。

●適正処理業者の選定のための情報収集方法

中部地方には、各種品目の再資源化施設が十分に存在しています。このような環境を活かし、適切な施設に廃棄物を搬出するために、『情報の入手・活用』が重要です。

また残念ながら、建設廃棄物の処理業界は『悪貨が良貨を駆逐する』体質が残っていると言わざるを得ません。工事発注者は積極的に優良業者を探しだして選択し、業界の一層の健全化に寄与する必要があります。

適正処理業者を選定するには

→→→「優良産廃処理業者認定制度」(環境省)

環境省による「優良産廃処理業者認定制度」は、業者選定の判断材料になります。産業廃棄物処理業者の一覧及び、この認定制度の適合事業者は、次の情報源からの検索が可能です。

1) 公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団のホームページ「産廃情報ネット」

→「優良産廃処理業者認定制度」の公表情報の活用のしかたが紹介されています。

(<http://www.sanpainet.or.jp/>)

2) 各県のホームページにおける「産業廃棄物処理業者情報」等

・岐阜県→①産業廃棄物処理業者許可情報が入手できます。

<http://www.pref.gifu.lg.jp/kankyo/haikibutsu-fuhotoki/haikibutsu/kyokajoho/>

→②評価基準適合業者一覧情報が入手できます。

<http://www.pref.gifu.lg.jp/kankyo/haikibutsu-fuhotoki/haikibutsu/shorigyosha/hyoka-seido.html>

・静岡県→産業廃棄物処理業者を検索できます。

http://www2.pref.shizuoka.jp/all/sanpai_websearch.nsf/

・愛知県→①産業廃棄物処理業者の検索、優良産業廃棄物処理業者認定制度認定業者一覧の入手ができます

<http://kankyojoho.pref.aichi.jp/haikigyosya/>

→②特定建設資材廃棄物の再資源化施設の一覧が入手できます。

<http://www.pref.aichi.jp/kankyo/sigen-ka/haiki/kensetsu/index.html>

・三重県→①廃棄物処理業者名簿を入手できます。

http://www.eco.pref.mie.lg.jp/cycle/100080/sanpai_meibo/h1912.htm

②優良産廃処理業者名簿を入手できます。

http://www.eco.pref.mie.lg.jp/cycle/100080/sanpai_hyouka/index.htm

3) 各県の産業廃棄物協会等のホームページ

- ・岐阜県産業環境保全協会：処理業者の検索で処理業者が検索できます
<http://www.gifu-hozen.jp/>
- ・静岡県産業廃棄物協会：業者検索で処理業者が検索できます
<http://www.shizuoka-sanpai.or.jp/>
- ・愛知県産業廃棄物協会：会員検索で処理業者が検索できます
<http://www.aisankyoku.com/index.html>
- ・三重県産業廃棄物協会：処分業検索で処理業者が検索できます
<http://www.mie-sanpai.or.jp/>

4) 「建設副産物情報交換システム(COBRIS)」

このシステムに登録すると、工事現場に近い処理施設を検索することができます(有料)。

※ なお、業者選定にあたっての留意点は、次のとおりです。

- ① 委託しようとする収集運搬業者と処分業者の許可証を確認すること。
許可証にて以下事項を確認してください。
・事業の範囲 ・施設の種類・能力 ・所在地 ・許可条件 ・許可期限
- ② 契約対象施設は、排出事業者が直接現地を確認し、委託内容に合致しているか確認することが望ましい。
- ③ 中間処理後のルート及び最終処分先が確保されているか確認すること。

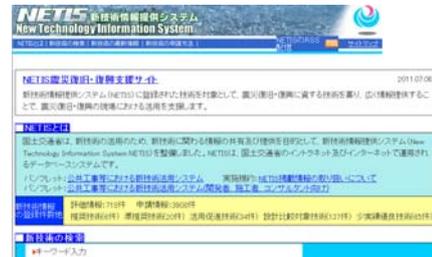
●最新技術情報の入手

最新技術情報を入手するには

→→→「最新技術情報提供システム (NETIS)」

最新技術情報提供システム (NETIS) とは、
「公共事業等における技術活用システム」に
よって蓄積された技術情報のデータベースで、
直轄事業及び補助事業にかかわらず公共工事に
活用できる技術を可能な限り網羅しています。

(<http://www.cbr.mlit.go.jp/chugi/netis/index.htm>)

**リサイクルの事例を入手するには**

→→→「リサイクル事例集」(建設副産物リサイクル広報推進会議)
「リデュース・リユース・リサイクル(3R)推進功労者等表彰」
(社団法人 産業環境管理協会)

建設副産物リサイクル広報推進会議ホームページの
「**リサイクル事例集**」では、品目ごとのリサイクル
事例が紹介されています。

(<http://www.suishinkaigi.jp/case/index.html>)



社団法人産業環境管理協会が実施している
「**リデュース・リユース・リサイクル(3R)推進功労者等表彰**」の結果では、例えば国土交通
大臣賞の受賞案件などは、最新かつ実績のある
建設リサイクル事例を紹介しています。

(<http://www.cjc.or.jp/>)



5 実態調査でのチェックリスト

実態調査でのチェックリスト

中部地方では、建設リサイクルの状況を把握するため、毎年度建設副産物実態調査を実施しています。

調査精度をより高めるため、元請業者より提出された建設工事データの次のチェック箇所をチェックしてください。元請業者より提出された時点でチェックを行うことで、より正確なデータを得ることができます。また、エラーを解消できれば、次年度に行うエラーチェックの対象から外れ、手間が省けます。

No.	確認項目	確認内容	チェック欄
1	システム	入力システムは、発注者から指示したシステムか。 また、CREIDASの場合は最新のシステムか。 http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/fukusanbutsu/credas/index.htm	
2	対象年度	工事の竣工年度が調査対象年度となっているか。 例：平成23年度調査は、平成23年度内に竣工した工事が対象	
3	発注機関と 施工場所	公共発注機関の管轄外で工事を行っていないか。 例：A市発注工事をB市で施工しているケース	
4	数量の 間違い (桁間違い)	請負金額、延床面積、建設資材、建設副産物、運搬距離の数量が正しいか。 ⇒ 契約書、完了書類、マニフェスト等 で数量が正しいか、確認してください。 また、建設資材、建設副産物の単位はトン又はm ³ 、kgで調査していますので、必要に応じて換算してください (換算係数は表1のとおり)	
5	現場内利用 の住所	建設資材(とくに、土砂)を現場内利用 [*] した際、「工事施工場所住所」と「供給元住所」が同じか。 [*] 現場内利用とは、たとえば工事現場から発生した建設発生土を、工事現場から搬出せずに、当該工事現場内で埋戻材などとして利用すること。	
6	運搬距離	建設副産物を現場外へ搬出しているが、「運搬距離」が「0km」となっていないか。 ⇒「運搬距離が0.5km未満」の場合は「1km」と入力してください。	

7	現場内利用	<p>建設発生土やコンクリート塊を現場内利用した場合。 「建設資材利用」と「建設副産物発生」の両方に記載しているか。</p> <p>例 1：コンクリート塊を現場内で破砕し、再生砕石として路盤材等の建設資材として利用した場合 ⇒建設資材利用の「砕石」、建設副産物発生の「コンクリート塊」の両方に現場内利用の記載が必要</p> <p>例 2：建設発生土を現場内利用した場合 ⇒建設資材利用の「土砂」、建設副産物発生の「建設発生土」の両方に現場内利用の記載が必要</p>	
8	搬出先種類	<p>建設廃棄物の搬出先種類については、建設工事からの搬出した先の施設、最終処分場等の種類を選択してください。</p> <p>中間処理施設へ搬出した後に、最終処分している場合は、中間処理施設を選択してください。</p> <p>搬出先種類の具体的な定義は、表 2 を参照してください。</p>	
9	率の確認	<p>再生資源利用率、再生資源利用促進率を確認してください。</p> <p>確認する箇所については、図 1 を参照してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・再生資源利用率：建設資材利用量のうち、再生資源量の割合 ・再生資源利用促進率：建設副産物搬出量のうち、再資源化施設への搬出量など有効利用を促進した量 	

＜記入状の注意点＞

- ①建設副産物実態調査は、調査対象年度に完成した工事が対象となります。
- ②建設副産物実態調査は、「実施書」を提出してください。計画書は集計されません。
ただし、1つの工事で実施書及び計画書の両方を提出しても構いません。
- ③CREDA Sは、必ず最新のバージョンを使用してください。
- ④発生量などの数値は、四捨五入して「0.0」となる場合は、「0.1」と記入して下さい。
例：建設発生木材Aが「40kg」発生した場合：「0.04トン」⇒「0.1トン」
- ⑤運搬距離の数値は、四捨五入して「0km」となる場合は、「1km」と記入して下さい。
例：運搬距離が「400メートル」の場合：「0.4km」⇒「1km」
- ⑥重量換算については、個々の実態に基づいて、求められている単位に換算して記入して下さい。土砂、碎石、塩化ビニル管・継手、建設発生土以外の品目の数量単位は、重量（トン）で記入して下さい。なお、実態値がない場合には、次ページに掲載した換算表（表1）を参考にして記入して下さい。
- ⑦発注者によるチェックのお願い
過年度の建設副産物実態調査において、データ内容の問い合わせを行った際、記入ミスが多く見受けられました。そのため、発注者によるチェックが必要です。元請業者からデータ等を提出された際には、必ずチェックを行ってください。

表1. (参考) 重量換算係数 (トン/m³)

	荷積み状態での換算値		実体積による換算値	産業廃棄物 (環境省)
	建廃がトライク 値	参考値	参考値	
建設汚泥	1.2~1.6	1.4	1.4	1.10
コンクリート塊	(建設廃材 1.6~1.8)	1.8	2.35 (無筋)	1.48
アスファルト・ コンクリート塊		1.8	2.35	
建設発生木材	0.4~0.7	0.5		0.55
建設混合廃棄物			0.24~0.30	0.26
砕石	—	—	2.0	—
廃プラスチック	—	—	1.1	0.35
廃塩化ビニル 管・継手	—	200kg/m ³ 管・パイプ		
廃石膏ボード	—	0.65~0.8		
紙くず	—	—	0.5	0.30
アスベスト	—	—	0.9	0.30

CREDAS、COBRIS（建設副産物情報交換システム）の「搬出先種類コード」の定義を記載します。データ入力や確認する際の参考にしてください。

表2. 建設廃棄物の搬出先種類

搬出先種類コード	定義
1. 売却	搬出工事の請負会社が建設廃棄物（発生時点）を売却してその代価を得た場合（有価物）
2. 他の工事現場	廃棄物処理法に規定された「再生利用指定制度」（個別指定制度、一般指定制度、大臣認定）を活用して、必要とする工事への搬出
3. 広域認定制度による処理	廃棄物処理法に規定された「広域認定制度」を活用して、当該製品の製造、加工、販売等の事業を行う者が適正な処理を行った場合（例：新築工事で発生した石膏ボードの端材などを製造会社が引き取る場合）
4. 中間処理施設（再資源化施設：合材プラント）	アスファルト・コンクリート塊を破砕処理し、再生アスファルト合材用骨材として利用している合材プラントへの搬出
5. 中間処理施設（再資源化施設：合材プラント以外）	建設廃棄物の破砕、脱水等の再生・再資源化処理をする中間処理施設への搬出（例：コンクリート塊の破砕施設、建設発生木材の破砕施設、建設汚泥の脱水・焼成等施設、建設混合廃棄物の選別施設など）
6. 中間処理施設（サーマルリサイクル）	建設廃棄物を熱源として利用し熱回収（サーマルリサイクル）する中間処理施設への搬出（例：バイオマス発電施設、セメント工場）
7. 中間処理施設（単純焼却）	建設発生木材又は建設混合廃棄物で、再生利用（熱回収を含む）を行わず、単純に焼却、減容化のみを行う中間処理施設への搬出
8. 廃棄物最終処分場（海面処分場）	（廃棄物処理法で規定された）海面型最終処分場への搬出
9. 廃棄物最終処分場（内陸処分場）	（廃棄物処理法で規定された）内陸型最終処分場への搬出
10. その他の処分	その他の再利 用に供しない施設等への搬出 ⇒集計上、最終処分としてカウントされる

様式1 再生資源利用実施書 -建設資材搬入工工事用- 「建設リサイクルガイドライン」、「建設リサイクル法第18条再生資源化報告」、「H20建設副産物実態調査」対応

1. 工事概要		発注担当者チェック欄	加算団体名	E1000.各県建設者協会		記入年月日	平成 23 年	
発注機関名	E0200.中部地方整備局 企画部	担当者	請負会社名	●●建設株式会社		TEL	052-953-8131	
		TEL	052-953-8131	建設現場所在地	愛知県知事1-第1号	FAX	052-953-8294	
			TEL	052-953-8131	会社所在地	愛知県名古屋市中区	請負業記入者	名古屋三郎
工事名	公立改修工事	工事種別	B-1.改良	請負金額	¥1,000,000,000 (税込)	建築面積	10 ㎡	
工事施工場所	E3106.愛知県 名古屋市中区	工期(開始)	平成 23 年 4 月 1 日	工期(終了)	平成 23 年 8 月 31 日	延床面積	10 ㎡	
(地先等)	■1-1-1	再生資源化等が完了した年月日	平成 年 月 日			構造	1.鉄骨筋 2.使途	
工事概要等	施工条件の内容							

2.建設資材利用実施

分類	小分類	規格	建設資材(新材を含む全体の利用状況)		左記のうち、再生資材の利用状況(再生資材を利用した場合に記入して下さい)					
			主な利用用途	利用量(A)	再生資材の供給元施設、工事等の名称	供給元種別	施工条件内容	再生資材の供給元場所住所	再生資材の名称	再生資材利用
特定建設資材	コンクリート									
	コンクリート及び鉄筋から成る建設資材									
	木材									
	アスファルト混合物									
その他建設資材	土砂	2.二種 E改良	10,000.0 (t)	5,000.0 (t)	1.現場内 E改良	1.指示あり	23106.愛知県 名古屋市中区	2.二種 E改良	10,000.0	5,000.0
	砕石									
	塩化ビニル管・継手									
	石膏ボード									
合計										

建設資材：再生資源利用率
建設副産物：再生資源利用促進率
数値が正しいか確認してください。

様式2 再生資源利用促進実施書 -建設副産物搬出工工事用-

2.建設副産物搬出実施

建設副産物の種類	①発生量(総計等) ②③④⑤	現場内利用			現場外搬出について										再生資源利用促進率 (②/①)(%)
		用途	⑥利用量	⑦不純物率 等百分	減量化	⑧減量化量	搬出先名称	区分	施工条件 の内容	搬出先場所住所	運搬距離	搬出先の 種別	⑨現場外搬出量	⑩うち現場内改良分	
建設副産物	コンクリート塊	175.0					搬出先1				16	5.中間合弁	100.0	0.0	100.0
	建設副産物 (H20.再生資源利用促進率 実態調査対応)						搬出先2				23	10.他	75.0	0.0	100.0
	アスファルト・ コンクリート塊						搬出先1								
	その他がれき類						搬出先1								
	建設副産物 (H20.再生資源利用促進率 実態調査対応)						搬出先1								
	建設汚泥						搬出先1								
	金属くず						搬出先1								
	塩化ビニル管 ・継手						搬出先1								
	石膏ボード						搬出先1								
	紙くず						搬出先1								
建設副産物 発生	第一種 建設発生土	3,000.0					搬出先1				17	5.改(ア)等	3,000.0	0.0	100.0
	第二種 建設発生土						搬出先1								
	第三種 建設発生土						搬出先1								
	第四種 建設発生土						搬出先1								
	資源土 (建設副産物)						搬出先1								
	合計	3,000.0											3,000.0	0.0	100.0

図1. 再生資源利用率、再生資源利用促進率の確認

6 リサイクル好事例集

建設リサイクルへの取り組みの参考としていただくために、建設リサイクル好事例集を作成しました。

収集した事例を次の4つの事例にまとめました。

- 1 中部地方におけるリサイクル事例
- 2 建築工事におけるリサイクル事例
- 3 発生抑制に関するリサイクル事例
- 4 搬出抑制に関するリサイクル事例

次ページの表1から表4に、リサイクル事例の目次、p.71 からリサイクル事例を掲載しています。是非ご活用ください。

表1 中部地方におけるリサイクル事例リスト

No	対象品目	取組概要	取組の詳細	施工場所	ページ数
1	コンクリート塊、アスファルト塊 建設発生木材 鉄骨 鉄筋	地球環境に配慮した建物の解体、循環型技術の導入	地球環境に配慮した建物の解体、循環型技術を導入したリデュース、リユース、リサイクルにより、地域住民への配慮はもちろん、騒音・振動・粉塵・水質基準や、希少動物・植物への配慮をして、地球環境保全に貢献。	岐阜県 美濃加茂市	73
2	アスファルト・コンクリート塊、コンクリート塊	トンネル工事における3R活動	産業廃棄物の抑制、掘削補助工の仮設材の再利用、濁水処理設備から発生する廃棄物・処理水の再利用を実施。 <具体的実施事項> コンクリート工で発生する残コンを使用してコンクリートブロックを作成し、現場で仮設用に使用。 現場で発生するコンクリートがら・アスファルトがらは、全て再資源化を行った。	静岡県 島田市、藤枝市	74
3		各種建設現場から発生するアスファルト・コンクリート塊、コンクリート塊のリサイクル	アスファルトコンクリート塊を粉砕・分級して再生骨材R13～0及び再生路床材グリズリアンダー材を製造し、コンクリート塊も同様な処理方法により再生路盤材RC-40を製造している。	愛知県 西加茂郡	75
4	アスファルト・コンクリート塊	アスファルト・コンクリート塊の路盤材への適用	既設アスファルト舗装を現地混合し、路盤材として再利用。	静岡県 富士市、裾野市	76
5	コンクリート塊	コンクリート塊を盛土材として有効利用	津松阪港香良洲地区護岸(改良)工事でのコンクリート塊の有効利用 旧護岸を撤去したコンクリート塊を破砕機で破砕し、山土と混合し、新護岸の盛土材として有効利用した。	三重県 津市	77
6	建設発生木材	建設発生木材を再生木質ボード型枠として活用	建設発生木材を再利用した再生木質ボードを一般土木構造物のコンクリート用型枠に利用	静岡県 富士市	78
7		建設汚泥を現場内埋戻し土に有効利用	発生した建設汚泥を現場内に設置したプラントで流動化処理土を製造し、直接、駅構築上部の埋戻し復旧に利用	愛知県 名古屋市	79
8	建設汚泥	場所打ち杭工事で発生する建設汚泥の場内埋戻し土としての「自ら利用」	2階建て鉄骨造の倉庫(延べ床面積15,000m ²)の建設工事において、基礎杭施工時に発生した建設汚泥を工事敷地内の埋め戻し材料として「自ら利用」した。 建設汚泥を適正処理し、埋め戻し土として自ら使用することで、産業廃棄物を削減するとともに、トラックによる残土の場外排出量、埋め戻し用購入土の搬入量も削減され、CO ₂ 排出量の削減にも貢献した	愛知県 名古屋市	80
9	蛍光灯、各種廃油	名古屋駅前大規模作業所におけるゼロエミッション実現のための継続・発展的活動	3R推進活動を実施し、建設副産物の大幅な削減を実現した <リサイクル品目> ○ダンボールダクト工法の採用 ○タイルカーペット・外装タイル等の再生材の使用(グリーン調達) ○既設建屋解体工事において発生した蛍光灯や各種廃油のリサイクル ○作業員への環境教育と、リーダー会を中心とした分別活動の徹底による環境意識啓発とリサイクル率の向上	愛知県 名古屋市	81
10	廃木材、廃プラスチック	愛知万博のパビリオン解体工事におけるリサイクル	手作業から始まる丁寧な分別解体によって発生したマテリアルのうち、廃木材をせん断面シュレツダにより2インチにチップ化(燃料チップ材へリサイクル)し、廃プラもせん断面処理(RPF燃料にリサイクル)している。万博協会が提示しているリサイクル率は重量換算で94%を達成した。	愛知県 愛知郡	82
11	廃プラスチック	新築ビル工事における3Rへの活動概要	作業員が食事の際に捨てるカップラーメンのスチロール碗を、CP溶剤にて減容し、成形材料としてリサイクルするルートを開拓し、リサイクルを行った。	愛知県 名古屋市	83
12	鉄骨、建設発生土、コンクリート塊	エコ日本一大学建設現場における環境に配慮した広報の実施による3R活動	軽量鉄骨、ALC等の材料を工場でプレカット加工し搬入、無梱包化・簡易梱包化推進させることで発生抑制に取り組んだ。 掘削時に発生する建設発生土を建物外周埋戻し土、地盤改良材に再利用し、場外への搬出を抑制した。 その他分別の徹底、再資源化の徹底を行った。	三重県 津市	84
13	建設発生土、建設汚泥、建設混合廃棄物等	再生資源の積極的使用及び廃棄物分別によるリサイクルの実施	場所打ち杭施工時に発生する汚泥や掘削発生土の再資源化、ダンボール・紙くず、鉄くず、混合廃棄物、木くず、プラスチック・ビニル、石膏ボード、一般事業系廃棄物(事務所内)の7品目の分別を徹底した。	愛知県 名古屋市	85

表2 建築工事におけるリサイクル事例リスト

No	取組概要	対象品目	取組の詳細	施工場所	ページ数
1	台地地建替工事における分別解体のモデルエネ事例	置	置業者に運搬、破砕・選別など処理を行い、わら状にしたものを梱包し、堆肥などに活用	東京都三鷹市	89
		ガラスウール	リサイクル工場に運搬の後、溶解スラグを製造、路盤崩等に再利用		
		石膏ボード	石膏ボード製造業者に運搬、紙などの異物を剥離、石膏ボード原料化する		
		塩ビ管・継手	リサイクル工場に搬出後、汚れ洗浄、再生塩ビ管の原料にする		
		混合廃棄物	混合廃棄物処理業者へ搬出、粉砕・選別など機械処理、一部を路盤材に再利用する		
		木材	再資源化施設でチップ化、ボードの原料		
		発砲スチロール	再資源化施設で破砕され、熱源やRDFなどに再生		
		蛍光灯	粉砕ガラスや金属、蛍光粉、水銀に分別回収、粉砕ガラスはカレットとしてガラスウールなどの原料に、蛍光粉はセメント原料になる		
2	ビル解体工事におけるカットアンドダウン工法の実施	建設混合廃棄物	高層ビルを下層階から解体するカットアンドダウン工法を適用することで、廃棄物を30品目に分別し、22品目をリサイクルした。その結果、内装部分の解体では通常約50%のリサイクル率を92.2%に向上させた。	東京都港区	90
3	建物解体により発生するコンクリート塊のリサイクル	コンクリート塊	現場に重機を持ち込み、解体により発生するコンクリート塊を破砕し、再生砕石に加工して、道路の路盤材や雨水浸透施設に再利用。第1期後工区の建替事業では、4階建て住棟8棟の解体により発生した6,900m ³ (約1,600トン)のコンクリート塊を再利用した。この取り組みにより、以下のようなCO ₂ 削減効果が期待できる。また、搬出入のためのダンプを1,600台減らすことで、沿道の環境への影響を緩和。	東京都東久留米、西東京市	91
4	既存集合住宅の解体時に発生したコンクリート塊のリサイクル		近くの集合住宅の解体時でのコンクリート塊から再生粗骨材を使い、牟礼団地集会所の建替工事で使用。	東京都三鷹市	92
5	倉庫建替え工事におけるコンクリート塊のリサイクル		可能な限り古い倉庫のコンクリートを使いたいとの要望から、コンクリートから元の骨材を回収し、新建造物の構造用コンクリートに再利用。解体コンクリートから再生骨材より再生コンクリート、微粉末より場内利用、他現場、路盤材へ利用される。全量の54%は場内で利用した。	東京都大田区	93
6	漁港改修工事にて、船だまり建設に伴い既存防波堤の一部を取壊し、コンクリート塊をリサイクル		既存防波堤の一部を取壊し、航路を閉鎖する際に発生したケーソンを岸壁取り付け護岸に流用し、その上部コンクリートの取り壊し塊を中詰材として利用。	居宅知見安芸市	94
7	大規模庁舎建物耐震改修工事における設計・施行を通じた3Rの取り組み		大規模庁舎建物の耐震改修工事において、設計・施行の各段階を通じて様々な技術を積極的に採用し、建設副産物の3Rを行った。再生骨材コンクリート、流動化処理土等の再生材料を積極的に使用。また、コンクリート打設時の配管内残コンを利用、耐圧盤用コンクリートスペーサーを製作。	東京都千代田区	95
8	3R活動にRefuse(搬入抑制)、Return(グリーン調達)を加えた「5R運動」を実施		「発生抑制」「リサイクル」「グリーン調達」「適正処理」の4項目を軸に、3R活動にRefuse(搬入抑制)、Return(グリーン調達)を加えた「5R運動」を実施。既存構造物取壊しで発生したコンクリート塊を現場内で再生、路盤材等に流用。また、木製ベンチ等に、型枠等建設発生木材から加工した再生木製製品を使用。	大阪市大阪	96
9	舗装修繕工事における舗装修繕(オーバーレイ)工事		アスファルト・コンクリート塊	舗装廃材をほとんど発生させることなく既設表層混合物を有効利用。	長崎県佐世保市
10	岸壁の耐震補強工事における建設汚泥の発生抑制と100%リサイクル	建設汚泥	岸壁の耐震補強工事において建設汚泥を60%発生抑制するとともに、100%リサイクルを実施した。発生した建設汚泥を全て作業所内で埋め戻し材として利用し、100%現場内リサイクルを実施。	東京都千代田区	98
11	既存汚水処理場の改築更新工事の既存構造物撤去の際のCo塊を再生砕石へ現場内利用	建設汚泥、建設発生土	神戸市での災害に強い下水道のネットワーク処理システムの構築の際の、既存汚水処理場の改築更新工事にあたり、既存構造物撤去の際のCo塊を再生砕石として現場内利用するとともに、水処理施設の基礎に浅層混合処理工、流動化処理工を採用することによって、約11,000m ² の建設発生土等の発生抑制と再利用を図る。また、掘削土は現場内利用及び工事間利用を実施。	兵庫県神戸市	99
12	地盤改良工事におけるエコスラグの使用および廃棄物量削減	焼却灰	16万kℓの液化天然ガス貯槽を建設するにあたり、貯槽が、旧原油タンク用の地盤改良済区域と未改良区域の両区域にまたがり設置されることから、均一な地盤にすることを目的として、砂(透水性の類似材料)を圧入し、大径の締め固めた砂杭を地中に造成する地盤改良(SCP工法)工法を実施。施工実績は少ないが、天然砂の代替としてエコスラグを用いる。	岡山県倉敷市	100
13	道路改良工事により発生した建設副産物のリサイクル	建設発生土	道路改良工事により発生した掘削土砂(高含水比粘性土)を生石灰処理し、盛土材として有効利用。発生した伐木及び坂根材はチップ化し防草材として、さらに工場で発生しているフェロニッケルスラグは工事用路盤材として、利用。	青森県八戸市	101
14	自動車道の改良工事におけるリサイクルの推進	建設発生土	発生する廃棄物混じり土砂は、木片等の有機物の混入度合いが高く、標準的な機械の組合せによる分別では再利用基準を満たす事が出来ず、全て最終処分されていた。この廃棄物混じり土砂に対して有効な分別機械の組合せの提案と試験施工を実施し、当該工事における現地発生土砂再利用率の大幅な向上と最終処分量を大幅に削減しリサイクル推進に貢献した。具体的には、ふるい目100mm×100mmのパケット選別、樹脂製ふるい選別機、風力を利用した比重選別機、小型振動スクリーンを組み合わせた分別ラインにより、再利用可能な土砂を全体量の約50%まで向上させた。	和歌山県紀の川市	102

表3-1 建築副産物発生抑制リスト

No.	削減品目	取組概要	取組名称	取組の詳細	施工場所	ページ数
1	廃棄物全体	建築から解体までにおける環境配慮、ゼロエミッションへの取り組み	ライフサイクルゼロエミッション	建築主・設計者・施工者のそれぞれの立場で、建築から解体に至る工場のライフサイクル全体における環境配慮、ゼロエミッションへの取り組みを行った。工場の設計・施工・操業・解体という各段階での環境影響が低減され、特に最もインパクトの大きい解体時の廃棄物について大幅に削減・リサイクル性の向上が図られた。	埼玉県	105
2		建築物長寿命化による廃棄物の発生抑制	スケルトン・インフィル(SI)住宅	建設耐用年数の長期化により、建設副産物の発生が抑制できる。長期間の耐久性を有する構造躯体(スケルトン部分)と、居住者の生活等に対応した可変性を有する内装・設備(インフィル部)を分離した住宅。	東京都	106
3		ゼロエミッション活動計画の作成	3R(リデュース、リユース、リサイクル)活動をみんなの工夫で確実に実行する。作業所スローガン「地球にやさしく、未来の子供たちへみんなで作るゼロエミッション」	ゼロエミッション活動計画書を作成、工事を工程毎に23工程に分類し、それぞれの工程から発生すると考えられる全廃棄物の種類と数量を抽出した。全部で82種類の廃棄物を抽出した。それぞれがどのようにリサイクル、リユース、減容化、発生の抑制等ができるかを検討し、それぞれに応じて対策を講じた。	兵庫県	107
4		ゼロエミッション活動とCO2削減活動の同時展開	ゼロエミ活動とCO2削減活動の相互展開による環境配慮型現場づくり	ゼロ・エミッション活動とCO2削減活動を同時に実施することにより相乗効果が高まると考え、リサイクル率95%以上達成に向けた現場の運営、施工時に発生するCO2排出量の低減に向けた活動を行った。また、建設副産物の発生抑制・削減、再生材の利用を検討段階から計画し、3R活動を徹底的に取り組んだ。	兵庫県	108
5	コンクリート・型枠等	柱と杭を一体化させることで基礎梁およびフーチング材を削減	ダイレクトシーピー構法	工場溶接等により上部に杭鋼管を接合した既製コンクリート杭を埋込み杭工法により地中に埋設後、杭鋼管内の所定の位置に鋼管柱を設置し、コンクリートを充填することで柱と杭を一体化させる構法。本構法により、基礎梁およびフーチングを無くし上部構造と下部構造を一体化した架構が可能となり、掘削残土やコンクリート型枠等を削減し、掘削・運搬等に係る環境負荷を低減できる。	大阪府	109
6	アスファルト・コンクリート塊	既設のアスファルト舗装体を現地で新しい路盤として再生することによる、廃棄物発生抑制	FRB工法(路上再生路盤工法)	既設のアスファルト舗装体を現位置で破碎し、セメントやアスファルト乳剤およびフォームドアスファルトなどの安定材、既設路盤材と混合し、新しい舗装の路盤として再生させた。	愛知県	110
7	コンクリート塊	杭軸部径を細くすることでコンクリート等を削減	奥村・丸五バケット式2倍底底杭工法	・従来よりも底底率(有効底面積÷軸部面積)の大きな場所打ちコンクリート杭を構築できる。 ・底底率の増大により、これまで以上に合理的な杭の設計が可能となり、杭部径を細くすることができる。 ・杭軸部径を細くすることにより、掘削残土や使用材料(安定液、コンクリート等)を削減できる。 ・残土搬出トラックが減少するので、交通渋滞、振動・騒音や大気汚染といった建設公害の発生抑制にも繋がる。	京都府	111
8		セメント流動化処理土の採用によりコンクリートを削減	セメント流動化処理土による建築土間の施工	・建物ピット内の土間に、コンクリートの代わりにセメント流動化処理土を採用・施工。 ・土間コンクリートは、遮水、湧水した場合の対応:排水勾配の設置、消臭、1Fスラブを施工するための型枠サポートの足場として、活用。 ・載荷試験を実施した結果、型枠を支持する荷重については十分の強度であることが確認できた。	東京都	112
9		覆工板と山留材を組み合わせることで基礎コンクリート削減	置基礎工法	通常の建築物では基礎に大量のコンクリートを使用するのが一般的であるが、主に道路工事等で使用される覆工板と山留材を組み合わせた置基礎工法を採用することで、コンクリートを一切使用しない構造体を実現	北海道	113
10	建設発生木材	プレキャスト工法の採用により現場での型枠材の発生を抑制	プレキャスト工法	コンクリート型枠材の発生を抑制するために、階段・柱・梁・廊下等にPC工法(プレキャスト工法)を採用し、それらを場内PCヤードで作製した。また、PC立ち上り部の型枠を繰り返し転用することで型枠材を削減し、更に底盤部コーロール状のプリキ材を利用することで転用回数を増やした。協力会社と作業所との調整により、サッシ・建具・ユニットバス等の梱包を極力削減した。	大阪府	114
11		鋼型枠材の使用による木製型枠材の発生を抑制	リサイクル・コンクリートによる大型消波ブロックの製作	消波ブロックの作成に使用する型枠を全て鋼製型枠とし、木製の枠の使用による木材の消費・木くずの発生を抑制した。	秋田県	115
12		型枠材のリユース	柱・梁システム型枠	通常1フロアごとに交換・廃棄される南洋材型枠を、「柱・梁システム型枠」を採用することで、解体せずに上部フロアに転用。	東京都	116
13	建設汚泥 建設発生土	掘削・山留め幅の縮小により建設汚泥を削減	ハーモニカ工法	トンネル築造に新技術「ハーモニカ工法」採用、トンネル構造物としての必要断面とほぼ同程度の寸法で掘削・土留めが可能であり、施工中に発生する建設汚泥を最小限に抑える。	東京都	117
		掘削断面の縮小による建設発生土の削減	シールド工法	シールド工法では、施工時の路面沈下や隆起等の問題から、シールド直径の半分程度の土被りが必要で、トンネル部両側に建設する地上へのアプローチ区間の延長が長くなり、発生土の量が増大する。一方、同工法では、一度に掘削する断面が小さいため、土被りを少なくしても地表面の変形が少なく、地上付近の浅い箇所にはトンネルを築造できるため、発生土が削減される。	東京都	
14	建設発生土	土質の改良により建設発生土の処分量を削減	万能土質改良システム	粒度分布や含水比などの土質性状の異なる複数の土を攪拌混合し、均質な盛土材料を作り上げるシステム。このシステムは、土砂ホッパー・計量ホッパー・計量コンベア・投入コンベア・混合攪拌機・排出コンベアの組合せから成り、順次連続混合することにより土砂を改良する。また、土砂の混合比率は、計量コンベアからのリアルタイムなデータにより集中管理されている。	大阪府	118
15		杭工法で杭を回転貫入させて発生土の発生を抑制	ねじ込み式マイクロパイル工法	小口径(最大φ300mm程度)の鋼管の先端付近に4枚のドーナツ状鋼板をらせん状に取り付けた杭を回転させて地盤に貫入させた。小型の施工機械で狭隘地での作業が可能で、騒音・振動も低い。杭を回転貫入することにより発生土がなく、環境負荷が極めて低い。	神奈川県	119
16		山岳トンネルにおける余掘(よぼり)の情報管理による掘削土量の削減	自動マーキングシステム、コンピュータ搭載型削孔機、等	測量精度の向上、機械掘削等の工法選定、SB工法による発破パターンの管理など、工事の各段階で、掘削時の余掘(必要な空間より大きく掘削すること)に伴う掘削土量の増加を極限まで低減するために様々な対策を行った。	秋田県	120

表3-2 建築副産物発生抑制リスト

No.	削減品目	取組概要	取組名称	取組の詳細	施工場所	ページ数
17	建設汚泥等	施工性の向上による建設廃棄物発生量の大幅な削減	環境負荷低減型ソイルセメント高流動化技術	2種類の高性能分散剤を比率を工夫しセメントミルクに併用添加する高流動化技術である。ソイルセメントの強度は変わらずに高い流動性と凝結遅延性を与えて施工性を向上させ、セメントミルクの流入量低減を可能にした。この結果、建設廃棄物の発生量を大幅に削減させた。配合を調整することで様々なソイルセメント工法や施工条件に適用可能である。	大阪府	121
18		工事計画段階からの環境に配慮した工法の検討	「環境経営No.1」を目指した建設工事現場における環境負荷低減活動の取組	「環境経営No.1」を目指すという会社経営を受け、工事計画段階より環境に配慮した工法検討を行い、廃棄物の発生抑制、梱包材の削減、広域認定制度の活用、再生資源利用、再資源化等3Rの活動に取り組んだ。	熊本県	122
19		建設副産物運用管理システムによる事前計画、施工の工夫による廃棄物の発生抑制	汚泥を含む建設廃棄物の最終処分率ゼロ	ゼロエミッション達成基準を「汚泥を除く建設廃棄物の最終処分率5%以下」とし、現場では、その特性に配慮して活動レベルの一層の向上を図り、「汚泥を含む建設廃棄物の最終処分率ゼロ」を目標とし、システムによる事前計画、施工の工夫による発生抑制などに取り組んだ。	京都府	123
20	混合廃棄物等	分別指導員の配置などによる分別の徹底と、副産物の圧縮・減容の徹底	地球環境への貢献・モラルの高揚	建設副産物の減容化・リサイクルに対する取り組みとして、混合廃棄物の削減に重点を置き、混合物発生原単位5kg/m2を目標とした。発生する建設副産物を細かく分別し、リユース・リサイクルを推進すると同時に、副産物の圧縮・減容を実施することで産業廃棄物運搬車の台数を削減して排気ガスにともなうCO2の抑制に努めた。また、分別指導員を常駐配置して日々作業員に指導を行うことで、分別に対する意識・モラルの高揚を図った。	東京都	124
21		110品目分別の徹底による混合廃棄物の削減	大成建設職員と職長会(JPタワー職長会)を中心に混合廃棄物の削減及び110品目分別の徹底によるリサイクルの推進活動 未来の子供達にきれいな地球を残そう!	建設副産物、特に混合廃棄物の削減とそのための徹底的な分別を行うことを主眼とした3R活動を行った。あわせて工程毎に分別品目を見直し最終的には110品目の分別を目指した。	東京都	125
22	汚濁水	高性能汚水処理装置の使用により汚濁水を削減	SKILLSハイブリッド汚水処理装置	トンネル裏込め注入工事より発生する、配管洗浄水・プラント洗浄水の処理。 ・汚濁水を化学・生物・物理的処理にて浄化し、処理水をプラントにて再利用。 ・汚濁水は、全て産業廃棄物として処理する必要があるが本装置にて浄化処理した結果、廃棄物量を80%削減。 (廃棄物量が削減された事により運搬車両台数が減り、車両より発生するCO2も削減。)	京都府	126
23	ダンボール包装材	包装材のリユースによる廃棄物の削減	給湯器のリターナブル包装材	ダンボールで包装する代わりに「リターナブル包装材」を使用し、現場搬送→荷解き→給湯器設置→包装材回収→再利用という包装材の「リユースシステム」を構築した。これにより、建築現場から排出されるダンボール量を削減し、環境保全に努めている。	-	127
24	その他 セメント、砂	石灰石の利用によるセメント、砂の削減	EPショット工法(石炭灰原粉(エコパウダ)を使用した吹付けコンクリート工法)	EPショット工法は火力発電所から回収された石炭灰の原粉をセメントと砂の一部に置き換えて使用するトンネル用吹付け工法である。セメントの20%~40%、砂の10~20%が置換できる。強度発現が緩やかである石炭灰は大きな初期強度が必要とされる吹付け工には不向きとされてきたが、適切な配合設計をすることにより、必要強度を得る事ができる。また発生粉塵量を大幅に低減できる。	山口県	128
25	端材、梱包材、養生材	設計段階、施工段階での発生抑制の検討	先組工法、ユニット化工法	・設計段階では、端材を発生させないために定尺資材を最大限に使用した天井、床仕上げの割付を行った。 ・施工段階では、資材搬入時の養生の徹底した合理化や天井内設備機器・配管類と鉄骨・床デッキの地上での先組工法の採用、外装材のユニット化等により梱包材・養生材の削減と余剰資材の削減を行った。	東京都	129
26	ダンボール、余剰材、南洋型枠材		鋼製型枠やプレキャストコンクリートの利用	建設副産物削減計画の作成を行い協力会社との協業により、ダンボールの部分梱包や無梱包化、また通い箱の利用を推進することで削減を行った。材料のプレカットやプレハブ化を薦めることで作業所内で発生する余剰分の削減を行った。工法の見直しを行い、鋼製型枠の利用やプレキャストコンクリートの利用から南洋型枠材の大幅な削減を行った。	大阪府	130

表4-1 建築副産物搬出抑制事例リスト

No.	削減品目	取組概要	取組名称	取組の詳細	施工場所	ページ数
1	廃棄物全体	ゼロエミッション活動の徹底による排出量の抑制	ゼロエミを実現する現場分別システムとグリーンアジェンダの取組み	①ゼロ・エミ活動の推進 1)知る:ゼロエミステーション等での啓蒙(ゼロエミの意味、分別の意義、メリット、分別品目、環境目標、罰則) 2)やる「カート」内の分別、産廃処分会社による巡回指導、メーカーリサイクルの活用(ALC端材、シール材容器、ユニットバス梱包材、ガラス養生紙他)、定期的に発生する品目はカート・コンテナを支給、各業者にて管理 3)守らせる・現場全体での雰囲気作り(新規入場者教育、朝礼での周知)、分別状況パトロールの実施、ルールを守らない者への罰則(リサイクル費用の全額負担、当該現場からの永久退場) ②グリーンアジェンダ:緑の行動計画 使用済みテレホンカードや切手を収集し、海外のコレクターが売却した収益を発展途上国での植林緑化活動の資金源とする。	大阪市	133
2			ダム建設工事での完全なるゼロエミッションへの挑戦	工事着手前の工事で使用する全ての材料や廃棄物をまとめ、3R活動を元としてから、鋼材リースを活用、工法変更、技術検討、生ゴミの堆肥、各資源化処理会社での調査及び現場の分別収集活動等、計画的なゼロエミッション活動を確立し、実行。	東京都	134
3	コンクリート塊	トンネル工事における3R活動	建設廃棄物の抑制、掘削補助工の仮設材の再使用	コンクリート工で発生する残コンを使用してコンクリートブロックを作成し、現場で仮設用に使用。 現場で発生するコンクリートがら・アスファルトがらは、全て再資源化を行った。	静岡県	135
4		現場再生コンクリート	リ・バースコンクリートType-S	解体コンクリートを発生した現場で破碎したものを骨材とし、セメント・水・化学混和剤と練り混ぜて現場再生コンクリートを製造した。	兵庫県	136
5		コンクリート廃材の有効活用	ツイスターによるコンクリート再生骨材	回転式破碎・混合(ツイスター)工法によって、コンクリート廃材を全量有効利用を可能にした。	静岡県	137
6		コンクリート塊を利用した基礎	Grand-M工法(ガランダム工法)	コンクリート再生材とセメントベントナイトスラリーを練混ぜ構造物の基礎下等に打設し、基礎地盤を造成した。コンクリート塊を粒径40mm以下に破碎したものや、再生砕石の使用を可能にした。	千葉県	138
7	建設発生木材	企画・設計段階における再利用可能材料の選定	リサイクル可能材料の使用	雪室に使用したノンフロン断熱材やダンボール製のダクト、道産間伐材を使用した木製ルーバーなど、リサイクルが可能な材料や環境面に配慮した自然素材を使用。	北海道	139
8		現地発生土・発生木材を利用した緑化工法	オールグリーンニング工法	現地発生土や伐採木・抜根チップを法面緑化工の主材料として利用することを可能にした。	静岡県	140
9	建設汚泥	余剰材の再利用による建設汚泥の削減	SSG工法	余剰となった汚水をシールド工事における裏込注入材の助材として使用するSSG工法を採用、又、切羽安定剤として使用し発生する汚泥量を低減する。	東京都	141
10		建設汚泥の分級による排出量の削減	リバース工法	リバース工法で橋脚基礎杭造成を行う際に発生する大量の建設汚泥を、現場作業場内に設けた分級システムを使用し、良質な土砂と汚泥に区分する。分級によって得られた良質土は、土工区間の盛土材や海上橋脚島の埋立材として利用すると共に、国・県・市等公共機関で組織する「建設副産物対策連絡協議会」等を通して有効利用に努めていくこととしている。 また、建設汚泥を分級することによって産業廃棄物処理場への排出量を削減するとともに、搬出に使用する汚泥運搬車の台数を低減することによってCO2を排出抑制し環境負荷の軽減にも貢献している。	富山県	142
11		現場発生汚泥を現地で埋め戻し材等に再生	MAEDAの流動化処理技術「フローデル」	現地で発生した残土や汚泥を流動化処理土として再生し、埋め戻し材等に供するシステムの総称で、処理土の品質をマネジメントすることに特化した流動化処理技術。開削工事の掘削土やシールド泥水等の土壌系建設副産物を流動化処理土の原料として利用するため、処分量の削減が実現できた。また、埋戻し用の新規購入砂も削減できる。	兵庫県	143

表4-2 建築副産物搬出抑制事例リスト

No.	削減品目	取組概要	取組名称	取組の詳細	施工場所	ページ数
12	建設発生土	浅層混合処理工、流動化処理工	汚水処理の造成工事で発生する建設発生土をリサイクル	災害に強い下水道のネットワーク処理システムの構築の際の、既設汚水処理場の改築更新工事にあたり、既設構造物撤去の際のCo塊を再生砕石として現場内利用するとともに、水処理施設の基礎に浅層混合処理工、流動化処理工を採用することによって、約11,000m ³ の建設発生土等の発生抑制と再利用を図る。また、掘削土は現場内利用及び工事間利用を行う。	兵庫県	144
13		土質材料の混合による再生利用と改良	ツイスターによる土質材料の混合	円筒内で高速回転する複数のフレキシブルなチェーンが、モータ駆動によって高速回転することによる打撃力で、土質材料を破碎・細粒化と、均質な混合とを行う。一つの機械で破碎と混合とを同時に行うことが可能であり、浚渫土を含めた建設発生土の幅広い材料への適用が可能で、発生土の搬出抑制に繋がる。	静岡県	145
14		工事間利用、現場内利用の推進	工事間利用	35万m ³ の土量を他機関と調整し、積極的に有効利用に努めた。また、無処理では施工できない70万m ³ の青森ローム(不良土)を、生石灰で安定処理化して盛土に使用することにより建設発生土の徹底した発生抑制に努めた。また、22万m ³ の土量を他事業と調整し、積極的に有効利用に努めた。	福島県、宮城県	146
15		工事間利用、現場内利用の推進	工事間利用	建築基礎の掘削時に発生する残土を敷地外に搬出処分せず、敷地内の築山へ転用。	滋賀県	147
16	廃瓦	再生利用の推進	土壌改良材としての再利用	地場産業の瓦工場で発生する不良品瓦を粉砕し、粘性土と混和して植栽に適した土壌へ改良。	滋賀県	148
	ホタテ貝殻		ホタテ貝殻のコンクリート用細骨材としての有効活用	特殊な回転式破碎装置によりホタテ貝殻をコンクリート用細骨材と同程度まで破碎したシェルサンドを製造し、コンクリート中の細骨材の50%をシェルサンドに置き換えることを可能とした。	青森県	
17	その他	ゼロエミッション活動の徹底による排出量の抑制	リサイクルを目指すための3分別の徹底と環境に負荷をかけない作業所づくり	納入資材の梱包材削減の協力要請を行い、梱包を廃止、ダンボール及びコルク等を使用、発生抑制に努めると共に、現場内の徹底を図った。分別ヤードのカートは移動可能なキャスター付きとした。	宮城県	149
18	梱包材		梱包材のゼロエミッションの活動の推進	工事使用材料梱包材のリデュースに努めている。 ・ロックボルト定着材(従来は20kg袋詰め)は詰め替え可能な大袋(500kg詰め)を使用。 ・吹付用急結材(従来は25kg袋詰め)はタンクローリーによる大量搬入を行い、梱包材をゼロにする。	兵庫県	150
19				施行方法改善、仮設資材の再利用、余剰資材の削減、タイルカーペットの梱包削減から無梱包など梱包材の削減	東京都	151

表4-2 建築副産物搬出抑制事例リスト

	昨年度の事例		今年度追加した事例
--	--------	--	-----------

No.	削減品目	取組概要	取組名称	取組の詳細	施工場所	ページ数
12	建設発生土	浅層混合処理工、流動化処理工	汚水処理の造成工事で発生する建設発生土をリサイクル	災害に強い下水道のネットワーク処理システムの構築の際の、既設汚水処理場の改築更新工事にあたり、既設構造物撤去の際のCo塊を再生砕石として現場内利用するとともに、水処理施設の基礎に浅層混合処理工、流動化処理工を採用することによって、約11,000m ³ の建設発生土等の発生抑制と再利用を図る。 また、掘削土は現場内利用及び工事間利用を行う。	兵庫県	144
13		土質材料の混合による再生利用と改良	ツイスターによる土質材料の混合	円筒内で高速回転する複数のフレキシブルなチェーンが、モータ駆動によって高速回転することによる打撃力で、土質材料を破碎・細粒化と、均質な混合とを行う。 一つの機械で破碎と混合とを同時に行うことが可能であり、浚渫土を含めた建設発生土の幅広い材料への適用が可能で、発生土の搬出抑制に繋がる。	静岡県	145
14		工事間利用、現場内利用の推進	工事間利用	35万m ³ の土量を他機関と調整し、積極的に有効利用に努めた。また、無処理では施工できない70万m ³ の青森ローム(不良土)を、生石灰で安定処理化して盛土に使用することにより建設発生土の徹底した発生抑制に努めた。 また、22万m ³ の土量を他事業と調整し、積極的に有効利用に努めた。	福島県、宮城県	146
15		工事間利用、現場内利用の推進	工事間利用	建築基礎の掘削時に発生する残土を敷地外に搬出処分せず、敷地内の築山へ転用。	滋賀県	147
16	廃瓦	再生利用の推進	土壌改良材としての再利用	地場産業の瓦工場で発生する不良品瓦を粉砕し、粘性土と混和して植栽に適した土壌へ改良。	滋賀県	148
	ホタテ貝殻		ホタテ貝殻のコンクリート用細骨材としての有効活用	特殊な回転式破碎装置によりホタテ貝殻をコンクリート用細骨材と同程度まで破碎したシェルサンドを製造し、コンクリート中の細骨材の50%をシェルサンドに置き換えることを可能とした。	青森県	
17	その他	ゼロエミッション活動の徹底による排出量の抑制	リサイクルを目指すための3分別の徹底と環境に負荷をかけない作業所づくり	納入資材の梱包材削減の協力要請を行い、梱包を廃止、ダンボール及びコルク等を使用、発生抑制に努めると共に、現場内の徹底を図った。分別ヤードのカートは移動可能なキャスター付きとした。	宮城県	149
18			梱包材のゼロエミッションの活動の推進	工事使用材料梱包材のリデュースに努めている。 ・ロックボルト定着材(従来は20kg袋詰め)は詰め替え可能な大袋(500kg詰め)を使用。 ・吹付用急結材(従来は25kg袋詰め)はタンクローリーによる大量搬入を行い、梱包材をゼロにする。	兵庫県	150
19			施行方法改善、仮設資材の再利用、余剰資材の削減、タイルカーペットの梱包削減から無梱包など梱包材の削減	東京都	151	

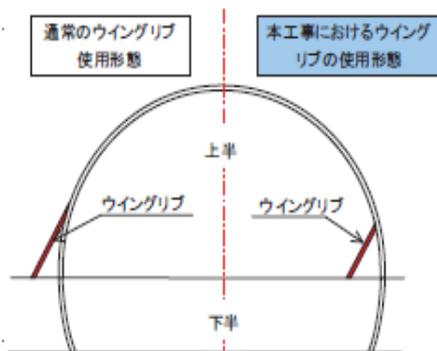
1. 中部地方におけるリサイクル事例集

中部地方における建設リサイクル事例【No.1】

名称	2005年日本国際博覧会 瀬戸会場解体撤去工事	
施工者	株式会社 竹中工務店 名古屋支店	
取り組み	博覧会施設の解体工事に当り、博覧会協会が作成した「環境影響評価書(アセスメント)」に基づき、地球環境に配慮した建物の解体、循環型技術を導入。 建設当時から博覧会終了後は解体する事を考慮して、建設された施設であったが、建物の形状が非常に複雑であり、高さが高い為、部材をユニットして大出し、地上面で部材ごとに解体する工法をとる事により作業の安全性や地域環境に考慮。	
施工事例概要	名称	2005年日本国際博覧会 瀬戸会場解体撤去工事
	所在地	岐阜県美濃加茂市
	時期	
	規模	
実施事項	地球環境に配慮した建物の解体、循環型技術を導入したリデュース、リユース、リサイクルにより、地域住民への配慮はもちろん、騒音・振動・粉塵・水質基準や、希少動物・植物への配慮をして、地球環境保全に貢献。 ＜リサイクル品目＞ ①解体後のコンクリートガラ ②解体後のアスファルトガラ ③解体後の建設発生木材 ④解体後の鉄骨 ⑤解体後の鉄筋	
施工実績	施工実績件数	
 		
出典:「平成18年度リデュース・リユース・リサイクル推進功労者」		

中部地方における建設リサイクル事例【No.2】

名称	トンネル工事における3R活動	
施工者	大林・熊谷・フジタ特定建設工事共同企業体	
取り組み	トンネル工事における建設廃棄物の抑制。 掘削補助工の仮設材の再使用、濁水処理設備から発生する廃棄物・処理水の再利用、廃棄物の再利用・再生利用。	
施工事例概要	名称	第二東名高速道路 島田第一トンネル上り線工事
	所在地	静岡県島田市、藤枝市
	時期	
	規模	トンネル施工延長 2,651m、3車線道路トンネル(幅員15m)、掘削断面積125～182m ²
実施事項	<p><廃棄物のリサイクル> コンクリート工で発生する残コンを使用してコンクリートブロックを作成し、現場で仮設用に使用。 現場で発生するコンクリートがら・アスファルトがらは、全て再資源化を行った。</p> <p><濁水処理設備から発生する廃棄物・処理水の再利用> ・濁水設備から発生する汚土脱水ケーキを分析の上、隣接する工事の盛土路体に再利用。 ・濁水設備で発生する処理水を、場内で防塵対策の散水およびトンネル掘削のための工事用水に再利用。</p>	
施工実績	施工実績件数	



通常は掘削断面の外側に設置、埋殺するため、ウイングリブは撤去しないが、本工事では内側に設置し、下半掘削時にウイングリブの撤去・再利用が可能

掘削補助工仮設材(ウイングリブ)の再使用



出典:「平成20年度リデュース・リユース・リサイクル推進功労者」

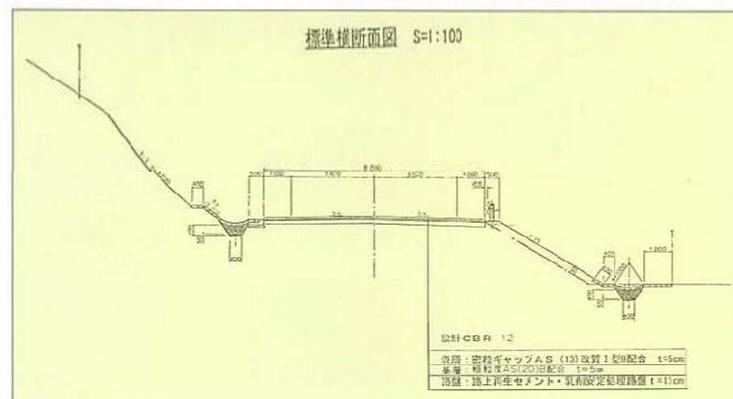
中部地方における建設リサイクル事例【No.3】

名称	各種建設現場から発生するアスファルトコンクリート塊、セメントコンクリート塊のリサイクル													
施工者	前田道路株式会社 中部支店 名古屋合材工場													
取り組み	建設工事現場から発生する建設廃材(アスファルトコンクリート塊、セメントコンクリート塊)の受入・リサイクル事業を平成3年から操業している。 アスファルト混合物の製造並びに事務所内の活動でも分別回収などを実施し、3R活動を行っている。													
施工事例概要	名称													
	所在地	愛知県西加茂郡												
	時期	平成3年より												
	規模													
実施事項	アスファルトコンクリート塊を粉砕・分級して再生骨材R13～0及び再生路床材グリズリアンダー材を製造し、セメントコンクリート塊も同様な処理方法により再生路盤材RC-40を製造している。 再生骨材R13～0を再生資源として用いた各種再生アスファルト混合物・再生路盤材RC-40は、公共事業をはじめ民間工事まで幅広く出荷・販売している。 建設廃材の発生地域、及びリサイクル製品の販売地域は共に、名古屋市東部・尾張東部地区・三河西部地区を中心に愛知県内で展開。 2004年2月に環境マネジメントシステムISO14001を認証取得。													
施工実績	施工実績件数													
愛知県リサイクル資材評価制度(あいくる材)の認定を取得している														
<table border="1"> <thead> <tr> <th>認定番号</th> <th>評価基準の区分</th> <th>資材名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1) -7</td> <td>再生加熱アスファルト混合物</td> <td>再生粗粒度アスファルト混合物(20)[50]、(20)[75] 再生密粒度アスファルト混合物(20)[50]、(20)[75] 再生密粒度アスファルト混合物(13)[50] 再生細粒度アスファルト混合物(13)[50]</td> </tr> <tr> <td>2) -41</td> <td>再生路盤材</td> <td>再生アスファルト安定処理混合物(40)[50] 再生碎石(RC-40)</td> </tr> <tr> <td>2) -127</td> <td>再生路盤材</td> <td>産業廃棄物溶融スラグ入り再生碎石(RC-40)</td> </tr> </tbody> </table>			認定番号	評価基準の区分	資材名	1) -7	再生加熱アスファルト混合物	再生粗粒度アスファルト混合物(20)[50]、(20)[75] 再生密粒度アスファルト混合物(20)[50]、(20)[75] 再生密粒度アスファルト混合物(13)[50] 再生細粒度アスファルト混合物(13)[50]	2) -41	再生路盤材	再生アスファルト安定処理混合物(40)[50] 再生碎石(RC-40)	2) -127	再生路盤材	産業廃棄物溶融スラグ入り再生碎石(RC-40)
認定番号	評価基準の区分	資材名												
1) -7	再生加熱アスファルト混合物	再生粗粒度アスファルト混合物(20)[50]、(20)[75] 再生密粒度アスファルト混合物(20)[50]、(20)[75] 再生密粒度アスファルト混合物(13)[50] 再生細粒度アスファルト混合物(13)[50]												
2) -41	再生路盤材	再生アスファルト安定処理混合物(40)[50] 再生碎石(RC-40)												
2) -127	再生路盤材	産業廃棄物溶融スラグ入り再生碎石(RC-40)												
出典:「平成19年度リデュース・リユース・リサイクル推進功労者」														

中部地方における建設リサイクル事例【No.4】

名称	アスファルト・コンクリート塊を現場内にて路盤として有効利用	
施工者	静岡県富士土木工事事務所	
取り組み	既設アスファルト舗装を現地混合し、路盤材として再利用している。	
施工事例概要	名称	富士裾野線舗装補修工事
	所在地	静岡県富士市、裾野市
	時期	
	規模	
実施事項	<p>路上再生路盤工法は、既設の老朽化したアスファルト舗装を現位置で破碎し、同時にセメントやアスファルト乳剤、フォームドアスファルト等の添加材料と既設路盤材料を混合し、締固めて安定処理した路盤を新たにつくる工法です。路上において、既設アスファルト混合物を現位置で破碎し、同時に、これをセメントや瀝青材料等の安定材および既設粒状路盤材とともに混合し、新たな安定処理路盤を構築する工法です。安定材として、セメントを用いた路上再生セメント安定処理、セメントおよび石油アスファルト乳剤を用いた路上再生セメント・アスファルト乳剤安定処理、セメントおよびフォームドアスファルトを用いた路上再生セメント・フォームドアスファルト安定処理があります。本工法は、既設舗装をそのまま有効利用できる舗装発生材の再生利用方法の一つ。</p>	
施工実績	施工実績件数	

施工状況

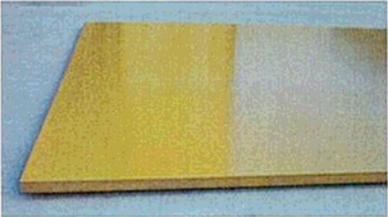
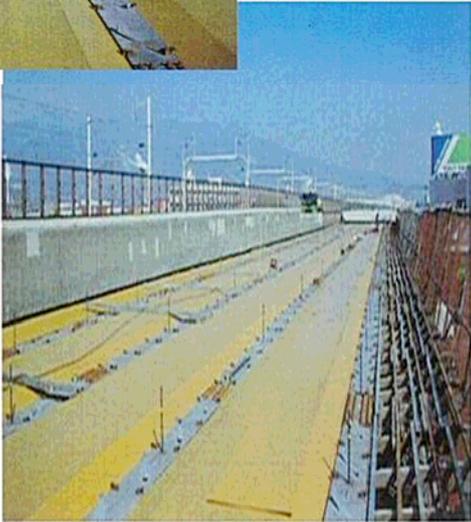


出典: 建設副産物リサイクル広報推進会議「リサイクル事例」

中部地方における建設リサイクル事例【No.5】

名称	コンクリート塊を盛土材として有効利用	
施工者	国土交通省津松阪港事務所	
取り組み	ふるさと海岸整備事業の一環 津松阪港香良洲地区護岸(改良)工事でのコンクリート塊の有効利用	
施工事例概要	名称	津松阪港香良洲地区護岸(改良)工事
	所在地	三重県津市
	時期	平成11年より平成18年
	規模	291ha 全長 2.4km
実施事項	旧護岸を撤去したコンクリート塊を破碎機で破碎し、山土と混合し、新護岸の盛土材として有効利用。 工法名称: 事前混合処理 工程内容: 1.旧護岸工事で出たコンクリート塊を小割りし、機械で80mmまで破碎、山土でブレンドする。 コンクリート塊1と山土0.2の割合、転圧、新護岸で30cmに転圧しながら、6往復して、所定の高さまで盛る。	
施工実績	施工実績件数	
 <p>旧護岸撤去 → コンクリート塊破碎 → 盛土転圧</p>		
 <p>旧護岸の撤去状況 コンクリート塊破碎状況 盛土転圧状況</p>		
出典: 建設副産物リサイクル広報推進会議「リサイクル事例」		

中部地方における建設リサイクル事例【No.6】

名称	建設発生木材を再生木質ボード型枠として活用	
施工者	国土交通省中部地方整備局静岡国道工事事務所	
取り組み	建設発生木材を再利用した再生木質ボードを一般土木構造物のコンクリート用型枠に利用。	
施工事例概要	名称	平成13年度1号富士由比田子の浦高架床版工工事
	所在地	静岡県富士市
	時期	平成13年12月～平成14年9月
	規模	工事範囲 5043.4m コンクリート 503m3
実施事項		
施工実績	施工実績件数	
<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: flex-start;"> <div style="text-align: center;">  <p>施工状況</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>再生木質ボード</p>  </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: flex-start; margin-top: 10px;"> <div style="text-align: center;">  </div> <div style="text-align: center;">  </div> </div>		
出典：建設副産物リサイクル広報推進会議「リサイクル事例」		

中部地方における建設リサイクル事例【No.7】

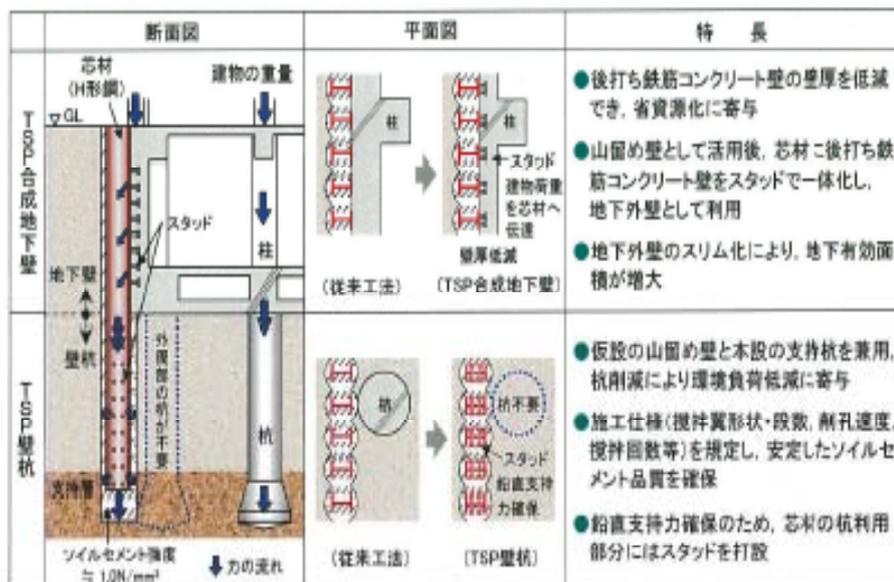
名称	建設汚泥を現場内埋戻し土に有効利用	
施工者	前田建設工業株式会社中部支店土木部	
取り組み	高速鉄道第4号線八事北工区土木工事は、名古屋市交通局が発注する地下鉄4号線のうち、八事日赤駅(仮称)から八事駅に至る延長782.5mの駅間トンネルを複心円シールド工法で施行。	
施工事例概要	名称	名古屋市高速鉄道第4号線八事北工区土木工事
	所在地	愛知県名古屋市
	時期	1999年2月～2003年10月
	規模	八事日赤駅～八事駅間総延長782.5m 内径5200mm
実施事項	<p>発生した建設汚泥を現場内に設置したプラントで流動化処理土を製造し、直接、駅構築上部の埋戻し復旧に利用。</p> <p>○技術名称 建設発生土を用いた流動化処理技術「フローデル」</p> <p>○技術の概要 流動化処理とは、土を泥水または水で解いて流動化させたのち、固化材を添加して安定化処理した人工土質材料を通常の締固め施工が行えない狭い場所などへ埋め戻す技術です。フローデルとは、設計・製造・施工の各段階における前田建設独自の品質管理手法により、現地で発生した残土や汚泥などの建設副産物の有効活用を実現した流動化処理技術です。</p> <p>○技術の特徴</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 砂質土から粘性土まで、幅広い性状の土砂の有効活用が可能です。 2. 土質材料の粒度組成と加水・解泥した泥水密度に着目した独自の品質管理手法です。 3. 現地発生土だけで処理土の品質確保が難しい場合には、調整材を添加します。 4. 埋戻し、充填材などに用いられる低強度タイプからトンネルインバートなどの本設構造物に用いられるような高強度タイプまで、用途に応じた配合設計が可能です。 	
施工実績	施工実績件数	
<p>流動化処理土施工概要図(駅部断面図)</p> <p>流動化処理土製造プラント全景</p> <p>流動化処理土による駅構築上部の埋め戻し状況</p>		
出典: 建設副産物リサイクル広報推進会議「リサイクル事例」		

中部地方における建設リサイクル事例【No.8】

名称	場所打ち杭工事で発生する建設汚泥の場内埋戻し土としての「自ら利用」	
施工者	三井住友建設株式会社 中部支店 シンセイ南濃倉庫作業所	
取り組み	2階建て鉄骨造の倉庫(延べ床面積15,000m ²)の建設工事において、基礎杭施工時に発生した建設汚泥を工事敷地内の埋め戻し材料として「自ら利用」した。	
施工事例概要	名称	シンセイ南濃倉庫事務所新築工事
	所在地	愛知県名古屋市長
	時期	平成19年11月から平成20年1月
	規模	
実施事項	<p>建設汚泥を適正処理し、埋め戻し土として自ら使用することで、産業廃棄物を削減するとともに、トラックによる残土の場外排出量、埋め戻し用購入土の搬入量も削減され、CO₂ 排出量の削減にも貢献した。</p> <p>実施に当たっては、以下の確認を行った。</p> <p>①土地売買の際に特定有害物質がないことを確認した後、今回の施工により発生する恐れのある六価クロム溶出試験を実施し、土壤環境基準をクリアしていることを確認した。</p> <p>②施主要望を満足するため、コストと施工性の点からセメント固化による安定処理を選択し、計画強度を設定した。</p> <p>③改良後の確認として、一軸圧縮試験を再度実施した。</p> <p>④一軸圧縮強度発現だけでは初期沈下を担保できないため、現場で盛土のサンプルを作り転圧を行った上で、平板載荷試験を行い強度の確認をするとともに、転圧方法についても試験施工で確認した。</p>	
施工実績	施工実績件数	
<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>現場施行状況</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>改良土埋め戻し状況</p> </div> </div>		
出典:「平成22年度リデュース・リユース・リサイクル推進功労者」		

中部地方における建設リサイクル事例【No.9】

名称	名古屋駅前大規模作業所におけるゼロエミッション実現のための継続・発展的活動	
施工者	株式会社 竹中工務店	
取り組み	同作業所では、3R推進活動を実施し、建設副産物の大幅な削減を実現した。リデュース、リデュース、リサイクル活動を行っている。	
施工事例概要	名称	愛知県産業労働センター新築工事業所
	所在地	愛知県名古屋市
	時期	
	規模	
実施事項	<p><リデュース> ○各種PCa化・S化・鋼製型枠の採用による南洋木材等の余剰材発生抑制・省資源化</p> <p><リユース> ○既設建屋解体ガラを地下部分に埋め戻し、施工路盤として再利用</p> <p><リサイクル> ○ダンボールダクト工法の採用 ○タイルカーペット・外装タイル等の再生材の使用(グリーン調達) ○既設建屋解体工事において発生した蛍光灯や各種廃油のリサイクル ○作業員への環境教育と、リーダー会を中心とした分別活動の徹底による環境意識啓発とリサイクル率の向上</p>	
施工実績	施工実績件数	



TSP壁杭工法による杭・地下外壁駆体の削減と削減汚泥の発生抑制

出典:「平成22年度リデュース・リユース・リサイクル推進功労者」

中部地方における建設リサイクル事例【No.10】

名称	愛知万博の解体時のリサイクル	
施工者	元請 乃村工藝社 解体業者 (株)リバイブ(機械 日立建機株式会社)	
取り組み	『愛・地球博』のパビリオン解体工事。 木くずと廃プラスチック類をチップ化するため移動式の破砕機、重機、コンテナの設置を行う。 閉幕後のパビリオン解体工事に、日立建機(株)の『Hi-OSS(ハイオス)』のシステムが導入された。 ギリシャ館、サウジアラビア館、赤十字館、その他フードコート等多数の解体工事。	
施工事例概要	名称	愛知万博のパビリオン解体工事
	所在地	愛知県愛知郡
	時期	2005年9月～2005年10月
	規模	972m ²
実施事項	<p>グラップルを装着したZAXIS200を投入機に、木材リサイザR130HCと2軸せん断シュレッダHR750SM。そのほかZAXIS70グラップル仕様機がパビリオン内装の分別解体作業を行う。同社の、手作業から始まる丁寧な分別解体によって発生したマテリアルのうち、ZR130HCは廃木材を2インチにチップ化(燃料チップ材へリサイクル)、HR750SMは廃プラをせん断処理(RPF燃料にリサイクル)している。万博協会が提示しているリサイクル率は重量換算で94%だが、乃村工藝社殿とリバイブ社殿が取組む現場では物量換算で97%の実績を上げている。</p> <p>解体に従事する2社の特徴は、「徹底して分別する」ことがポイントであると述べている。産業廃棄物品目一覧表を作成、15品目ごとに分け、入れる場所も決めている。作業所内へ重機があるので、全体がリサイクル工場のようになっている。担当者は「ミンチ解体と比べて、分別を徹底した方が人が増えるが、処理コストは2割程度抑えることが可能で、安全管理の面で優れている」と述べている。</p>	
施工実績	施工実績件数	
		
出典:「日立建機株式会社WEB」		

中部地方における建設リサイクル事例【No.11】

名称	名駅前四丁目7番地区再開発ビル新築工事	
施工者	竹中・大林・鹿島・清水共同企業体	
取り組み	新築ビル工事における3Rへの取り組み 国内でも類を見ない大規模解体工事に対して、特に高い再資源化率の目標値を掲げて活動し、成果を挙げている。	
施工事例概要	名称	名駅四丁目7番地区再開発ビル
	所在地	愛知県名古屋市
	時期	2003年4月着工～2006年9月
	規模	建築面積 8,093.7m ² 延床面積 193,873.7m ² 構造 鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造、鉄骨造 階数 地下6階、地上47階、塔屋2階
実施事項	<ul style="list-style-type: none"> ・特定建設資材だけでなく、設備機器のリサイクルにまで視野を広げて活動し、成果を挙げている 作業員が食事の際に捨てるカップラーメンのスチロール椀を、CP溶剤にて減容し、成形材料としてリサイクルするルートを開拓し、リサイクルを行った。 ・これまで、困難であった建設汚泥のリサイクルが可能となり、リサイクルを実現した。又、マニフェスト管理台帳による、集計・管理を行っている。 ・掘削土を再利用する山留壁工法を採用することにより、工事用車両台数を約8,000台削減し、周辺環境影響とCO2発生の低減を実現した。 	
施工実績	施工実績件数	
		
出典:「平成18年度リデュース・リユース・リサイクル推進功労者」		

中部地方における建設リサイクル事例【No.12】

名称	エコ日本一大学建設現場における環境に配慮した広報の実施による3R活動	
施工者	株式会社竹中工務店 名古屋支店	
取り組み	【概要】三重大学医学部附属病院の建替え工事。キャンパス内にあったため、第三者の安全確保、騒音を極力抑える等の厳しい制約があったが、環境配慮の面では「現場内で発生する施工騒音・振動・粉塵の発生抑制」「工事車両の交通対策と本院利用者の交通安全確保」、そして「 場内で発生する建設副産物の発生抑制・再利用・再資源化 」を軸に工事を進めた。	
施工事例概要	名称	三重大学(医病)病棟・診療棟新営その他工事
	所在地	三重県 津市
	時期	
	規模	
実施事項	<ul style="list-style-type: none"> ●発生抑制への取組 <ul style="list-style-type: none"> ・軽量鉄骨、ALC等の材料を工場でプレカット加工し搬入を行うことによって、現場加工で発生する残材廃棄物を大幅に低減。 ・ユニットバス、建具枠等の材料搬入時の梱包材廃棄物低減のため、無梱包化・簡易梱包化推進。 ●搬出抑制への取組 <ul style="list-style-type: none"> ・掘削時に発生する建設発生土を建物外周埋め戻し土、地盤改良材に再利用し、場外への搬出を抑制することでCO₂排出削減を推進。 ●再資源化への取組 <ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物の再生利用促進のため、廃棄物集積ヤードに平易な分別看板を設置。分別指導も実施。 ・分別収集したゴミは廃棄物処理工場において固形燃料にリサイクル。 ・既存建物解体時に発生するコンクリートガラを再生砕石としてリサイクル利用。 	
施工実績	施工実績件数	
 <p>リユース（再利用）：解体材の再利用</p> <p>図 取組の様子</p>		
出典：平成23年度リデュース・リユース・リサイクル推進功労者等表彰結果発表		

中部地方における建設リサイクル事例【No.13】

名称	再生資源の積極的使用及び廃棄物分別によるリサイクルの実施	
施工者	鴻池・岩田・松井建設共同企業体	
取り組み	【概要】同作業場は、豊田市発注の福祉センターという社会福祉・環境に配慮された公共施設の新築工事という事もあり、緑化の促進、ランニングコストの抑制、そして 発生材の処理・再資源利用等 を事前に計画した。	
施工事例概要	名称	(仮称)福祉センター建築工事
	所在地	愛知県名古屋市
	時期	
	規模	
実施事項	<ul style="list-style-type: none"> ●発生土の改良プラントへの持込 場所打ち杭施工時に発生する汚泥や掘削発生土をリサイクルプラントで再資源化した。 ●廃棄物の品目毎の分別徹底 ダンボール・紙くず、鉄くず、混合廃棄物、木くず、プラスチック・ビニル、石膏ボード、一般事業系廃棄物(事務所内)の7品目に分別処理を行い、リサイクル施設を中心に排出した。 	
施工実績	施工実績件数	



発生土の処理（リサイクルプラントへ搬出）



再生処理土 埋戻土に使用



環境目標として啓蒙看板設置



こども 110 番の現場運営



騒音・振動抑制活動

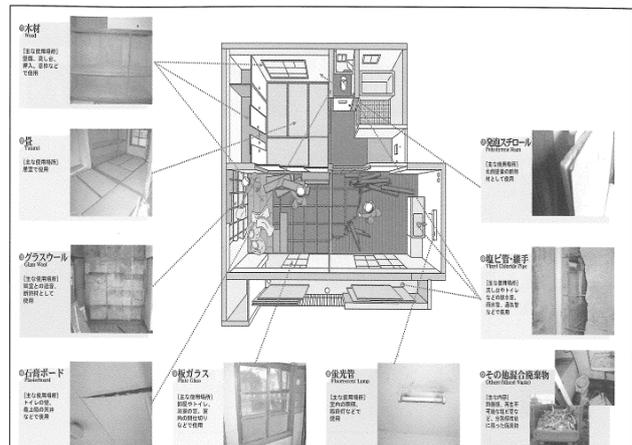
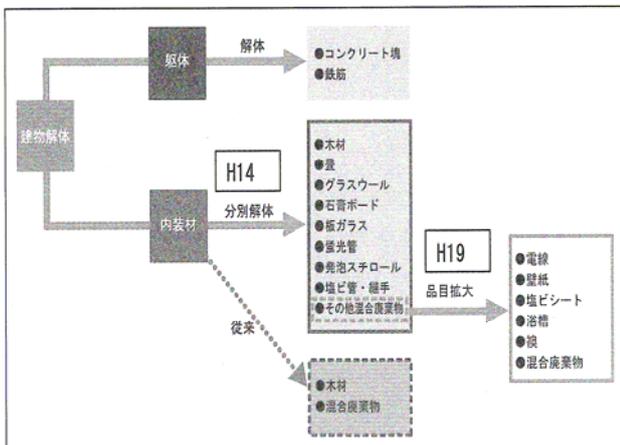
図 取組の様子

出典：平成23年度リデュース・リユース・リサイクル推進功労者等表彰結果発表

2. 建築工事におけるリサイクル事例集

建築工事におけるリサイクル事例【No.1】

名称	UR都市機構の建替事業における分別解体の取り組み	
施工者		
取り組み	平成13年度には東京都三鷹市の三鷹台団地建替工事で分別解体のモデル工事を実施。本モデル工事は、内装材の分別解体品目を、関連業界とのヒアリングや調整等を実施した結果を基に、これまで分別解体を行っていた建設発生木材に加え、畳、グラスウール、石膏ボード、板ガラス、蛍光灯、発泡スチロール、塩ビ管、継ぎ手、その他混合廃棄物の8品目に細分化、分別解体、回収を実施。	
施工事例概要	名称	三鷹台団地建替工事
	所在地	東京都三鷹市
	時期	
	規模	190戸
実施事項	<p>混合廃棄物として搬出され、最終処分されていた内装材について、建設発生木材に加え、畳、グラスウール、石膏ボード、板ガラス、蛍光管、発泡スチロール、塩ビ管・継手、その他混合廃棄物の8品目の分別し、再資源化するモデル工事をを行いました。結果は混合廃棄物の70%が再資源化でき、最終処分量の低減に有効であることが実証されました。</p> <ul style="list-style-type: none"> 石膏ボードは石膏ボード製造業者に運搬、紙などの異物を剥離、石膏ボード原料化する。 塩ビ管・継手はリサイクル工場に搬出後、汚れ洗浄、再生塩ビ管の原料にする。 混合廃棄物は、合廃棄物処理業者へ搬出、粉碎・選別など機械処理、一部を路盤材に再利用する。 木材は、再資源化施設でチップ化、ボードの原料。 発泡スチロールは、再資源化施設で破碎され、熱源やRDFなどに再生。 	
施工実績	施工実績件数	



出典：[建設リサイクル2010年冬号Vol150]

建築工事におけるリサイクル事例【No.2】

名称	KC&D工法からリサイクル率を大幅に向上	
施工者	鹿島建設株式会社	
取り組み	中高層ビルを下の階から解体する鹿島カットアンドダウン工法を開発し、鹿島旧本社ビル2棟の解体工事に採用した。そのカットアンドダウン(KC&D)工法よりリサイクル率を大幅に向上した。	
施工事例概要	名称	鹿島旧本社ビル解体工事
	所在地	東京都港区
	時期	
	規模	第一棟 鉄骨造 地下3階 地上17階 塔屋2階
実施事項	<p>KC&D工法の解体の手順 ①ジャッキの挿入②上層階の梁・床の解体③柱の切断④ジャッキの伸長⑤全ジャッキの収縮</p> <p>これまでの高層建物の解体では、内装解体・荷降ろしを先に終える必要があるため、分別した解体材は揚重機材で降ろすか、閉口部から投下して下で取り出すかの方法が取られていた。しかし、これらの方法では解体材が混じり、保管ヤードが十分確保できないと、搬出を優先せざるうえない。</p> <p>その点、本工法では、ジャックダウンの工程に合わせて、地上近くの決められた階で内装材を解体して搬出するわけだから、産業物の分別作業が容易であることに加えて、発生する廃棄物の種類や量が安定的となり、しかも保管ヤードそのものが不要である。それはあたかも工場内の作業ラインから搬出されるかのようなのである。</p> <p>これまでのビル解体では、廃棄物を10品目程度に分別していたのに対して、KC&D工法では30品目に分別し、22品目にリサイクルした。その結果、内装部分の解体では通常約50%のリサイクル率を92.2%に向上。</p>	
施工実績	施工実績件数	
<div style="display: flex; flex-wrap: wrap;"> <div style="width: 50%;"> <p>①ジャッキの挿入 2階部分の梁を、仮設資材で仮受けしてから1階の柱を切断し、その隙間にジャッキを挿入する。</p>  </div> <div style="width: 50%;"> <p>②上層階の梁・床の解体 地上近くで上層階の梁や床、内装材を解体する。</p>  </div> <div style="width: 50%;"> <p>③柱の切断 ジャッキで柱を支えながら切断作業を行う。</p>  </div> <div style="width: 50%;"> <p>④ジャッキの伸長 切断した長さだけジャッキを伸長させる。</p>  </div> <div style="width: 100%; text-align: center;"> <p>⑤全ジャッキの収縮 すべての柱で全ジャッキを一斉に収縮させる</p>  <p>ジャッキダウンされ解体が進む</p> </div> </div>		
出典:「建設リサイクル2009年冬号Vol46」		

建築工事におけるリサイクル事例【No.3】

名称	ひばりが丘団地の建替事業	
施工者	UR都市機構	
取り組み	建物の解体により発生するコンクリート塊を現地再生し、再利用を実施	
施工事例概要	名称	ひばりが丘団地の建替事業
	所在地	東京都東久留米、西東京市
	時期	
	規模	
実施事項	現場に重機を持ち込み、解体により発生するコンクリート塊を破砕し、再生砕石に加工して、道路の路盤材や雨水浸透施設に再利用した。第1期後工区の建替事業では、4階建て住棟8棟の解体により発生した約6,900m ³ (約16,000トン)のコンクリート塊を再利用した。この取り組みにより、以下のようなCO ₂ 削減効果が得られた。また、搬出入のためのダンプを1,600台減らすことで、沿道の環境への影響を緩和することにもつながった。	
施工実績	施工実績件数	

実際に行った現場内リサイクルの場合

建替工事において必要となる道路の路盤材や雨水浸透施設の砕石として、建替対象建物の解体により発生する6,900m³のコンクリート塊を現場内で加工して作った再生砕石を用いた場合。

- 現地再生するため
破砕機で使った
軽油の量：約2,900ℓ

※重機の搬出入の際の
エネルギー消費は非算入

この軽油による
CO₂発生量
約7.6トン

この取り組みによって…

発生CO₂を約1/14に抑制でき、CO₂削減量は約96.4トンに上ることが推定されます。

場外処分したと仮定した場合

6,900m³の発生コンクリート塊を場外処分、新しく製造された6,900m³の砕石を購入することとし、搬出、搬入とも10トンダンプ延べ1,600台により、約20kmを運搬すると仮定した場合。

- ① 発生したコンクリート塊を
場外処分のため搬出する際の
軽油の量：約20,000ℓ

- ② 新しく購入した砕石を
現場搬入する際の
軽油の量：約20,000ℓ

①及び②の軽油による
CO₂発生量
約104.0トン

出典：「UR都市機構 環境報告書H19年度」

建築工事におけるリサイクル事例【No.4】

名称	牟礼団地の建て替え工事	
施工者	UR都市機構	
取り組み	平成18年度三鷹牟礼団地集会所の建替工事で、既存集合住宅の解体時に発生したコンクリート塊を再生利用した。	
施工事例概要	名称	東京都三鷹市市牟礼団地集会所建て替え工事
	所在地	東京都三鷹市
	時期	
	規模	地上1階、構造 RC壁構造、136.2㎡
実施事項	<p>牟礼団地集会所で用いた再生粗骨材は、牟礼団地の同敷地内の既存集合住宅(4階建て鉄筋コンクリート造壁式構造、昭和31年建設)の解体時に発生したコンクリート塊を用いて製造した。</p> <p>集会所で用いた再生粗骨材コンクリートは、品種の異なる2種類の再生粗骨材から製造しました。すなわち、(再生粗骨材ではない)通常の粗骨材と同等の品質を有する「高品質再生粗骨材」と、高品質粗骨材より品質がやや劣る「中品質再生粗骨材」のそれぞれを用いてコンクリートを製造し、平面的に見て集会所のちょうど中央部分で垂直打ち継ぎを設けて打設。</p> <p>再生粗骨材コンクリートを用いましたが、建築物として要求される強度と耐久性は十分有していることが理解できました。</p>	
施工実績	施工実績件数	



写真-1 牟礼団地の既存集合住宅(昭和31年築)



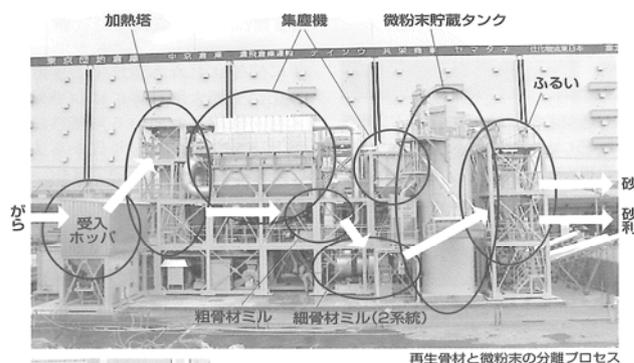
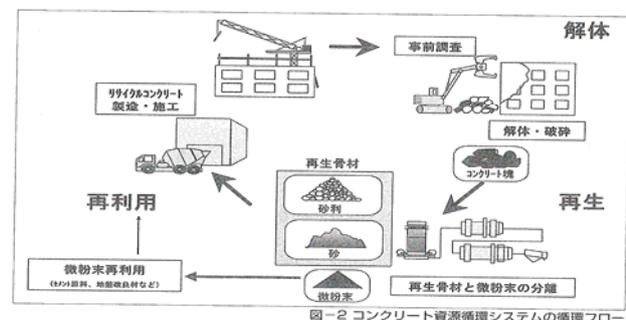
出典:「建設リサイクル2007年夏号 Vol40」

建築工事におけるリサイクル事例【No.5】

名称	東京団地倉庫(株)平和島倉庫 第二期、第三期建替え工事に伴うコンクリート塊の利用	
施工者	清水建設株式会社	
取り組み	可能な限り旧い倉庫のコンクリートを使いたいとの要望から、コンクリートから元の骨材を回収し、新築物の構造用コンクリートに再利用。	
施工事例概要	名称	東京団地倉庫(株)平和島倉庫 第二期、第三期建替え工事
	所在地	東京都大田区
	時期	
	規模	
実施事項	<p>コンクリート塊の利用用途は、道路用砕石として路盤材以外に使用されることはなかった。本工事では、「コンクリート資源循環システム」を採用し、解体コンクリートから再生骨材より再生コンクリート、微粉末より場内利用、他現場、路盤材へ利用される点に特徴がある。</p> <p>A-1立替工事では、事前に解体コンクリートの調査を行い、再生する骨材がリサイクルに適しているかどうかを確認する必要があるが、この条件をクリアし、現場内に再生骨材プラントと生コンプラントを設置し、コンクリートの現場内リサイクルを進めた。同じ敷地内にプラントを設置できるのがシステムの内容で、C棟の建替え工事については、規模・敷地面積とも小規模のため、再生骨材プラントは現場外に設置して工事を進めた。</p> <p>処理場に搬出したコンクリートは8000トンにとどまり、全量の54%は場内で再利用した。約2万トンの再生骨材の新材の利用が削減でき、約2万㎡の構造用再生骨材コンクリート製増し施行に使用することが可能となった。</p>	
施工実績	施工実績件数	

表 活動による効果

種類	年度		
	2002年度	2003年度	2004年度
路盤材としての再利用	3,400t (場内利用)		1,600t (場内利用)
再生骨材としての再利用	17,000t		3,000t
再生微粉末としての再利用	6,000t (地盤改良に場内利用)		240t (場内利用)



出典:「建設リサイクル2007年春号Vol139」

建築工事におけるリサイクル事例【No.6】

名称	ケーソン中詰材としてのコンクリート塊のリサイクルで護岸工事	
施工者	高知県安芸土木事務所	
取り組み	安芸漁港改修工事にて、船だまり建設に伴い既存防波堤の一部を取壊し、コンクリート塊を利用	
施工事例概要	名称	安芸漁港改修工事
	所在地	高知県安芸市
	時期	
	規模	
実施事項	既存防波堤の一部を取壊し、航路を閉鎖する際に発生した、ケーソンを岸壁取り付け護岸に流用し、その上部コンクリートの取り壊し塊を中詰材として利用	
施工実績	施工実績件数	



出典:「建設副産物リサイクル広報推進会議ホームページ アスファルト・コンクリート塊とコンクリート塊の事例」

建築工事におけるリサイクル事例【No.7】

名称	大規模庁舎建物耐震改修工事における設計・施行を通じた3Rの取り組み	
施工者	大林 五洋特定建設工事共同企業体	
取り組み	大規模庁舎建物の耐震改修工事において、設計・施行の各段階を通じて様々な技術を積極的に採用し、建設副産物の3Rを行った。 設計段階での配慮、施行段階での配慮を行った。	
施工事例概要	名称	経済産業省総合庁舎別館耐震改修
	所在地	東京都千代田区
	時期	平成18年2月～平成20年8月
	規模	建築面積 4812 m ² 延床面積 59741 m ²
実施事項	<p>設計段階の配慮</p> <ul style="list-style-type: none"> ・免震層を構成する鉄筋コンクリート擁壁と掘削時の山留壁の鋼材(本来仮設)を合成構造にして本体利用することにより擁壁の厚さを薄くし、掘削残土やコンクリート量を削減。 <p>施行段階の配慮</p> <ul style="list-style-type: none"> ・擁壁、マットスラブなどに高炉セメントコンクリートを採用。 ・再生骨材コンクリート、流動化処理土等の再生材料を積極的に使用。 ・コンクリート打設時の配管内残コンを利用、耐圧盤用コンクリートスペーサーを製作。 ・全社で推進するゼロエミ活動に基づき、発生抑制・分別徹底で建設廃棄物・混合廃棄物を削減。 	
施工実績	施工実績件数	
<div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div>		
出典:「平成20年度リデュース・リユース・リサイクル推進功労者等表彰事例」		

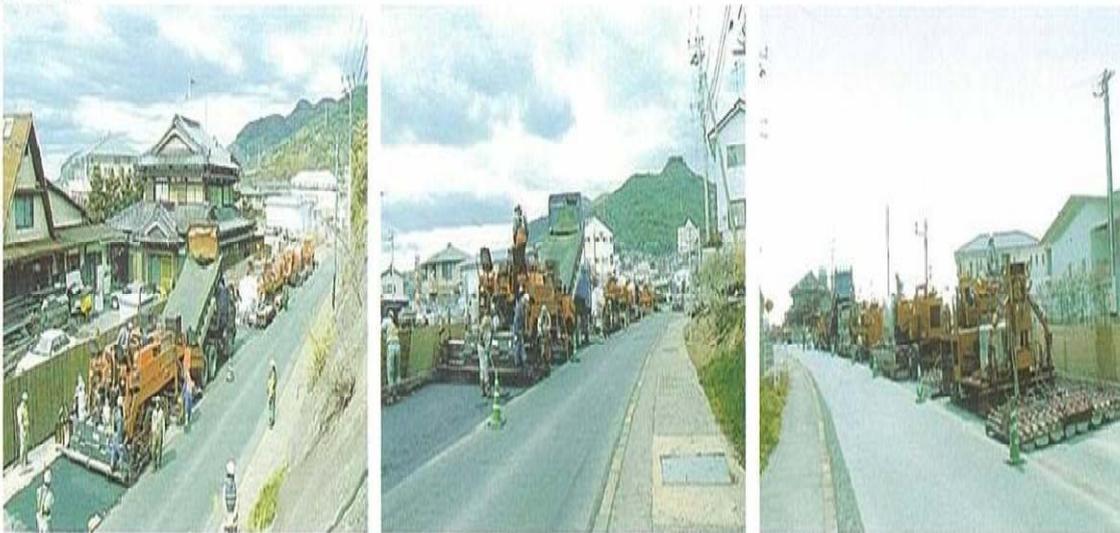
建築工事におけるリサイクル事例【No.8】

名称	最終処分として埋立てられる建設副産物をゼロに近づける「ゼロエミッション」の実現	
施工者	株式会社鴻池組 古川水門改築工事事務所	
取り組み	「発生の抑制」「リサイクル」「グリーン調達」「適正処理」の4項目を軸に、3R活動にRefuse(搬入抑制)、Return(グリーン調達)を加えた「5R運動」を実施	
施工事例概要	名称	古川水門改築工事
	所在地	大阪府大阪市
	時期	平成16年11月～平成19年3月
	規模	水門 B=10.85m H=3.5m 2門 常時樋門 B= 2.5m H=2.5m 2門
実施事項	<ul style="list-style-type: none"> ・再生、再利用の処理フロー把握による分別の徹底 ・分別の徹底による混合廃棄物ゼロの実現 ・仮設材の転用、再利用の徹底 ・盛土材に他工事の建設発生土を流用 ・再生、再利用できないものは再資源化施設で再生利用 ・適正な再資源化施設の選定 <p>既存構造物取壊して発生のコンクリート塊を現場内で再生、路盤材等に流用。 木製ベンチ等に、型枠等建設発生木材から加工した再生木製製品を使用。</p>	
施工実績	施工実績件数	
<div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div>		
出典:「平成19年度リデュース・リユース・リサイクル推進功労者等表彰事例」		

建築工事におけるリサイクル事例【No.9】

名称	佐世保地区舗装修繕工事に伴う混合物の有効利用	
施工者	世紀東急建設株式会社九州支店	
取り組み	佐世保地区舗装修繕工事の、東彼杵町三根郷地区の一般国道34号の舗装修繕(オーバーレイ)工事	
施工事例概要	名称	佐世保地区舗装修繕工事
	所在地	長崎県佐世保市
	時期	
	規模	
実施事項	舗装廃材をほとんど発生させることなく既設表層混合物を有効利用	
施工実績	施工実績件数	

施工状況



出典:「建設副産物リサイクル広報推進会議ホームページ アスファルト・コンクリート塊とコンクリート塊の事例」

建築工事におけるリサイクル事例【No.10】

名称	岸壁の耐震補強工事における建設汚泥の発生抑制と100%リサイクル	
施工者	トヨタ名港 作業所	
取り組み	岸壁の耐震補強工事において建設汚泥を60%発生抑制するとともに、100%リサイクルを実施した。改良工事では、改良体として築造される体積とほぼ同量の建設汚泥が排出される。同作業所では、岸壁の耐震補強において改良形状を任意に設定できるマルチジェット工法を用いて壁状の設計改良範囲を無駄なく改良し、使用材料の低減、および建設汚泥の削減(従来工法と比較して60%程度)を図った。	
施工事例概要	名称	岸壁の耐震補強工事
	所在地	東京都千代田区
	時期	
	規模	
実施事項	<ul style="list-style-type: none"> ・発生した建設汚泥を全て作業所内で埋め戻し材として利用し、100%現場内リサイクルを実施。 ・汚泥の発生抑制に取り組んだ結果、使用材料が削減され、施工時間も短縮しました。この結果、経済性においても優れた工法として評価・採用された。 <p>この他、従来の工法では、矢板や護岸に欠損部があった場合、噴射物が海に流出する危険があったが、マルチジェット工法は、噴射方向をコントロールすることで、スラリ流出の危険を低減することができ、海洋の環境保全にも貢献できる。</p>	
施工実績	施工実績件数	
 <p>機械が小型であるため、岸壁を供用しながらの施工が可能</p>		
出典:「平成21年度リデュース・リユース・リサイクル推進功労者等表彰事例」		

建築工事におけるリサイクル事例【No.11】

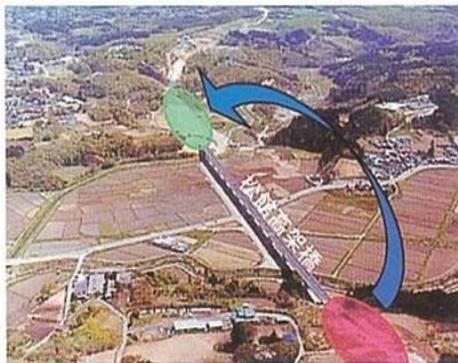
名称	汚水処理場の造成工事で大量に発生する建設発生土・建設汚泥をリサイクル	
施工者	神戸市建設局西水環境センター	
取り組み	既存汚水処理場の改築更新工事の既存構造物撤去の際のCo塊を再生砕石へ現場内利用	
施工事例概要	名称	
	所在地	兵庫県神戸市
	時期	
	規模	
実施事項	神戸市での災害に強い下水道のネットワーク処理システムの構築の際の、既存汚水処理場の改築更新工事にあたり、既存構造物撤去の際のCo塊を再生砕石として現場内利用するとともに、水処理施設の基礎に浅層混合処理工、流動化処理工を採用することによって、約11,000m ³ の建設発生土等の発生抑制と再利用を図っています。また、掘削土は現場内利用及び工事間利用を実施。	
施工実績	施工実績件数	
 <p>既設建物を解体 コンクリート破砕機で破砕 再生砕石に</p>  <p>基礎工の施工状況</p>  <p>流動化処理による埋戻し</p>		
出典:「建設副産物リサイクル広報推進会議ホームページ 建設汚泥の事例」		

建築工事におけるリサイクル事例【No.12】

名称	地盤改良工事におけるエコスラグの使用および廃棄物量削減	
施工者	株式会社大林組 広島支店 水島LNG土木工事事務所	
取り組み	16万klの液化天然ガス貯槽を建設するにあたり、貯槽が、旧原油タンク用の地盤改良済区域と未改良区域の両区域にまたがり設置されることから、均一な地盤にすることを目的として、砂(透水性の類似材料)を圧入し、大径の締め固めた砂杭を地中に造成する地盤改良(SCP工法)が計画。	
施工事例概要	名称	水島LNG土木工事
	所在地	岡山県倉敷市
	時期	
	規模	16万klの液化天然ガス貯槽
実施事項	<p>同現場ではSCP工法の材料に、施工実績は少ないが、天然砂の代替としてエコスラグを用いることとした。</p> <p>エコスラグを利用する利点として、以下のものが挙げられる。</p> <p>①ごみから生産された資材であり、環境負荷低減につながる。</p> <p>②従来、埋め立てていた焼却灰を建設資材として再資源化でき、最終処分場の延命にも寄与できる。</p> <p>③現在、天然砂は入手困難となりつつある。</p> <p>エコスラグを使用するにあたり、事前に締め固め試験を実施し、エコスラグの粒径加積曲線の変化を調査したが、原材料状態とほぼ同等であった。粒度分布も従来用いられている材料の実績の範囲内であった。また、地盤環境に対する安全性についても、溶出試験、含有量試験を実施し、問題ないことを確認した。</p>	
施工実績	施工実績件数	
<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>エコスラグ搬入</p> </div> <div style="font-size: 2em;">⇒</div> <div style="text-align: center;">  <p>エコスラグ投入 (タイヤショベルで移動バケットへ)</p> </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center; margin-top: 20px;"> <div style="text-align: center;">  <p>エコスラグによる砂杭造成</p> </div> <div style="font-size: 2em;">⇐</div> <div style="text-align: center;">  <p>エコスラグ投入 (移動バケットからホッパーへ)</p> </div> </div>		
出典:「平成21年度リデュース・リユース・リサイクル推進功労者等表彰事例」		

建築工事におけるリサイクル事例【No.13】

名称	高含水比粘性土と伐木・抜根材、他産業からの副産物のリサイクル	
施工者	大館建設工業株式会社	
取り組み	道路改良工事により発生した掘削土砂を生石灰処理し、盛土材として有効利用	
施工事例概要	名称	
	所在地	青森県八戸市
	時期	2002/11/1～
	規模	
実施事項	道路改良工事により発生した掘削土砂(高含水比粘性土)を生石灰処理し、盛土材として有効利用。発生した伐木及び抜根材はチップ化し防草材として、さらに工場で発生しているフェロニッケルスラグは工事中路盤材として、利用。 ・現場で発生した伐木及び抜根材を自走式破砕機によりチップ化し防草材としたこと	
施工実績	施工実績件数	



生石灰混合土を
路体盛土として利用

スラグの敷均し



高架橋下のチップ状況



自走式破砕機への投入



工事中道路の状況

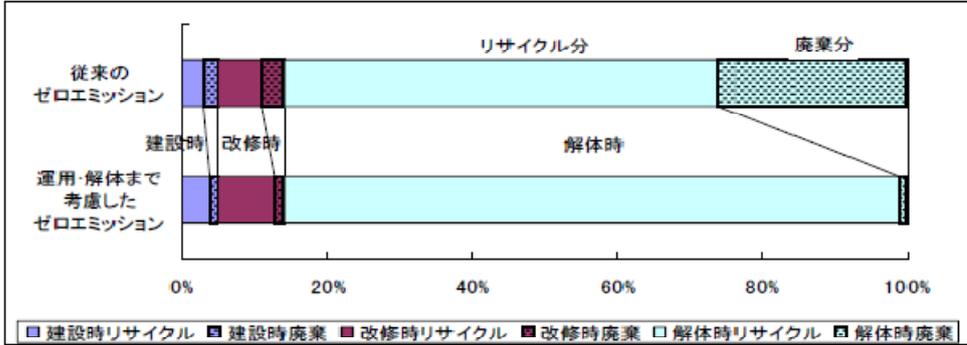
出典:「建設副産物リサイクル広報推進会議ホームページスラグ等の他産業の副産物利用の事例」

建築工事におけるリサイクル事例【No.14】

名称	廃棄物混じり土砂の約50%再利用	
施工者	真柄建設株式会社 大阪支店	
取り組み	国土交通省近畿地方整備局和歌山河川国道事務所発注による京奈和自動車道の粉河那賀改良工事であり、廃棄物処理場跡地にインターチェンジの構築を行う工事	
施工事例概要	名称	京奈和自動車道の粉河那賀改良工事
	所在地	和歌山県紀の川市
	時期	
	規模	
実施事項	発生する廃棄物混じり土砂は、木片等の有機物の混入度合いが高く、標準的な機械の組合せによる分別では再利用基準を満たす事が出来ず、全て最終処分されていた。 この廃棄物混じり土砂に対して有効な分別機械の組合せの提案と試験施工を実施し、当該工事における現地発生土砂再利用率の大幅な向上と最終処分量を大幅に削減し、リサイクル推進に貢献した。 具体的には、ふるい目100mm×100mmのバケット選別、樹脂製ふるい選別機、風力を利用した比重選別機、小型振動スクリーンを組み合わせた分別ラインにより、再利用可能な土砂を全体量の約50%まで向上。	
施工実績	施工実績件数	
<div style="text-align: center;"> <p>【新採用機器】</p> <p>・ハイバウンドスクリーン</p>  <p>【再利用可能土】</p> <p>・4mm未満</p>  <p>・高力選別機（とうみ型）</p>  <p>・小型振動スクリーン</p>  <p>・10mm未満</p>  </div>		
出典：「平成22年度リデュース・リユース・リサイクル推進功労者等表彰事例」		

3. 建設副産物発生抑制事例集

建設副産物発生抑制事例【No.1】

名称	建築主・設計者・施工者が一体となったライフサイクルゼロエミッションへの挑戦	
施工者	鹿島建設株式会社	
取り組み	建築主・設計者・施工者のそれぞれの立場で、建築から解体に至る工場のライフサイクル全体における環境配慮、ゼロエミッションへの取り組みを行った。 工場の設計・施工・操業・解体という各段階での環境影響が低減され、特に最もインパクトの大きい解体時の廃棄物について、大幅に削減・リサイクル性の向上が図られた。	
施工事例概要	名称	本田技研工業(株)小川新工場
	所在地	埼玉県比企郡小川町
	時期	2007年8月～2009年4月
	規模	敷地面積19.3万m ²
実施事項	<p>1. 建築主の取り組み(グリーンファクトリーの実現) 生産時のエネルギー消費低減や太陽電池パネルの設置、雨水を活用した自然循環型屋上緑化等、環境に配慮したグリーンファクトリーを目指した。</p> <p>2. 設計者の取り組み(解体時配慮型建物の設計) 50年後、100年後の工場解体時のリサイクル性を配慮した建物設計を行った(システムトイレ、スチールパーテーション、リサイクル対応耐火パネルの採用による解体時の分別・リサイクル性向上等)。</p> <p>3. 施工者の取り組み(解体時配慮型建物の建設と施工時のゼロエミッション) 施工段階では、リサイクル対応建材や工法の採用により解体時のリサイクル性を向上させるとともに、分別の徹底やリース品の利用による廃棄物削減等、施工時に発生する建設副産物のゼロエミッションを図った。</p>	
施工実績	施工実績件数	
<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: flex-end;"> <div style="text-align: center;">  <p>システムトイレ</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>スチールパーテーション</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>リサイクル対応耐火断熱パネル</p> </div> </div> <div style="text-align: center; margin-top: 20px;">  <p>建物のライフサイクル全体におけるゼロエミッション効果の比較</p> </div>		
出典: 3R推進協議会「平成22年度リデュース・リユース・リサイクル推進功労者等表彰」		

建設副産物発生抑制事例【No.2】

名称	スケルトン・インフィル(SI)住宅	
施工者	竹中工務店、三井建設、安藤建設JV	
取り組み	建設耐用年数の長期化により、建設副産物の発生が抑制できる。 長期間の耐久性を有する構造躯体(スケルトン部分)と、居住者の生活等に対応した可変性を有する内装・設備(インフィル部分)を分離した住宅。 資源を長持ちさせて、建築廃棄物を削減、住宅の寿命を延ばすことで、結果的に住宅の廃材を減らす。	
施工事例概要	名称	アクティ汐留
	所在地	東京都港区
	時期	延床面積:約88,000㎡
	規模	約88,000㎡
実施事項		
施工実績	施工実績件数	

■耐久性の高い構造躯体
コンクリートの水セメント比を改善し、長期的な耐久性をもつ構造躯体を実現。

■高い階高
階高約3,000mmとし、内装や水まわり等の可変性を確保

■大型一枚床板
小梁がない大型の床板を採用し、平面計画に制約を少なくすることによって、間取りの可変性を確保する。

■排水共用立て管住戸外設置
排水共用立て管のメンテナンスや更新が住戸外でできるよう、排水立て管を設置。
併せて、予備スリーブを設置することで配管の更新性が向上する。



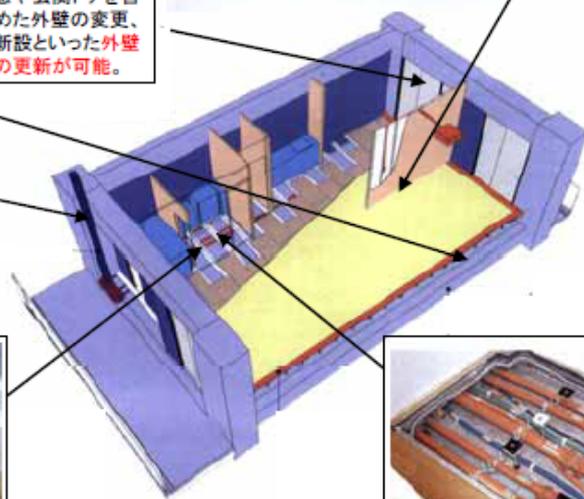
■床下配線ピット方式
間取りの変更に自由に対応できるように、電気配線を躯体に埋め込まずに二重床内に空間を設けて配置。



■乾式外周壁工法
窓や玄関ドアを含めた外壁の変更、新設といった外壁の更新が可能。



■床先行工法
床を先に施工して、その上に間仕切り壁を立てる工法により、リフォームなどで壁の移動や追加を行う際に床を施工する必要がなく、施工が容易になる。



出典: 国土交通省建設リサイクル推進施策検討小委員会資料

建設副産物発生抑制事例【No.3】

名称	3R(リデュース、リユース、リサイクル)活動をみんなの工夫で確実に実行する。作業所スローガン「地球にやさしく、未来の子供たちへみんなで作るゼロエミッション」	
施工者	積水ハウス株式会社 大阪マンション事業部、株式会社熊谷組 関西支店 建築部	
取り組み	【概要】マンション工事において、ゼロエミッション活動計画書を作成、工事を工種毎に23工種に分類し、それぞれの工種から発生すると考えられる全廃棄物の種類と数量を抽出した。全部で82種類の廃棄物を抽出し、それぞれがどのようにリサイクル、リユース、減容化、発生の抑制等ができるかを検討し対策を講じた。	
施工事例概要	名称	グランドメゾン宝塚清荒神新築工事
	所在地	兵庫県宝塚市
	時期	
	規模	
実施事項	<p>廃棄物発生抑制と減量化案を立案した。具体的には以下のような取組を行った。</p> <p>①リデュース 土留せき板の型枠利用／型枠の転用計画し端物の発生を減少させた／梱包材を持ち込まない。無梱包、簡易梱包。／材料を多く持ち込まない。実寸発注(プレカット)。／一般廃棄物を持ち込まず、持ち帰った。／鋼材、足場、支保工をリース使用し、使用後返却した。</p> <p>②リユース 保養所の跡地での工事であったため、保養所に既存していた門扉を改修しそのまま使用した。／敷地内に既存していた灯籠、景石を新築においても移設しそのまま使用した。／敷地内に生えていた樹木を伐採せずにそのまま残し、新築の公園や景観地域に使用した。／型枠切断粉を床清掃時のおがくずとして利用した。／残コンを仮設通路部分に敷き均した。／型枠材を計画転用した。／掘削土の場内有効利用をする[掘削土量6000m³→場内再利用100m³]。</p> <p>③リサイクル 各工種における搬入資材・製品を事前に把握し、そこから発生する廃棄物の種類と数量を予測し、事前にリサイクル対策を立案した。／発生する各廃棄物の品目ごとのリサイクルフロー図を作成した(再生利用業者と提携)。等</p>	
施工実績	施工実績件数	
		
図 取組の様子		

出典:平成23年度リデュース・リユース・リサイクル推進功労者等表彰結果発表

建設副産物発生抑制事例【No.4】

名称	ゼロエミ活動とCO2削減活動の相互展開による環境配慮型現場づくり	
施工者	鹿島建設(株)関西支店	
取り組み	【概要】ゼロ・エミッション活動とCO2削減活動を同時に実施することにより相乗効果が高まると考え、リサイクル率95%以上達成に向けた現場の運営、施工時に発生するCO2排出量の低減に向けた活動を行った。また、建設副産物の発生抑制・削減、再生材の利用を検討段階から計画し、3R活動を徹底的に取り組んだ。(平成22年度3R推進功労者等国土交通大臣賞 表彰)	
施工事例概要	名称	アスビオファーマ神戸事業所新設工事
	所在地	兵庫県神戸市中央区港島南島6丁目
	時期	2009年6月1日～2010年7月31日
	規模	延床面積:16397.60 m ² 建築面積:4274m ²
実施事項	<p>1 リデュース ①杭汚泥の「自ら利用」の許可を受け、敷地内埋戻し土として利用し、廃棄物量を1170t削減 ②掘削土を敷地内埋戻し土として利用し、場外搬出残土を2671t削減 ③外装押出セメント成形板を工場にて採寸プレカットすることで、廃棄物量を4.5m²削減 ④設備給排気ダクトの原寸取り工場加工する事で、廃棄物量を4.6t削減 ⑤洗面台、トイレブース、キッチン、戸棚、実験家具を簡易梱包で現場搬入することで、廃棄物量を3.6m³削減 ⑥床躯体工法に、スパンクリート、カイザーPca板、ファブデッキを使用することで、型枠廃棄物量を14.2t削減 ⑦床立上がり躯体に鋼製型枠を採用・転用する事で、型枠廃材を22.3t削減 ⑧柱型枠に特注寸法パネルを使用することで、型枠廃材を31.5t削減 ⑨地上躯体の小梁を鉄骨梁とする事で、コンクリート廃材、型枠廃材を22.6t削減</p> <p>2 リユース 高炉セメント(B種コンクリート)、電炉鉄骨、Ⅲ種再生骨材、鋼材の利用</p> <p>3 ゼロ・エミッション 廃棄物の分別徹底・メーカーリサイクルの活用・スクラップ回収の実施、分別状況の管理、作業員への教育実施</p>	
施工実績	施工実績件数	
<div style="display: flex; flex-wrap: wrap; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>杭汚泥の「自ら利用」</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>柱型枠に特注寸法パネルを使用</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>給排気ダクトの原寸取り工場加工</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>床立上がり躯体に鋼製型枠を使用</p> </div> </div> <p style="text-align: center;">図 取組の様子</p>		
出典:建設リサイクル 2011 夏号 Vol.56 p58～60		

建設副産物発生抑制事例【No.5】

名称	ダイレクトシーピー構法	
施工者	(株)奥村組	
取り組み	工場溶接等により上部に杭鋼管を接合した既製コンクリート杭を埋込み杭工法により地中に埋設後、杭鋼管内の所定の位置に鋼管柱を設置し、コンクリートを充填することで柱と杭を一体化させる構法。本構法により、基礎梁およびフーチングを無くして上部構造と下部構造を一体化した架構が可能となり、掘削残土やコンクリート・型枠等を削減し、掘削・運搬等に係る環境負荷を低減できる。	
施工事例概要	名称	某ショッピングセンター
	所在地	大阪府岸和田市
	時期	2007年4月～2007年11月
	規模	S造地上3階建(延床 27,587m ²),1～2階店舗、2～R階駐車場
実施事項	某ショッピングセンター新築工事におけるダイレクトシーピー構法の適用本数	
	・PHC杭 φ800 L=9～12m 162本 プレボーリング拡大根固め工法	
	通常基礎溝法との比較	
	掘削土量	約75%減
	コンクリート	約35%減
	鉄筋	約45%減
施工実績	施工実績件数	1件 (H19年8月現在)

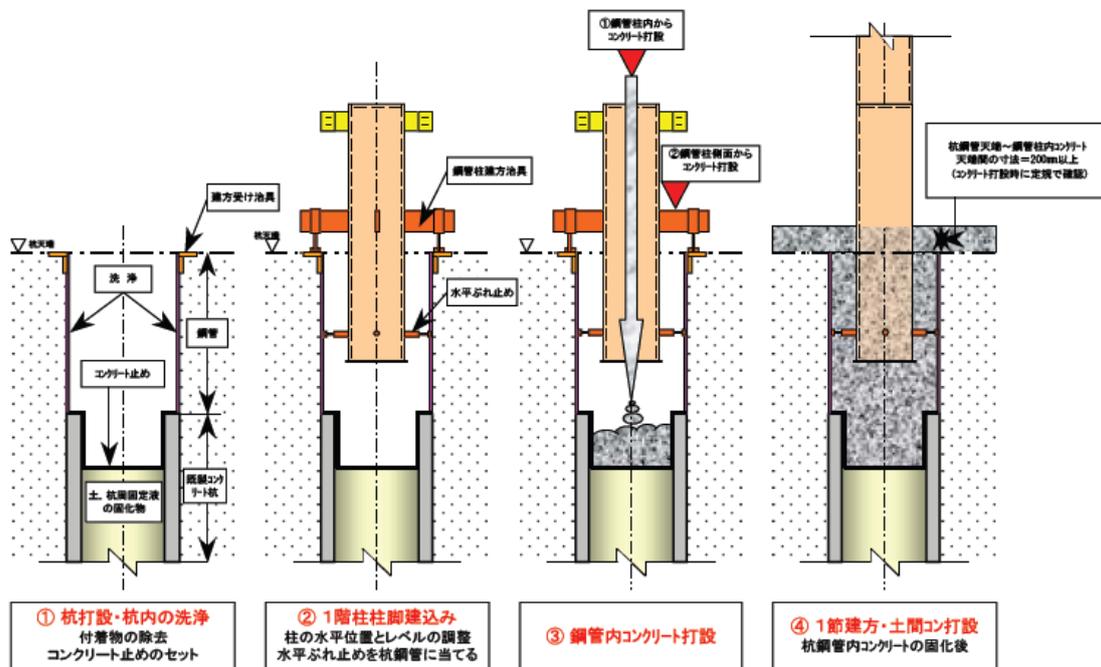
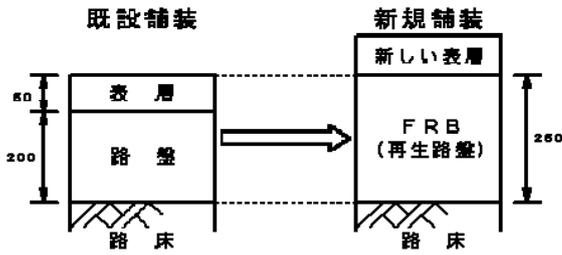
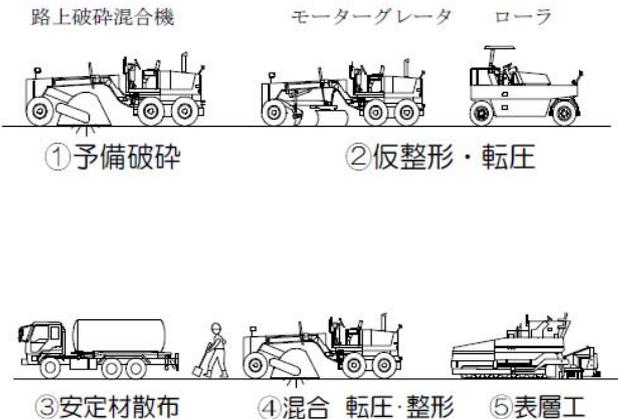


図-1 ダイレクトシーピー構法の施工手順

建設副産物発生抑制事例【No.6】

名称	FRB工法(路上再生路盤工法)		
施工者	(株)NIPPO		
取り組み	【概要】既設のアスファルト舗装体を現位置で破碎し、セメントやアスファルト乳剤およびフォームドアスファルトなどの安定材、既設路盤材と混合し、新しい舗装の路盤として再生する工法。 【効果】 骨材資源の保全および産業廃棄物の抑制 、廃棄物や路盤材運搬工程の省略、舗装修繕費の低減、老朽化したアスファルト舗装の再生などの効果がある。		
施工事例概要	名称	平成13年度19号大須舗装修繕工事	
	所在地	愛知県名古屋市	
	時期	平成14年2月～平成15年2月	
	規模	14,220m ²	
実施事項	この事例では都市部での施工であったため、テフィックスC(テフロン処理防塵固化材)を使用し、セメント散布時のスモーキング現象(車輪が表面水を霧状にする現象)の抑制に努めた。		
施工実績	施工実績件数	特許:有	施工実績件数:10件
			H19年3月現在
<div style="text-align: center;">  <p>FRB工法の断面例</p> </div> <div style="text-align: center; margin-top: 20px;">  <p>FRB工法の作業の流れ</p> </div>			
出典:(社)日本建設業連合会「環境保全の技術・手法に関する事例集」(094-05)			

建設副産物発生抑制事例【No.7】

名称	奥村・丸五バケット式2倍拡底杭工法	
施工者	(株)奥村組	
取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・従来よりも拡底率(有効底面積÷軸部面積)の大きな場所打ちコンクリート杭を構築できる。 ・拡底率の増大により、これまで以上に合理的な杭の設計が可能となり、杭軸部径を細くすることができる。 ・杭軸部径を細くできることにより、掘削残土や使用材料(安定液、コンクリート等)を削減できる。 ・残土搬出トラックが減少するので、交通渋滞、振動・騒音や大気汚染といった建設公害の発生抑制にも繋がる。 	
施工事例概要	名称	(仮称)美濃山4地区マンション計画
	所在地	京都府八幡市
	時期	2006年10月～2007年3月
	規模	共同住宅、RC造、地上15階(地下1階)
施工実績	施工実績件数	23件 (H19年9月現在)
実施事項	<ul style="list-style-type: none"> ・杭長:26m～29m ・杭径 軸部:1.3m～1.5m、拡底部:2.7m～3.1m ・設計基準強度:36N/mm² ・本数:103本 	



図-1 2倍拡底杭



写真-1 掘り出した杭状況

出典:「環境保全の技術・手法に関する事例集 2009年度版」(社)日本土木工業協業

建設副産物発生抑制事例【No.8】

名称	セメント流動化処理土による建築土間の施工		
施工者	(株)長谷工コーポレーション		
取り組み	・建設リサイクル法の施工に伴い、建設副産物(建設発生土)の有効利用、減量化、資源化への取り組みとして、「セメント流動化処理土」の採用・展開。		
施工事例概要	名称	JV豊洲B新築工事	
	所在地	東京都江東区豊洲4-10-22他	
	時期	平成15(2003)年5月～平成16(2004)年3月	
	規模	SRC造、地上20階建2棟、採用数量900m ³	
実施事項	<ul style="list-style-type: none"> ・建物ピット内の土間に、コンクリートの代わりにセメント流動化処理土を採用・施工。 ・土間コンクリートは、遮水、湧水した場合の対応:排水勾配の設置、消臭、1Fスラブを施工するための型枠サポートの足場として、活用。 ・載荷試験を実施した結果、型枠を支持する荷重については十分な強度であることが確認できた。 		
施工実績	施工実績件数	5件	(H19年10月現在)



【写-1 流動化処理土打設状況】



【写-2 流動化処理土打設完了状況】



【写3 載荷試験状況】



【写-4 土間コン後の床スラブ支保工状況】

出典:「環境保全の技術・手法に関する事例集 2009年度版」(社)日本土木工業協会

建設副産物発生抑制事例【No.9】

名称	置基礎工法	
施工者	竹中工務店・岩田地崎建設・伊藤組土建特定共同体	
取り組み	北海道洞爺湖サミット国際メディアセンター整備事業は、施設の企画・設計から建設、解体・復旧に至る全ての段階において環境負荷低減への配慮を行った。特に施設に用いた資機材の3R(リデュース、リユース、リサイクル)において先進的な取り組みを行った結果、使用全資機材量の99%のリユースまたはリサイクルを実現した。	
施工事例概要	名称	北海道洞爺湖サミット国際メディアセンター
	所在地	北海道虻田郡
	時期	2007年12月～2008年6月
	規模	敷地面積:約20,000 m ² 、プレスセンター棟 鉄骨造 2階建 約8,800m ²
実施事項	・コンクリートの発生抑制 通常の建築物では基礎に大量のコンクリートを使用するのが一般的であるが、主に道路工事等で使用される覆工板と山留材を組み合わせた置基礎工法を採用することで、コンクリートを一切使用しない構造体を実現	
施工実績	施工実績件数	
<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;"> <p>【2008年1月】 仮設・基礎工事</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>【2008年7月】 施設完成</p>  </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: center; align-items: center; margin: 10px 0;"> <div style="text-align: center;">↓</div> <div style="font-size: 2em; margin: 0 10px;">→</div> <div style="text-align: center;">↓</div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;"> <p>【2008年4月】 躯体工事</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>【2008年10月】 解体・復旧 工事完了</p>  </div> </div> <p style="text-align: center; margin-top: 10px;">建設から解体・復旧までの様子</p>		
出典:北海道開発局「官庁施設における3Rの取り組みについて」		

建設副産物発生抑制事例【No.10】

名称	プレキャスト工法(三洋大日集合住宅新築工事)	
施工者	竹中工務店・大林組・錢高組共同企業体	
取り組み	西日本最大規模の集合住宅プロジェクトである同工事では、竣工した棟を順次引渡し、新たに居住する住民と近接する中で工事を行ったため、作業所の全活動が周辺環境に調和・融合することが重要な課題であった。	
施工事例概要	名称	三洋大日集合住宅
	所在地	大阪府守口市
	時期	2005年10月～2007年12月
	規模	66,581.48㎡(A棟・B棟・C棟合計)、地上40階、地下1階(A棟)、鉄筋コンクリート造
実施事項	リデュースの取り組み コンクリート型枠材の発生を抑制するために、階段・柱・梁・廊下等にPC工法(プレキャスト工法)を採用し、それらを場内PCヤードで作製した。また、PC立ち上り部の型枠を繰り返し転用することで型枠材を削減し、更に底盤部にロール状のブリキ材を利用することで転用回数を増やした。 協力会社と作業所との調整により、サッシュ・建具・ユニットバス等の梱包を極力削減した。	
施工実績	施工実績件数	
<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>作業所内にサイトPCヤードを 設置してPCを製作</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>仕上材を中心とした梱包材を少 なくした搬入計画を実施</p> </div> </div>		
出典: 3R推進協議会「平成21年度リデュース・リユース・リサイクル推進功労者等 会長賞」		

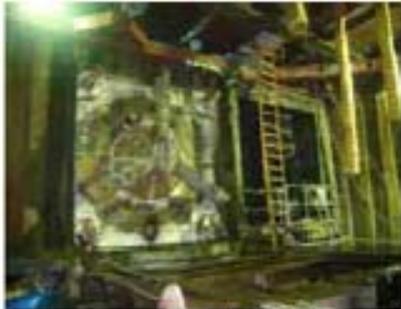
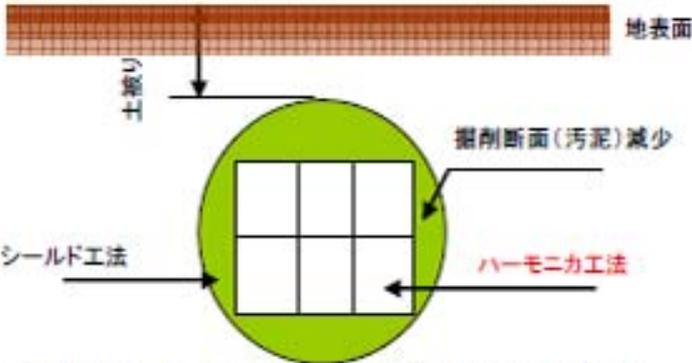
建設副産物発生抑制事例【No.11】

名称	リサイクル・コンクリートによる大型消波ブロックの製作																						
施工者	大成・間・中国高圧・鴻池・竹中・不動テトラ共同企業体、株式会社 エネルギア・エコ・マテリア																						
取り組み	護岸工事に使用するテトラポッド等の大型消波ブロックの製作にあたって、発電所から出る石炭灰等をリサイクルしたコンクリートを使用。																						
施工事例概要	名称	島根原子力発電所大型ブロック製作工事																					
	所在地	島根県出雲市・島根県松江市・広島県広島市																					
	時期																						
	規模	大型消波ブロック(重さ約80t~20t、8,740 個)																					
実施事項	<p>原子力発電所の護岸工事に使うテトラポッド等の大型消波ブロック(重さ約80t~20t、8,740 個)をリサイクルコンクリートで製作した。このリサイクルコンクリートは、ポルトランドセメント、鉄 鋼スラグ、銅スラグ、火力発電所の石炭灰等を海水で練り混ぜたもので、資材の90.0%がリサイクル材料である。約10 万tの石炭灰、10 万tの鉄鋼スラグ、26 万tの銅スラグを使用したことにより粗骨材・細骨材分約46 万tの天然資源が削減され、また、海水の利用により水約53,000m³が削減された。</p> <p>消波ブロックの型枠は、全て鋼製型枠を使用し、木製の枠の使用による木材の消費・木くずの発生を抑制した。</p> <p>消波ブロックの型枠(面積合計49万m²)は全て鋼製型枠を使用し、木製型枠の使用による木材の消費・木くずの発生を抑制した。</p>																						
施工実績	施工実績件数																						
<p>リサイクルコンクリートを用いた80t消波ブロック</p> 																							
<p>消波ブロックの配合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">ポルトランドセメント</th> <th>転炉・電炉スラグ</th> <th>銅スラグ</th> <th>石炭灰</th> <th>海水</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1m³当り</td> <td>217kg</td> <td>730kg</td> <td>875kg</td> <td>397kg</td> <td>228kg</td> <td>2,447kg</td> </tr> <tr> <td>24万m³当り</td> <td>50,800t</td> <td>99,500t</td> <td>256,400t</td> <td>102,000t</td> <td>53,000t</td> <td>457,900t</td> </tr> </tbody> </table>			ポルトランドセメント		転炉・電炉スラグ	銅スラグ	石炭灰	海水	合計	1m ³ 当り	217kg	730kg	875kg	397kg	228kg	2,447kg	24万m ³ 当り	50,800t	99,500t	256,400t	102,000t	53,000t	457,900t
ポルトランドセメント		転炉・電炉スラグ	銅スラグ	石炭灰	海水	合計																	
1m ³ 当り	217kg	730kg	875kg	397kg	228kg	2,447kg																	
24万m ³ 当り	50,800t	99,500t	256,400t	102,000t	53,000t	457,900t																	
出典：3R推進協議会「平成20年度リデュース・リユース・リサイクル推進功労者等表彰国土交通大臣賞」																							

建設副産物発生抑制事例【No.12】

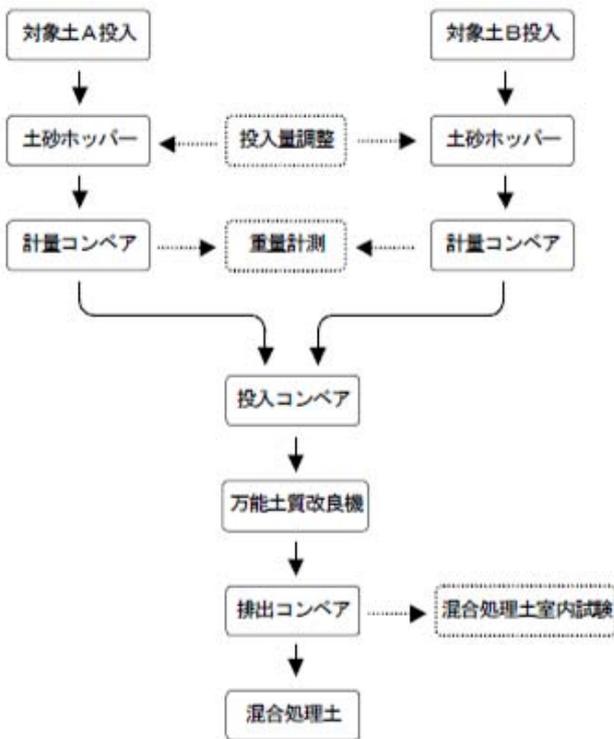
名称	柱・梁システム型枠(共同住宅新築工事での発生抑制を中心とした3R)	
施工者	㈱竹中工務店	
取り組み	共同住宅の新築工事にあたり、共同住宅施工の特徴である各フロアごとに共通作業に注目して発生抑制を中心とした3R活動を実施。中でもリデュース活動において「地下躯体工法の改善」、「型枠工法の改善」、「PCa 化の積極的な採用」などを行い、発生抑制を徹底的に実践。	
施工事例概要	名称	NIPPO 蒲田3丁目共同住宅新築工事
	所在地	東京都大田区
	時期	2005年10月
	規模	地下1階、地上20階、住戸数207戸、延床面積22,675.06㎡
実施事項	<p>通常1フロアごとに交換・廃棄される南洋材型枠を、「柱・梁システム型枠」を採用することで、解体せずに上部フロアに転用。その他、Pca化の積極的な採用、仕上材のプレカット化などを行い、リデュース目標で設定した100㎡あたりの排出量10㎡に対し、実績で9.2㎡の排出量となり、目標よりもさらに約10%減の発生抑制を達成。</p> <p>① 床版のデッキプレートを採用して南洋材型枠を約2,300 ㎡削減 ② 簡易山留めの中古鋼板を再使用して矢板を約200 ㎡削減 ③ 基礎梁メッシュ筋を使用してスクラップを約2t削減 ④ 柱・梁システム型枠を採用して南洋材型枠を約床版デッキプレート16,930 ㎡削減 ⑤ 段差型枠の鋼製化により南洋材型枠を約310 ㎡削減 ⑥ 床版にフェローデッキを採用して南洋材型枠を約600 ㎡削減 ⑦ 柱PCF・梁PCF を採用して南洋材型枠を約2,070 ㎡削減 ⑧ 鼻先PCバルコニー・階段PC 採用により南洋材型枠を約2,160 ㎡削減</p>	
施工実績	施工実績件数	
<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>床版のデッキプレート</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>梁システム型枠採用</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>柱システム型枠採用</p> </div> </div>		
出典: 建設副産物リサイクル広報推進会議		

建設副産物発生抑制事例【No.13】

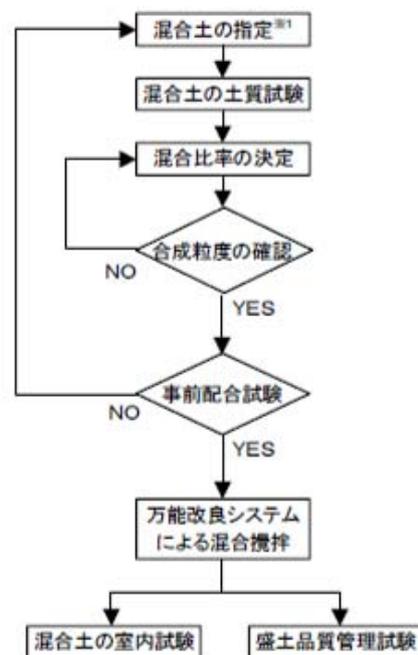
名称	ハーモニカ工法、シールド工法	
施工者	大成建設株式会社	
取り組み	本工事では、トンネル築造に新技術「ハーモニカ工法」を導入し、建設副産物の削減を図った。同工法は、トンネル断面をいくつかの矩形断面に分割し、小型の掘削機で繰り返し掘削して全体の断面を構成するものである。この矩形断面を鋼殻で構成し、掘削が完了した段階で鋼殻内部に躯体を現場打ちしてボックスカルバートを構築後、仕切りの鋼殻を撤去	
施工事例概要	名称	国道1号原宿交差点立体工事作業所
	所在地	東京都新宿区
	時期	平成18年3月～平成20年3月
	規模	工事延長：828m、アンダーパス区間：420m
実施事項	<p><建設汚泥の削減> 本工事では、トンネル築造に新技術「ハーモニカ工法」採用、トンネル構造物としての必要断面とほぼ同程度の寸法で掘削・土留めが可能であり、施工中に発生する建設汚泥を最小限に抑える。</p> <p><発生土の削減> シールド工法では、施工時の路面沈下や隆起等の問題から、シールド直径の半分程度の土被りが必要で、トンネル部両側に建設する地上へのアプローチ区間の延長が長くなり、発生土の量が増大する。一方、同工法では、一度に掘削する断面が小さいため、土被りを少なくしても地表面の変形が少なく、地上付近の浅い箇所にトンネルを築造できるため、発生土が削減される。</p>	
施工実績	施工実績件数	
<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>工事イメージ図</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>ハーモニカ工法掘削機</p> </div> </div> <div style="text-align: center; margin-top: 20px;">  <p>通常のシールド工法とハーモニカ工法の比較(模式図)</p> </div>		
出典：3R推進協議会「平成21年度リデュース・リユース・リサイクル推進功労者等表彰国土交通大臣賞」		

建設副産物発生抑制事例【No.14】

名称	万能土質改良システム	
施工者	みらい建設工業(株)	
取り組み	<p>リサイクル法の施行に伴い、建設副産物の「発生量の抑制」「リサイクル及び減量化の促進」及び「適正処分の徹底」に努めることが求められている。万能土質改良システムは、粒度分布や含水比などの土質性状の異なる複数の土を攪拌混合し、均質な盛土材料を作り上げるシステムである。</p> <p>このシステムは、土砂ホッパー・計量ホッパー・計量コンベア・投入コンベア・混合攪拌機・排出コンベアの組合せから成り、順次連続混合することにより土砂を改良する。また、土砂の混合比率は、計量コンベアからのリアルタイムなデータにより集中管理されている。</p>	
施工事例概要	名称	山崎地区築堤工事
	所在地	大阪府高槻市
	時期	平成11年6月～平成12年6月
	規模	処理土量 165,000m ³
施工実績	施工実績件数	10件 (H19年9月現在)
実施事項	<p>本工事は、万能土質改良システムを用いて、土質改良した盛土材により高規格堤防(スーパー堤防)の築堤を行う工事である。</p> <p>本システムで施工を行った結果、最大粒径が100mm以下で泥状以外の粘性土の混合が可能であり、2種類及び3種類の土を同時に混合することによって盛土可能な土質に改良できることが立証された。</p>	



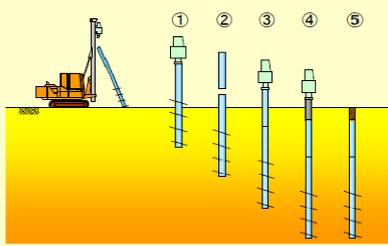
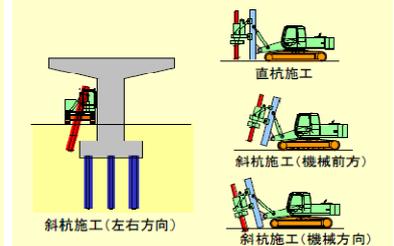
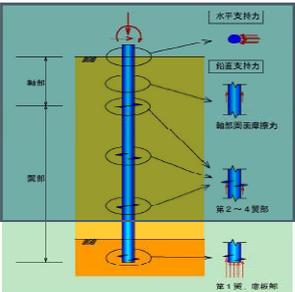
混合システムフロー



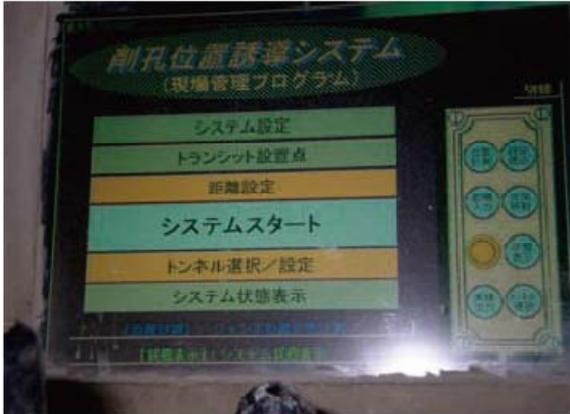
混合計画フロー

出典:「環境保全の技術・手法に関する事例集 2009年度版」(社)日本土木工業協会

建設副産物発生抑制事例【No.15】

名称	ねじ込み式マイクロパイル工法			
施工者	(株)鴻池組			
取り組み	【概要】小口径(最大φ300mm程度)の鋼管の先端付近に4枚のドーナツ状鋼板をらせん状に取り付けた杭を回転させて地盤に貫入する杭工法。 【効果】小型の施工機械で狭隘地での作業が可能で、騒音・振動も低い。杭を回転貫入することにより発生土がなく、環境負荷が極めて低い。			
施工事例概要	名称	都市計画道路環状3号線(戸塚地区) 柏尾川大橋(旧橋)耐震補強工事		
	所在地	神奈川県横浜市戸塚区戸塚町、栄区長沼町地内		
	時期	平成15年6月		
	規模	φ267.4mm、L=12.5m、20本(斜角20.8°)		
実施事項	ねじ込み式マイクロパイル工法は、橋脚基礎の耐震補強として採用された。従来の場所打ち杭による補強に比べ、コストの縮減が可能となった。			
施工実績	施工実績件数	特許:有	施工実績件数:4件	H19年8月現在
<div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <p style="text-align: center;">施工状況</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>施工手順</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>空頭制限下での施工</p> </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 20px;"> <div style="text-align: center;">  <p>支持力機構</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>ねじ込み式マイクロパイルの構造</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 鋼管(底板あり) 杭径300mm以下 (267.4mm, 216.3mm, 190.7mm等) ・肉厚9.0mm以上 ・一般構造用炭素鋼鋼管など ■ 翼(4枚のドーナツ状鋼板) ・翼径650mm以下 ・(第1翼~第4翼へ50mmづつ大きくなる) ・翼厚6.0mm以上(地盤N値による) ・溶接構造用圧延鋼材 </div> </div>				
出典:(社)日本建設業連合会「環境保全の技術・手法に関する事例集」(044-05)				

建設副産物発生抑制事例【No.16】

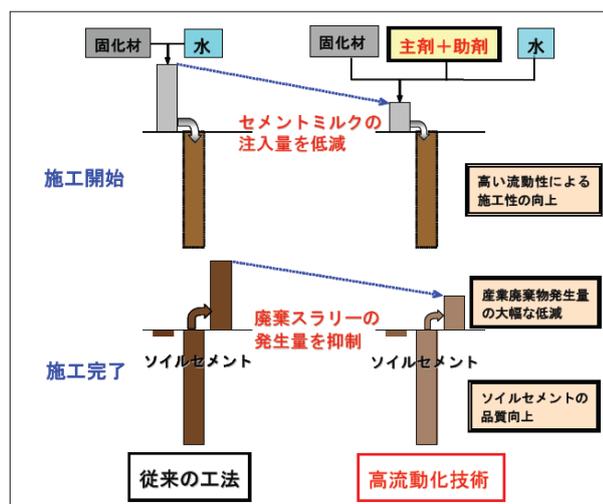
名称	山岳トンネルにおける余掘(よぼり)の情報管理による掘削土量の削減	
施工者	大成建設株式会社 東北支店	
取り組み	【概要】秋田県大館市において日本海沿岸東北自動車道を建設するためのトンネル工事を行った。事前の調査結果から、掘削土に自然由来の重金属が含まれる可能性があったため、 掘削土量の削減を中心に活動を行った。	
施工事例概要	名称	大茂内第二トンネル工事作業所
	所在地	東京都新宿区、秋田県大館市
	時期	
	規模	
実施事項	<p>●掘削土量(余掘量)の低減 測量、工法選定、施工管理の各段階で、掘削時の余掘(必要な空間より大きく掘削すること)に伴う掘削土量の増加を極限まで低減するために以下の対策を行った。</p> <p>①自動マーキングシステムによる掘削面の測量精度向上、②コンピュータ搭載型削孔機(ドリルジャンボ)使用による削孔精度向上、③坑口における機械掘削の採用、④掘削断面測定機と大型ブレイカーの併用による断面不足部の掘削、⑤ANFO(アンホ)爆薬使用による多段式発破と制御発破の採用、⑥スムーズプラスティング工法(SB工法)による発破パターンの管理</p> <p>●梱包材削減と分別の徹底によるリサイクル率の向上 ドライモルタルをフレコンバッグ(500kg 袋)で納入、フレコンバッグの回収・再利用を行い廃棄物を削減した。また環境データ管理システム(E-DAM)を活用し、リアルタイムの監視で工事の進行にあわせた分別品目を調整し、分別の徹底とリサイクル率の向上に努めた。</p>	
施工実績	施工実績件数	
<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>削孔位置誘導システム</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>大型ブレイカーによる追加掘削</p> </div> </div> <p style="text-align: center;">図 取組の様子</p>		
出典:平成23年度リデュース・リユース・リサイクル推進功労者等表彰結果発表		

建設副産物発生抑制事例【No.17】

名称	環境負荷低減型ソイルセメント高流動化技術		
施工者	(株)鴻池組		
取り組み	【概要】2種類の高性能分散剤を比率を工夫しセメントミルクに併用添加する高流動化技術である。 【効果】ソイルセメントの強度は変わらず高い流動性と凝結遅延性を与えて施工性を向上させ、セメントミルクの流入量低減を可能にした。この結果、 建設廃棄物の発生量を大幅に削減させた 。様々なソイルセメント工法や施工条件に適用可能。(要配合調整)		
施工事例概要	名称	寝屋川流域下水道なわて水環境保全センターポンプ場築造工事	
	所在地	大阪府四条畷市	
	時期	2003年9月～10月	
	規模	削孔面積:4.323m ² 規模 削孔深さ:33m	
実施事項	当初設計配合(SMW配合)に対して、本技術を使用した配合(下記表1参照)に変更して施工を行った。結果、 ①高性能流動化剤の効果により、ソイルセメントが高流動化することで、掘削トルクの低減、鋼材建込み易さ及び鋼材建込み精度の向上により、施工性が向上し、施工効率の向上(施工サイクルタイムの短縮)が図れた ②セメントミルク注入率の低減に伴い、産廃発生量(泥土処理量)が大幅に低減された(産廃発生率が当初設計88.5%に対して、実績値59.0%と約30%低減) ③産廃汚泥量の低減によるダンプトラック運搬回数削減やソイルセメントの高流動化により泥土の飛散等が抑制され、周辺環境への影響が低減された		
施工実績	施工実績件数	特許:有	施工実績件数:10件 H19年3月現在

表1 本技術における配合

配合	セメント(kg)	ベントナイト(kg)	水(kg)	水セメント比(%)	AK-2000(kg)	助剤(kg)	注入率(%)
当初設計配合	289	6.6	699	234	—	—	80.0
高流動化技術実施配合	161.1	0	377	234	5.11	7.67	44.0



使用する2種類の高性能分散剤(主剤:左, 助剤:右)



高流動化技術の施工状況

出典:(社)日本建設業連合会「環境保全の技術・手法に関する事例集」(044-08)

建設副産物発生抑制事例【No.18】

名称	「環境経営No.1」を目指した建設工事現場における環境負荷低減活動の取組	
施工者	前田建設工業株式会社	
取り組み	【概要】「環境経営No.1」を目指すという会社経営を受け、工事計画段階より環境に配慮した工法検討を行い、廃棄物の発生抑制、梱包材の削減、広域認定制度の活用、再生資源利用、再資源化等3Rの活動に取り組んだ。	
施工事例概要	名称	熊本合同庁舎A棟建設工事
	所在地	熊本市春日2丁目10番1号
	時期	2008年2月～2010年11月
	規模	26655m ²
実施事項	<p>1発生抑制 ①汚泥排出の低減：山留連続地中壁(SMW工事)で発生する余剰泥土からセメント系懸濁液を回収、最利用する泥土低減工法を採用し、汚泥発生量を約54%削減。②基礎枠型に鋼製捨型枠、ピットスラブに型枠兼用断熱材を採用し、型枠ベニヤ使用量を削減し、端材の発生を抑制。③タイル材のリターナブル包装を採用、梱包材の廃棄を削減。④軽鉄地副資材は、建材メーカーより通い箱で搬入し、再利用。</p> <p>2再利用 ①土埃対策の場内山水に建物地下ピットに集水した雨水を再利用。②敷地は歴史ある月星化成熊本向跡地で、工場に使われていたレンガを再利用。</p> <p>3再資源化 ①耐火被覆ロックウール廃材を分別回収し、セメント工場にて熱減量化100%とした。②石膏ボード、天井岩綿吸音板、ALC板、シーリング缶で広域認定制度を活用。</p> <p>4再生資源の利用 ①捨てコンクリートに再生骨材を使用。②山留SMW新材H型鋼に再生鋼材を使用。</p>	
	施工実績	施工実績件数

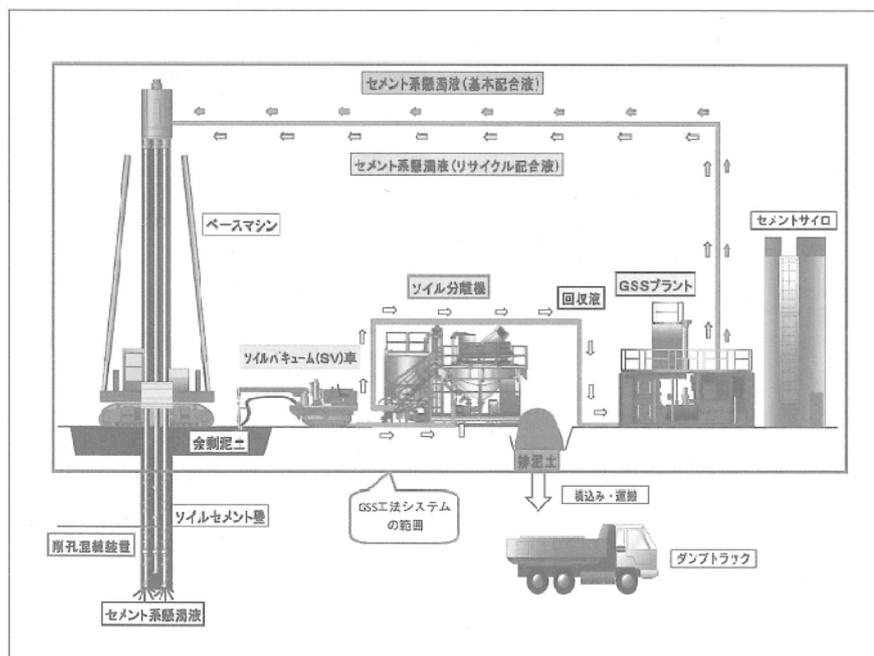


図 泥土低減工法(ジェコス株GSS工法)

建設副産物発生抑制事例【No.19】

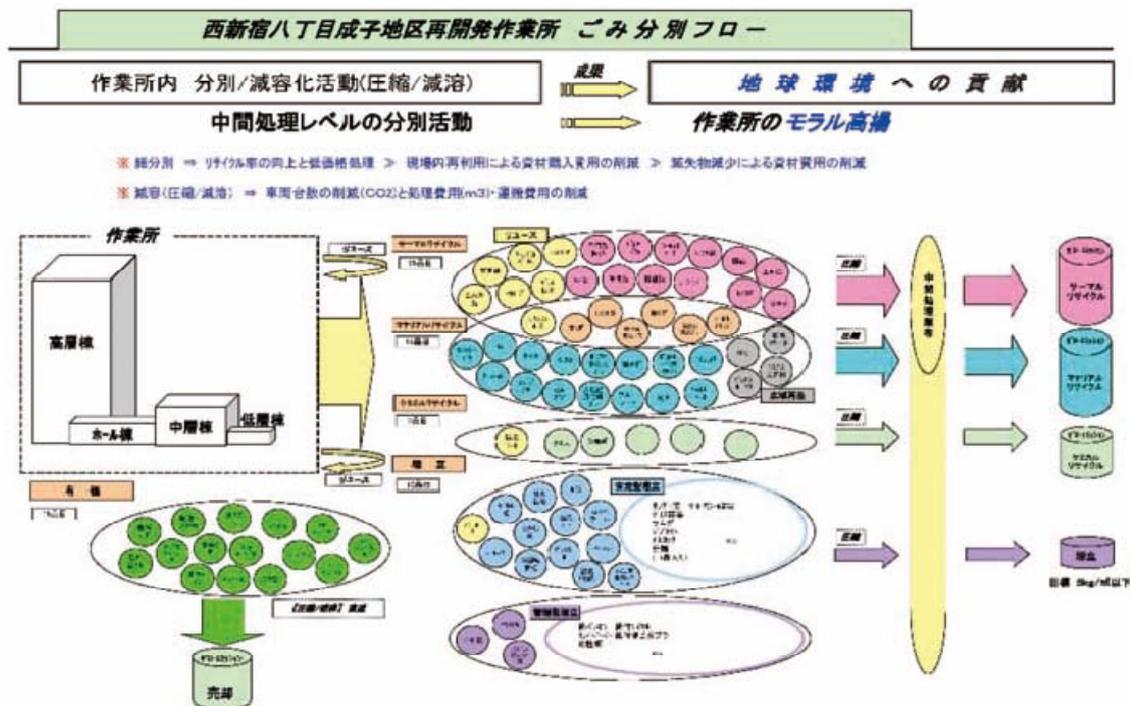
名称	京都縦貫長岡京工事事務所	
施工者	株式会社大林組 大阪本店	
取り組み	【工事概要】「汚泥を含む建設廃棄物の最終処分率ゼロ」を目標とし、以下の二点の基本方針を設けた。①適正な活動計画、管理手法を立案し、現場組織体制を確立する。②ゼロエミッション達成目標値を設定し、適正な活動計画の立案、職員や作業員への教育の徹底、実施の確認および報告の徹底を行う。また『エコオフィス活動』を徹底し、現場事務所でもゼロエミッション活動を実施する。	
施工事例概要	名称	汚泥を含む建設廃棄物の最終処分率ゼロ
	所在地	京都府長岡京市
	時期	
	規模	
実施事項	<p>・建設副産物運用管理システムで、廃棄物の適正処理、発生抑制、再利用、再資源化に関する「事前計画」、「工程確認」、「実施結果の記録」を迅速かつ正確に実施した。</p> <p>・「施工の工夫」や、「仮設材に対する工夫」により、廃棄物の発生抑制、再利用を図った。また分別を確実に実施し、最適な処理会社を調査、設定することにより、廃棄物の再資源化を促進した。</p> <p>●具体的な取組</p> <p>①リデュース 梱包材の削減、フレコンバッグの使用、パレットの使用、溶接用ワイヤーリールの再利用、工場加工済み鉄筋の使用、鉄筋養生材の使用抑制、リース型枠材の採用、腹起アルミ製裏込材の採用 等</p> <p>②リユース コンクリートガラの埋戻材利用、余剰コンクリートの仮設材利用、余剰ソイルセメント材（汚泥）の埋戻材利用、生ごみ除草廃棄物の堆肥化、雨水の場内利用、バイオトイレの採用</p> <p>③リサイクル ゼロエミッションの設置、一斉清掃と廃棄物等の再分別実施、ゼロエミパトロールの実施、処理会社講師による分別教育の実施、合法性証明書付き木材の使用</p>	
施工実績	施工実績件数	

出典：平成23年度リデュース・リユース・リサイクル推進功労者等表彰結果発表

建設副産物発生抑制事例【No.20】

名称	地球環境への貢献・モラルの高揚	
施工者	大成・鴻池建設共同企業体	
取り組み	【概要】混合廃棄物の削減に重点を置き、混合物発生原単価5 kg/m ² を目標とした。発生する建設副産物を細かく分別しリユース・リサイクルを推進すると同時に、副産物の圧縮・減溶を実施することで産業廃棄物運搬車の台数を削減してCO ₂ の抑制に努めた。また、分別指導員を常駐配置して日々作業員に指導を行うことで、分別に対する意識・モラルの高揚を図った。	
施工事例概要	名称	西新宿八丁目成子地区第一種市街地再開発事業施設建築物新築工事及び公共施設工事業所
	所在地	東京都新宿区
	時期	
	規模	
実施事項	<p>●建設副産物の分別・再利用 産業廃棄物処理業者からの分別指導員を作業所に常駐配置し、建設副産物の分別の徹底を図った。結束紐、シート・袋類は、積極的に再利用を実施した。石膏ボード、グラスウール、ALC 等については広域再生利用指定業者によるリサイクルを推進した。</p> <p>●建設副産物の減容化 圧縮機、発泡スチロール等の溶融設備を設置し、分別した廃棄物の減容を推進した。その結果、廃棄物の運搬車両の台数が減り、CO₂ 排出を抑制できた。</p> <p>●啓発・普及 常駐配置した産業廃棄物処理業者からの分別指導員が、作業員に対し分別の指導を日常的に行い、ごみの分別等に対する意識を高めた。職長会による環境分科会を組織し、環境パトロールを実施するなど、分別状況の報告・発表等を行った。</p>	
施工実績	施工実績件数	

建設副産物の分別と減容化と再利用



出典：平成23年度リデュース・リユース・リサイクル推進功労者等表彰結果発表

建設副産物発生抑制事例【No.21】

名称	大成建設職員と職長会(JPタワー職長会)を中心に混合廃棄物の削減及び110品目分別の徹底によるリサイクルの推進活動 未来の子供達にきれいな地球を残そう!	
施工者	大成建設株式会社 東京支店	
取り組み	【概要】建設副産物、特に混合廃棄物の削減とそのための徹底的な分別を行う事を主眼とした3R活動を行った。あわせて工程毎に分別品目を見直し最終的には110品目の分別を目指している。 JPタワーリサイクルターミナルの設置とあわせて専門分別指導員による廃棄物の管理及び場内の美化に努め、各協力業者の排出する廃棄物の数量も確認した。	
施工事例概要	名称	丸の内2丁目計画(仮称)新築工事作業所
	所在地	東京都千代田区
	時期	
	規模	
実施事項	<ul style="list-style-type: none"> ●JPタワーリサイクルターミナルによる建設廃棄物の分別活動 圧縮機による減量(具体的な品目としては紙類関係・軟質の廃プラスチック関係)をした。おおよそ容量は8分の1程度になった。運搬効率が上がるためCO2削減にも貢献した。 ●啓蒙活動・教育活動 職長会(JPタワー職長会)と産業廃棄物処理業者(高俊興業)の専門分別指導員による分別指導を行った。 ●環境活動成果 2010年3月1日より、分別ヤードの本格的設置を始めて2011年5月2日現在では50品目の分別をしている(一般廃棄物・産業廃棄物含む)。2010年10月より専門指導員を本格的に常駐させて混合廃棄物の減少・廃棄物の発生管理等で目に見える結果が出てきている。目標値としては混合廃棄物の発生原単位を3(kg/m²)として、活動している。 	
施工実績	施工実績件数	

JPタワーリサイクルターミナルによる建設廃棄物の分別活動



啓蒙活動・教育活動

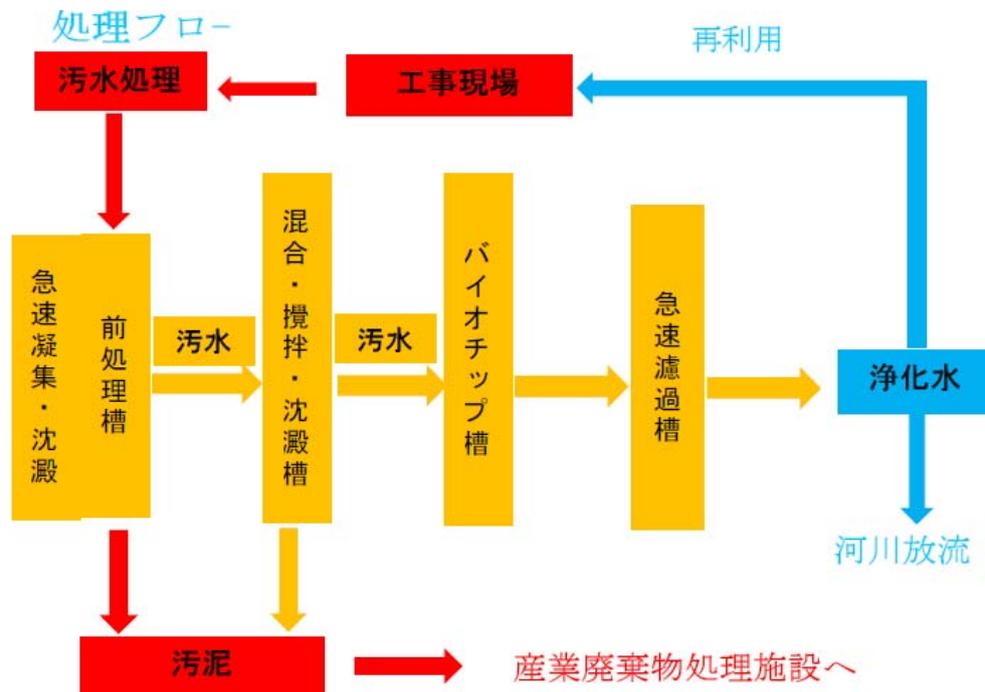


図 取組の様子

出典:平成23年度リデュース・リユース・リサイクル推進功労者等表彰結果発表

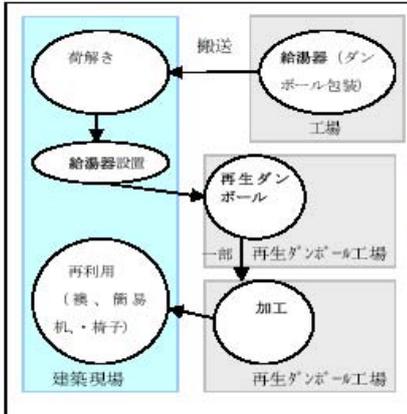
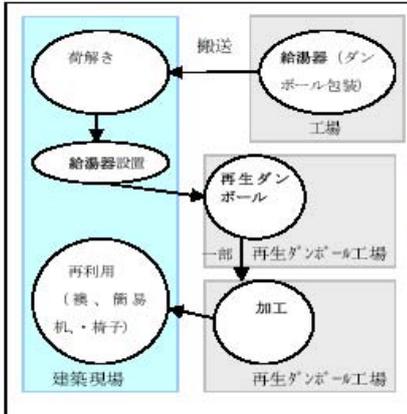
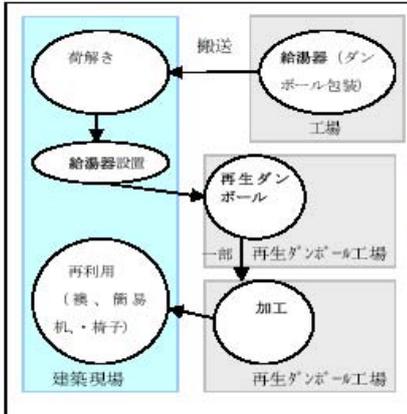
建設副産物発生抑制事例【No.22】

名称	SKILLSハイブリッド [®] 汚水処理装置	
施工者	名工建設(株)	
取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・化学・生物・物理的処理により、建設現場から発生する汚濁水の浄化及び産業廃棄物の減量。 ・処理水は、「水質汚濁防止法に基づく排水基準」をクリア(浮遊物質質量SS:5mg/L以下)。 ・高機能、コンパクトで省スペース(現有装置 最大能力5t/h処理)。 ・各施設からの排水、河川、湖沼の水質浄化も可能。 ・急速凝集、沈澱剤を開発し処理時間が短縮。 	
施工事例概要	名称	トンネル裏込め注入工事
	所在地	京都府
	時期	2008年7月 ~
	規模	汚濁水30m ³ /日処理
実施事項	<ul style="list-style-type: none"> ・トンネル裏込め注入工事より発生する、配管洗浄水・プラント洗浄水の処理。 ・汚濁水を化学・生物・物理的処理にて浄化し、処理水をプラントにて再利用。 ・汚濁水は、全て産業廃棄物として処理する必要があるが本装置にて浄化処理した結果、廃棄物量を80%削減。 (廃棄物量が削減された事により運搬車両台数が減り、車両より発生するCO ₂ も削減。)	
施工実績	施工実績件数	5件 (H20年11月現在)

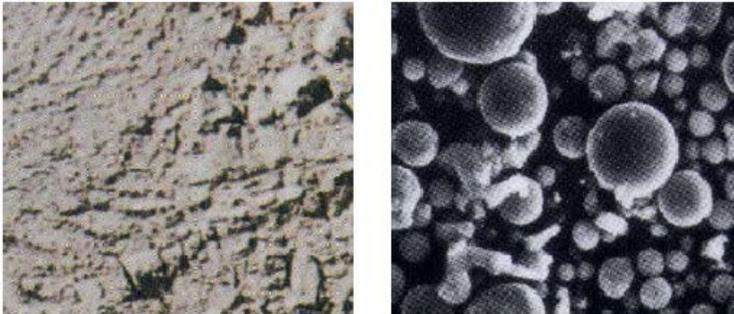


出典:「環境保全の技術・手法に関する事例集 2009年度版」(社)日本土木工業協業

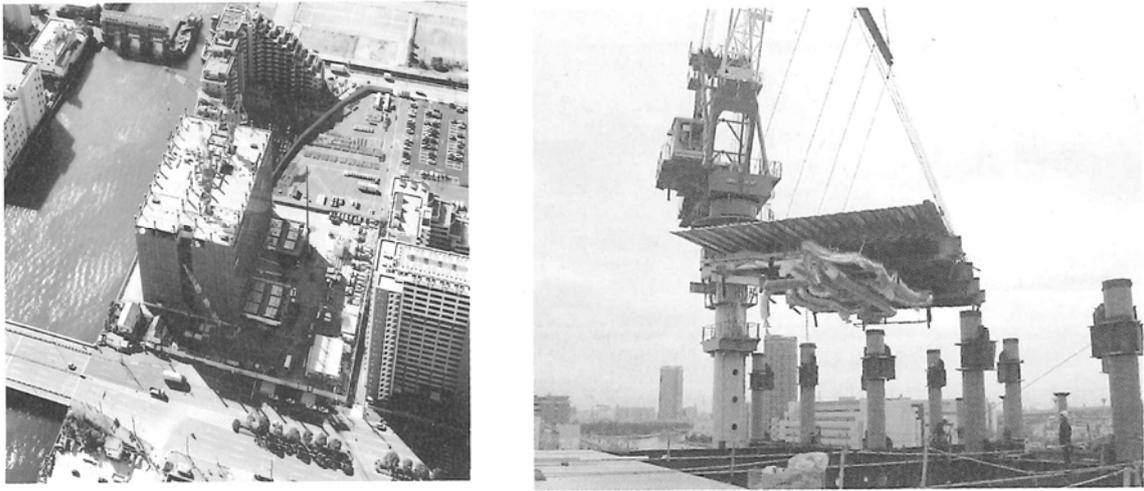
建設副産物発生抑制事例【No.23】

名称	給湯器のリターナブル包装材					
施工者	(株)長谷エコーポレーション					
取り組み	ダンボールで包装する代わりに「リターナブル包装材」を使用し、現場搬送→荷解き→給湯器設置→包装材回収→再利用という包装材の「リユースシステム」を構築した。これにより建築現場から排出されるダンボール量を削減し、環境保全に努めている。14物件、1600戸採用。 ※給湯器メーカーとの共同開発					
施工事例概要	名称	某マンション				
	所在地	-				
	時期	2007年5月				
	規模	-				
実施事項	リターナブル包装はプラスチック製トレイ2枚1組で、運搬時は給湯器へトレイを上下にセットしたあとにバンドで固定し、フィルムで保護する。この状態で工場から現場に搬入し、荷解きしたあとにトレイを再び工場へ返送。なお、リターナブル包装を使用した場合の運送時の振動などに伴うトレイの傷やへこみ、給湯器の機能チェックを行い、問題がないことを確認した。 【特徴】 ・給湯器の搬送包装材としてのリユースシステム ・強度試験における優れた耐衝撃性 ・材質：高密度ポリエチレン(使用済み容器は材料として再利用します。)					
施工実績	施工実績件数	14件 (H19年12月現在)				
 <p>給湯器リターナブル包装</p>						
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">  <p style="text-align: center;">従来</p> </td> <td style="width: 50%; text-align: center;">  <p style="text-align: center;">今回</p> </td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">リユースシステム</td> </tr> </table>			 <p style="text-align: center;">従来</p>	 <p style="text-align: center;">今回</p>	リユースシステム	
 <p style="text-align: center;">従来</p>	 <p style="text-align: center;">今回</p>					
リユースシステム						
<p>出典：「環境保全の技術・手法に関する事例集 2009年度版」(社)日本土木工業協業</p>						

建設副産物発生抑制事例【No.24】

名称	E P ショット工法(石炭灰原粉(エコパウダ)を使用した吹付けコンクリート工法)	
施工者	㈱奥村組	
取り組み	E P ショット工法は火力発電所から回収された石炭灰の原粉をセメントと砂の一部に置き換えて使用するトンネル用吹付け工法である。セメントの20~40%、砂の10~20%が置換できる。強度発現が緩やかである石炭灰は大きな初期強度が必要とされる吹付け工には不向きとされてきたが、適切な配合設計をすることにより、必要強度を得ることができる。また、発生粉塵量を大幅に低減できる。	
施工事例概要	名称	厚狭・埴生バイパス高山トンネル工事
	所在地	山口県厚狭郡山陽町埴生地内
	時期	平成14年5月~平成15年3月
	規模	吹付けコンクリート4700m ³ 、トンネル延長605m
実施事項	トンネルの全工区の吹付け工に採用して良好な施工ができた。強度は初期強度、長期強度において、夏季、冬季とも基準強度を十分上回った。また、坑内粉塵量はガイドラインの目標値をしまわり、比較用に実施したセメントのみの標準配合に比べて、20~30%低減された。 石炭灰は2000円/トンという単価で入荷するため、セメントおよび細骨材との置換により、ベースコンクリート材料費がおよそ800円/m ³ ダウンできた。	
施工実績	施工実績件数	10件 (H19年8月現在)
 		
トンネル内での吹付けコンクリートの施工状況		
出典:「環境保全の技術・手法に関する事例集 2009年度版」(社)日本土木工業協業		

建設副産物発生抑制事例【No.25】

名称	先組工法、ユニット化工法	
施工者	清水建設株式会社	
取り組み	ISO14001の認証を取得している建築・土木事業部門の環境方針に則り、建築工事現場での建設副産物の発生を最小限にすることに取り組んだ。その際、設計施工の建物であることを活かし、設計から施工に至る各段階においてリデュース、リサイクル対策を一貫して行い成果を出せる体制作りをめざした。 ・建設副産物は建築工事の最後に結果として発生するものであるという認識を変え、リデュース、リサイクルを常に念頭に置いて計画を進めるように関係者の意識向上を徹底した。	
施工事例概要	名称	豊洲ISTビル新築工事
	所在地	東京都江東区
	時期	2003年5月～2004年9月
	規模	延床面積 約46,400m ²
実施事項	<ul style="list-style-type: none"> ・設計段階では、端材を発生させないために定尺資材を最大限に使用した天井、床仕上げの割付を行った。 ・施工段階では、資材搬入時の養生の徹底した合理化や天井内設備機器・配管類と鉄骨・床デッキの地上での先組工法の採用、外装材のユニット化等により梱包材・養生材の削減と余剰資材の削減を行った。 ○建設副産物の削減目標について ・混合原単位(延床面積当り混合廃棄物排出量)については当初の目標7.4kg/m² に対し上記のような対策を地道に継続することにより1.7kg/m² を達成。 	
施工実績	施工実績件数	
		
ユニットデッキ工法による取付け		
出典：3R推進協議会「平成17年度リデュース・リユース・リサイクル推進功労者 国土交通大臣賞受賞」		

建設副産物発生抑制事例【No.26】

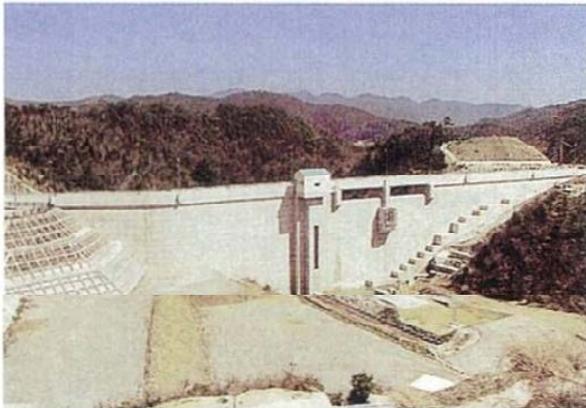
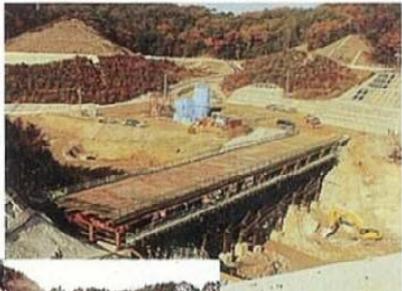
名称	鋼製型枠やプレキャストコンクリートの利用	
施工者	株式会社 竹中工務店 大阪本店	
取り組み	竹中工務店および職長会が一体となって作業所における3R+Refuse(4R)活動を着工から竣工まで2年間、継続して推進し、建設副産物の削減や場内の美化に努めている。	
施工事例概要	名称	西梅田計画新築工事
	所在地	大阪府大阪市
	時期	2004年9月から2007年1月
	規模	構造 鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造／地下1階、地上50階
実施事項	<p><ダンボールの削減> 建設副産物削減計画の作成を行い協力会社との協業により、ダンボールの部分梱包や無梱包化、また通い箱の利用を推進することで削減を行った。</p> <p><余剰材の削減> 材料のプレカットやプレハブ化を薦めることで作業所内で発生する余剰分の削減を行った。</p> <p><工法の見直し(木くずの削減:リデュース)> 工法の見直しを行い、鋼製型枠の利用やプレキャストコンクリートの利用から南洋型枠材の大幅な削減を行った。</p>	
施工実績	施工実績件数	
		
出典: 3R推進協議会「平成18年度リデュース・リユース・リサイクル推進功労者等」		

4. 建設副産物搬出抑制事例集

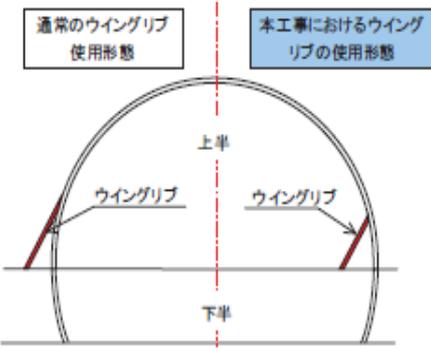
建設副産物搬出抑制事例【No.1】

名称	ゼロエミを実現する現場分別システムとグリーンアジェンダの取組み	
施工者	鹿島建設(株)	
取組み	<p>①ゼロ・エミ活動の推進</p> <p>【目標】以下の目標を掲げゼロエミ活動を推進した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リサイクル率95%以上の達成。 ・産業廃棄物処分会社と連携し、他現場にも展開できるシステムの構築。 <p>【成果】建設副産物40,066tのうち39,866t(建設発生土を除くと5,959.5tのうち5,760.1t)をリサイクルし、最終リサイクル率99.50%を達成した。</p> <p>②グリーンアジェンダ:緑の行動計画</p> <p>【成果】毎月の収集結果をグリーンアジェンダコーナーに提示することで、参加されている方への報告も行った。収集期間:2007年7月～2009年5月、収集枚数:カード5,357枚、切手19,973枚。</p>	
施工事例概要	名称	(仮称) マルイト難波ビル新築工事
	所在地	大阪市浪速区
	時期	2007年3月14日～2009年6月30日
	規模	延床面積:123,194.04m ² 、建築階数:地上31階、地下1階、PH2階
実施事項	<p>①ゼロ・エミ活動の推進</p> <p>【運用方法】知る・やる・守らせる。</p> <p>1)知る:ゼロエミステーション等での啓蒙(ゼロエミの意味、分別の意義、メリット、分別品目、現場目標、罰則)</p> <p>2)やる:職長会による「カート」内の分別、産廃処分会社による巡回指導、メーカーリサイクルの活用(ALC端材、シール材容器、ユニットバス梱包材、ガラス養生紙他)、定期的に発生する品目はカート・コンテナを支給、各業者にて管理。</p> <p>3)守らせる:現場全体での雰囲気作り(新規入場者教育、朝礼での周知)、分別状況パトロールの実施、ルールを守らない者への罰則(リサイクル費用の全額負担、当該現場からの永久退場)</p> <p>②グリーンアジェンダ:緑の行動計画。</p> <p>使用済みテレフォンカードや切手を収集し、海外のコレクターが売却した収益を発展途上国での植林緑化活動の資金源とする。</p>	
 <p>ゼロエミステーション</p>		
 <p>啓蒙看板</p>		
出典:「建設リサイクル」Vol.49, pp50-52(2009)		

建設副産物搬出抑制事例【No.2】

名称	ダム建設工事での完全なるゼロエミッションへの挑戦	
施工者	戸田建設㈱	
取り組み	工事着手前の工事で使用する全ての材料や廃棄物をまとめ、3R活動を元としてから、鋼材リースを活用、工法変更、技術検討、生ゴミの堆肥、各資源化处理会社の調査及び現場での分別収集活動等、計画的なゼロエミッション活動を確立し、実行。	
施工事例概要	名称	山田川ダム本体工事
	所在地	広島県世羅郡
	時期	2001年12月～2005年3月
	規模	堤高32.1m、堤頂長204.8m、堤体積43,600m ³ の重力式コンクリートダム
実施事項	<p>ゼロエミッション達成に向けた取り組み内容</p> <p>1. 減量化 (Reduce) 廃棄物の発生量を抑制する上で最も大切なことは、廃棄物を発生させないことである。このため、計画段階から工法の変更やリース材の使用などを検討し、廃棄物発生量の減量化を図った。</p> <p>2. 再使用 (Reuse) コンクリート養生マット、コルゲートヒューム管などの仮設資材は、できるだけ転用可能なものを選定し、使用後は協力会社や近隣農家ででの再利用を図った。また、堤体掘削で発生する大量の転石は、発注者の協力を得て公園法面や下流河川の整備に再利用した。</p> <p>3. 現場内再生利用 (Recycle) 工事で発生する伐採材・伐根材は、破碎・チップ化し、肥料として近隣果樹園などに利用した。堤体掘削や堤体コンクリート打設時などに発生するダムサイト汚濁水は、沈砂池や濁水処理設備で土砂やSS分を分離し、PHや濁度などを河川放流基準値以内に調整した後、山田川へ放流する。この段階で発生する汚泥についても固化剤を添加混合して改良し、造成用の盛土材に再利用した。</p>	
施工実績	施工実績件数	
<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: flex-start;"> <div style="text-align: center;">  <p>完成写真</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>鋼材リース材を使用したトレスル構台</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>現場内廃棄物の分別収集</p> </div> </div>		
出典:建設副産物リサイクル広報推進会議		

建設副産物搬出抑制事例【No.3】

名称	トンネル工事における3R活動	
施工者	大林・熊谷・フジタ特定建設工事共同企業体	
取り組み	建設廃棄物の抑制、掘削補助工の仮設材の再利用、濁水処理設備から発生する廃棄物・処理水の再利用。	
施工事例概要	名称	第二東名高速道路 島田第一トンネル上り線工事
	所在地	静岡県島田市、藤枝市
	時期	
	規模	トンネル施工延長 2,651m、3車線道路トンネル(幅員15m)、掘削断面積125~182m
実施事項	<p><廃棄物のリサイクル> コンクリート工で発生する残コンを使用してコンクリートブロックを作成し、現場で仮設用に使用。 現場で発生するコンクリートがら・アスファルトがらは、全て再資源化を行った。</p>	
施工実績	施工実績件数	
<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>通常のウイングリブ 使用形態</p>  <p>通常は掘削断面の外側に設置、埋殺するため、ウイングリブは撤去しないが、本工事では内側に設置し、下半掘削時にウイングリブの撤去・再利用が可能</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>本工事におけるウイングリブの使用形態</p>  </div> </div> <p style="text-align: center;">掘削補助工仮設材(ウイングリブ)の再利用</p> <div style="text-align: center; margin-top: 20px;">  </div>		
出典: 3R推進協議会「平成20年度リデュース・リユース・リサイクル推進功労者」		

建設副産物搬出抑制事例【No.4】

名称	リ・バースコンクリートType-S		
施工者	(株)奥村組		
取り組み	【概要】解体コンクリートを発生した現場で破碎したものの全量を骨材とし、セメント・水・化学混和剤と練り混ぜて製造する 現場再生コンクリート 。細骨材或いは砂状副産物骨材をブレンドする配合設計方法により、ワーカビリティおよび硬化特性を改善した。 【効果】天然骨材添加が無い。 現場外廃棄コンクリート塊が無い 。重量物の長距離運搬不必要。		
施工事例概要	名称	甲山調整池築造工事	
	所在地	兵庫県西宮市	
	時期	平成16年12月～平成17年2月	
	規模	再生コンクリート950m ³ 製造、均しコンクリート約6,000m ² 規模打設	
実施事項	旧浄水場施設の解体コンクリートおよび不要となった濾過砂を原料とし、砂投入施設を付加したリ・バース2号機を使用してリ・バースコンクリートType-Sを製造した。製造ヤードから打設場所まで大型アジテータ車1台で運搬し、1日当たり40～60m ³ を打設した。期間中、ワーカビリティおよび圧縮強度とも所定の品質を確保した。 当工法を採用することで、均しコンクリート打設に関連して現場へ出入りする車両を約10%に削減することができた。		

施工実績	施工実績件数	特許:有	施工実績件数:1件	H19年8月現在
------	--------	------	-----------	----------



図-1 製造方法のイメージ (2号機)

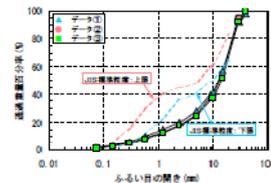


図-2 コンクリート破砕物の粒度分布

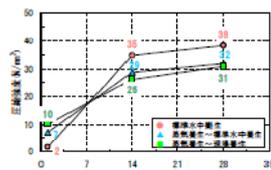


図-3 圧縮強度

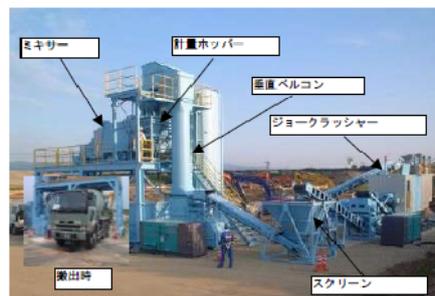


写真-1 製造装置「リ・バース号 (2号機)」

表-1 製造装置の主な仕様

2号機	
製造能力 (平均)	20.0m ³ /h
総重量	57.0t
必要総電力	113.5kW
破碎機	ジョークラッシャー 37t/h
投入塊寸法	300～400mm
ミキサー	パシ型強制練り0.4m ³

表-2 配合例

区分	水セメント比 (%)	単位水量 (kg/cm ³)				混和剤 (0×%)	スラング (cm)	材料28日 圧縮強度 (N/mm ²)
		水 W	セメント C	コンクリート 破砕物	細骨材 副産物骨材			
Type-S ¹ 圧縮強度	50～60	150～210	300～350	1000～1200	400～800	0.3～2.0	8～12 12～18	30～35
Type-S ² 圧縮強度	60～70	150～210	250～300	1100～1300	400～800	0.3～2.0	8～12	20～30
標準Type	35～45	140～200	400～450	1300～1500	—	0.3～2.0	5～12	30～35

出典: (社)日本建設業連合会「環境保全の技術・手法に関する事例集」(024-13)

建設副産物搬出抑制事例【No.5】

名称	ツイスターによるコンクリート再生骨材		
施工者	日本国土開発(株)		
取り組み	【概要】回転式破砕・混合(ツイスター)工法によって、 コンクリート廃材を全量有効利用する。 【効果】チェーン回転数等の仕様を変えることで粒度分布の調整が可能なツイスターは、破砕材の種類を増やし、路盤材、排水材、埋め戻し材、インターロッキングブロック用骨材等への使用用途の拡大が可能である。低コストで コンクリート廃材の有効利用が促進され、廃棄物発生が抑制される。		
施工事例概要	名称	中学校舎解体工事	
	所在地	大分県中津市耶馬溪町	
	時期	2004年1月	
	規模	コンクリート廃材約5,800tの場内全量リサイクル	
実施事項	中学校校舎解体工事において発生した約5,800tのコンクリート廃材を、場内で路盤材、排水材、埋め戻し材、インターロッキングブロック用骨材として全量有効利用した。 <ul style="list-style-type: none"> ・暗渠排水材(25-0mm)..... 4,423t ・基礎碎石、路盤材(25-0mm)..... 387t ・埋戻し材(20-0mm)..... 973t ・ILB用骨材(15-0mm)..... 53t 		
施工実績	施工実績件数	特許:有	施工実績件数:3件
H19年8月現在			

破砕基本
 ◎道路用砕石への適用
 粒度調整砕石M-25の範囲
 破砕後の再生骨材全体の粒度分布

破砕改良
 ◎インターロッキングブロック(ILB)への適用
 破砕後の再生骨材全体の粒度分布

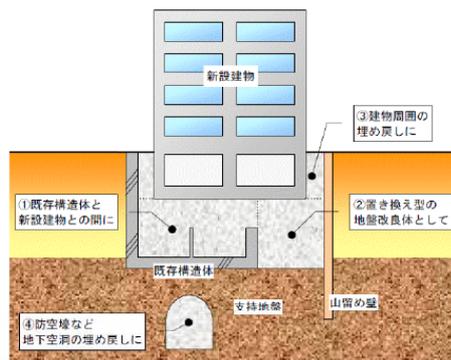
◎法面用吹付けコンクリートへの適用
 ・最大骨材粒径: 15mm以下
 ・粒径5mm以下(通過質量百分率): 65~75%

◎普通コンクリートへの適用
 ・最大骨材粒径: 25mm以下
 ・粒径5mm以下(通過質量百分率): 40~50%

出典:(社)日本建設業連合会「環境保全の技術・手法に関する事例集」(095-13)

建設副産物搬出抑制事例【No.6】

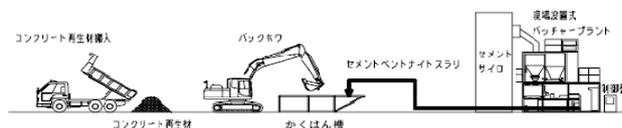
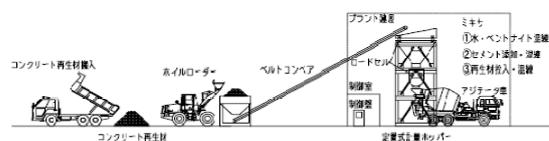
名称	Grand-M工法(ガランダム工法)			
施工者	(株) 間組(ハザマ)			
取り組み	【概要】コンクリート再生材とセメントベントナイトスラリーを練混ぜ構造物の基礎下等に打設し、基礎地盤を造成する。コンクリート塊を粒径40mm以下に破碎したものや、再生砕石が使用できる。 【効果】コンクリート再生材の用途が広がる。また 解体コンクリートを現場内再利用することも可能 で、コンクリート塊等の搬出入車両が減り、周辺環境に与える影響も低減することができる。			
施工事例概要	名称	(仮称)浦安市東野一丁目計画新築工事		
	所在地	千葉県浦安市		
	時期	2007年9月		
	規模	平面7m×9m、厚さ0.6m、35m ³		
実施事項	集合住宅に付属する平屋建てRC造構造物の不同沈下防止のために、その基礎下に置換型の地盤改良として打設したコンクリート再生材は再生砕石RC40を購入して用いた。 打設後の固化体から採取したコア試料の強度の平均値は10N/mm ² 、ばらつきを表す変動係数は10.2%となり、所定の品質を確保することができた。			
施工実績	施工実績件数	特許:無	施工実績件数:1件	
				H20年12月現在



ガランダム工法の用途



実施における打設状況

現場で製造
(ミキサー車で攪拌)現場で製造
(油圧ショベルで攪拌)

常設プラントで製造

ガランダム工法の製造方法の例

出典:(社)日本建設業連合会「環境保全の技術・手法に関する事例集」(098-20)

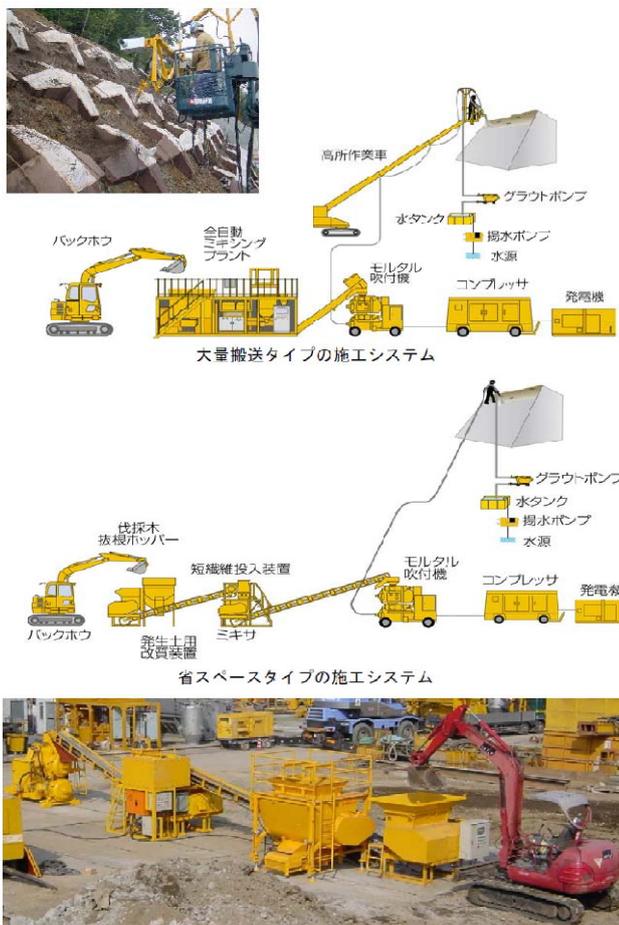
建設副産物搬出抑制事例【No.7】

名称	リサイクル可能材料の使用	
施工者	竹中工務店・岩田地崎建設・伊藤組土建特定共同体	
取り組み	企画・設計段階において、施設に使用する資機材をできるだけ抑制し、解体後の建設副産物の発生を抑制するために、仮設リース材を積極的に活用し、解体後の再使用を想定した材料の選定等をポイントに設計を実施した。	
施工事例概要	名称	北海道洞爺湖サミット国際メディアセンター
	所在地	北海道虻田郡
	時期	2007年12月～2008年6月
	規模	敷地面積：約20,000 m ² 、プレスセンター棟 鉄骨造 2階建 約8,800m ²
実施事項	<p>・リサイクル可能材料の使用</p> <p>雪室に使用したノンフロン断熱材やダンボール製の空調ダクト、道産間伐材を使用した木製ルーバーなど、リサイクルが可能な材料や環境面に配慮した自然素材を使用。</p> <p>各階の床材には覆工板を利用するとともに、杭や柱・梁などの構造部材にも山留材を使用するなど、解体後に再使用できる仮設リース材を可能な限り利用。</p>	
施工実績	施工実績件数	
3Rの概要		
出典：北海道開発局「官庁施設における3Rの取り組みについて」		

建設副産物搬出抑制事例【No.8】

名称	オールグリーン工法	
施工者	ライト工業(株)	
取り組み	<p>【概要】現地発生土や伐採木・抜根チップを法面緑化工の主材料として利用することが可能な緑化工法。高い施工性と良質な生育基盤を提供することを可能とした。</p> <p>【効果】建設発生土を始めとした建設副産物の搬出抑制に繋がる。コスト縮減、専用プラントシステムによる工程短縮、短繊維混入による耐侵食性向上と金網省略、埋土種子による自然回復の効果もある。</p>	
施工事例概要	名称	第二東名高速道路建設工事引佐第二トンネル工事
	所在地	静岡県浜松市
	時期	2002年6月
	規模	t=30cm 320m ² , t=5cm 200m ²
実施事項	アンカー受圧板を覆ってリサイクル堆肥を使用した基盤を法面に吹付けることにより、法面を全面緑化した。	
	<p style="text-align: center;">施工前</p> 	<p style="text-align: center;">施工6年後</p> 

施工実績	施工実績件数	特許:有	施工実績件数:70件	H20年12月現在
------	--------	------	------------	-----------

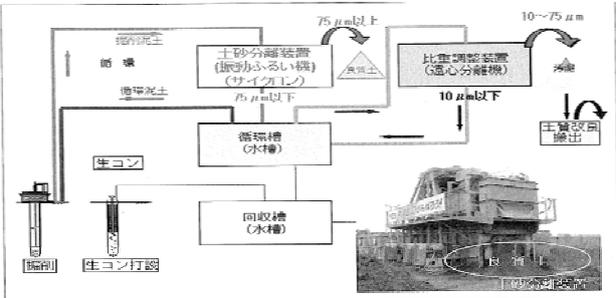
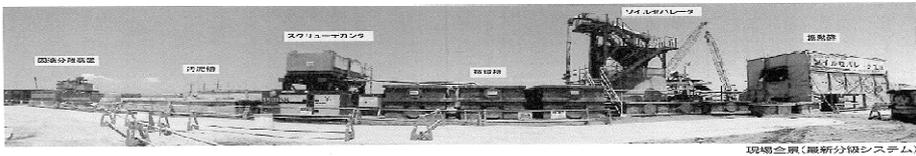
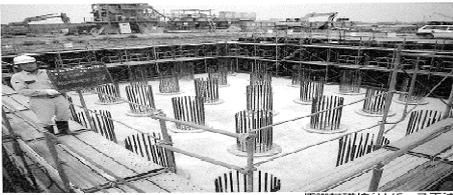


出典:(社)日本建設業連合会「環境保全の技術・手法に関する事例集」(140-03)

建設副産物搬出抑制事例【No.9】

名称	SSG工法(坂下舟渡共同溝工事事務所)	
施工者	五洋建設㈱	
取り組み	余剰となった汚水をシールド工事における裏込注入材の助材として使用するSSG工法を採用、又、切羽安定剤として使用し、発生する汚泥量の低減を行う。	
施工事例概要	名称	坂下舟渡共同溝シールドトンネル工事
	所在地	東京都板橋区
	時期	
	規模	
実施事項	<p>SSG工法は、泥水泥土を、付加価値の高い製品として活用すると共に、排出残土の発生を最小にする事によりCO2の削減等の効果が含まれる。</p> <p>メリット</p> <ul style="list-style-type: none"> ・裏込・作泥用資材及び残土運搬車両のCO2削減。 ・裏込用資材・作泥用資材と残土運搬の経費が削減。 ・裏込用細骨材及び土圧シールド用加泥材が不要であり、泥水処理・残土処理が減少。 <p>実績</p> <p>建設汚泥の目標低減量290m3以上に対し、約1.8倍にあたる531m3の低減を図った。 新技術として実施工に採用、建設汚泥の削減化に対し、著しい成果・実績を上げ、工法の評価を高めた。</p>	
施工実績	施工実績件数	
<p>出典:3R推進協議会「平成17年度リデュース・リユース・リサイクル推進功労者」</p>		

建設副産物搬出抑制事例【No.10】

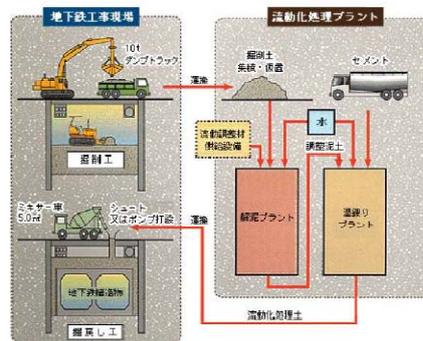
名称	リバース工法	
施工者	北陸地方整備局 港湾空港部 伏木富山港湾事務所	
取り組み	現場の杭施工を実施するに、大量の建設汚泥が発生するため、この減量化を図るべく、分級し再生した土を継続工事(今後発注予定を含む)で活用することにより、建設汚泥の産業廃棄物処理場へ負荷軽減、場外搬出運搬車両台数低減による地域住民ならびに環境への負荷軽減を目的に本工法を採用した。 ・建設汚泥の産業廃棄物処分場への負担軽減、場外搬出運搬車両台数低減による地域住民ならびに環境への負担軽減した。	
施工事例概要	名称	伏木富山港臨海道路建設事業
	所在地	富山県富山市
	時期	
	規模	アプローチ部3000m(うち土木区間1130m)、主橋梁部600m
実施事項	<p>リバース工法で橋脚基礎杭造成を行う際に発生する大量の建設汚泥を、現場作業場内に設けた分級システムを使用し、良質な土砂と汚泥に区分する。分級によって得られた良質土は、土工区間の盛土材や海上橋脚島の埋立柱材として利用すると共に、国・県・市等公共機関で組織する「建設副産物対策連絡協議会」等を通して有効利用に努めていくことにしている。</p> <p>また、建設汚泥を分級することによって産業廃棄物処理場への排出量を削減するとともに、搬出に使用する汚泥運搬車の台数を低減することによってCO₂を排出抑制し環境負荷の軽減にも貢献している。</p> <p>・本工法では、振動ふるいにより「礫分」と泥水に分けるが、泥水についてはさらにソイルセパレータを通して「砂分」を分級するため分級率が高く(95%以上)、なおかつ泥水処理能力が大きいため、粘土塊などの不純物が混入しない分級土が効率的に回収できる。</p>	
施工実績	施工実績件数	
 <p>土砂分級及び建設汚泥搬出システムの概要(一般的分級)</p>  <p>現場全景(最新分級システム)</p>  <p>土工部の盛土材や海上橋脚島の埋立柱材として利用</p>  <p>橋脚基礎杭:リバース工法</p>		
出典:3R推進協議会「平成17年度リデュース・リユース・リサイクル推進功労者」		

建設副産物搬出抑制事例【No.11】

名称	MAEDAの流動化処理技術「フローデル」		
施工者	前田建設工業(株)		
取り組み	【概要】現地で発生した残土や汚泥を流動化処理土として再生し、埋め戻し材等に供するシステムの総称で、処理土の品質をマネジメントすることに特化した流動化処理技術である。 【効果】開削工事の掘削土やシールド泥水等の土壌系建設副産物を流動化処理土の原料として利用するため、 処分量が削減できる 。また、埋戻し用の新規購入砂も削減できる。		
施工事例概要	名称	高速鉄道海岸線 流動化処理業務	
	所在地	神戸市中央区小野浜町新港	
	時期	平成10年5月～平成13年3月	
	規模	16万m3の掘削土と67,200tの建設汚泥を用い、255,345m3規模の流動化処理土を製造	
実施事項	神戸市に建設された高速鉄道海岸線の工事で、構造物施工完了後に必要となる約35万m3の埋め戻しを従来の良質土を水締めや振動によって締固める方法ではなく、建設発生土を主材とした流動化処理土を充填する方法が採用された。 流動化処理土を地下鉄工事全般の埋戻しに用いるという比類を見ない大規模な適用事例であったことから、下記の2点が課題となった。 ①日最大850m3の製造を可能にし、かつ安定的な供給が行えるプラントの建設 ②多様に土性が変化する発生土を用いて3種類の配合仕様に対応した一定品質の処理土を製造する品質管理方法の確立 これらの課題を本技術の活用により克服し、全255,345m3の流動化処理土の製造・打設を無事完遂した。		
施工実績	施工実績件数	特許:有	施工実績件数:2件 H19年8月現在



■プラント全景写真

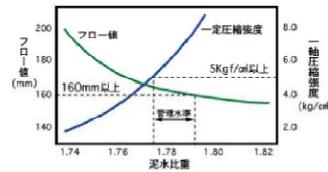


■事業の概念図

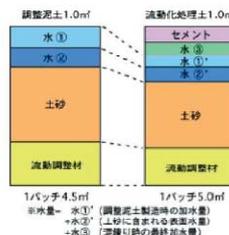
■配合設計と品質管理のフロー図



※フロー図中、「FB」は「配合量の修正」を意味する



■事前配合試験結果における泥水比の管理水準の決定例



■混練り時の配合設定模式図

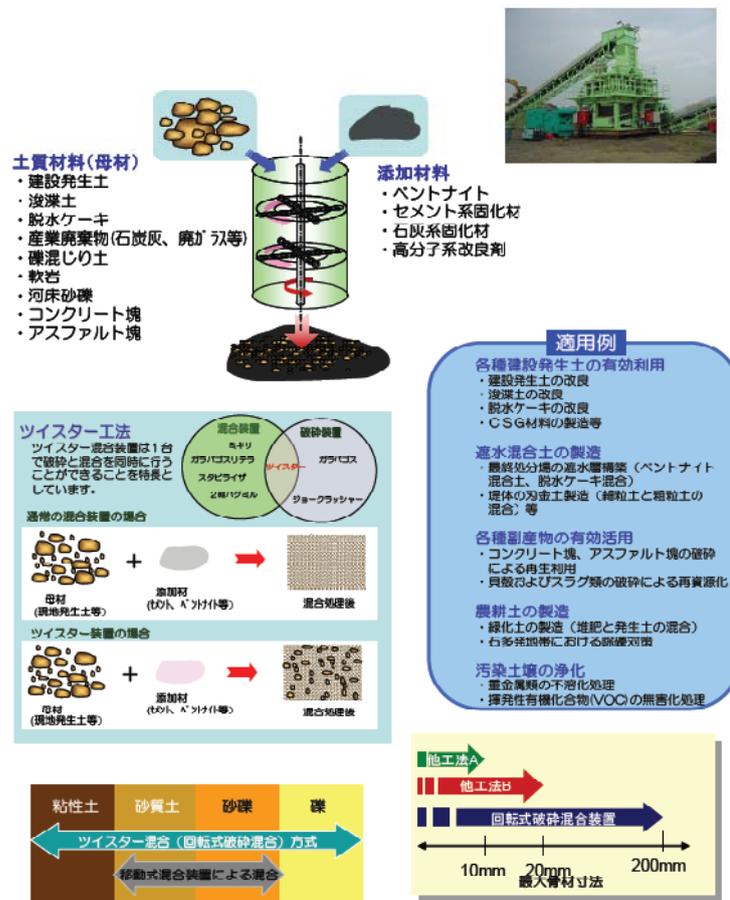
出典:(社)日本建設業連合会「環境保全の技術・手法に関する事例集」(112-15)

建設副産物搬出抑制事例【No.12】

名称	汚水処理の造成工事で発生する建設発生土をリサイクル	
施工者	神戸市建設局西水環境センター	
取り組み	既存汚水処理場の改築更新工事の既存構造物撤去の際のCo塊を再生砕石へ現場内利用。	
施工事例概要	名称	垂水処理場 本場1系最初沈殿池防食
	所在地	兵庫県神戸市
	時期	
	規模	
実施事項	災害に強い下水道のネットワーク処理システムの構築の際の、既設汚水処理場の改築更新工事にあたり、既設構造物撤去の際のCo塊を再生砕石として現場内利用するとともに、水処理施設の基礎に浅層混合処理工、流動化処理工を採用することによって、約11,000m ³ の建設発生土等の発生抑制と再利用を図っています。また、掘削土は現場内利用及び工事間利用を行っている。	
施工実績	施工実績件数	
<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: flex-end;"> <div style="text-align: center;">  <p>既設建物を解体</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>コンクリート破砕機で破砕</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>再生砕石に</p> </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: flex-end; margin-top: 20px;"> <div style="text-align: center;">  <p>基礎工の 施工状況</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>流動化処理に よる埋戻し</p> </div> </div>		
出典：建設副産物リサイクル広報推進会議		

建設副産物搬出抑制事例【No.13】

名称	ツイスターによる土質材料の混合		
施工者	日本国土開発(株)		
取り組み	【概要】円筒内で高速回転する複数のフレキシブルなチェーンが、モータ駆動によって高速回転することによる打撃力で、土質材料を破碎・細粒化と、均質な混合とを行う。 【効果】一つの機械で破碎と混合とを同時に行うことが可能であり、浚渫土を含めた建設発生土の幅広い材料への適用が可能で、 発生土の搬出抑制に繋がる 。メンテナンスが容易。従来工法に比べて攪拌性能に優れる。		
施工事例概要	名称	平成18年度静岡空港空港整備工事(エプロン舗装工)上部路床材製造工	
	所在地	静岡県島田市湯日・牧之原坂口地内	
	時期	平成19年2月～平成19年7月	
	規模	12,920m ³	
実施事項	空港のエプロン部の上部路床材料として、現地発生土(礫質土)を活用したセメント安定処理土の製造を行った。		
施工実績	施工実績件数	特許:有	施工実績件数:10件
			H19年9月現在



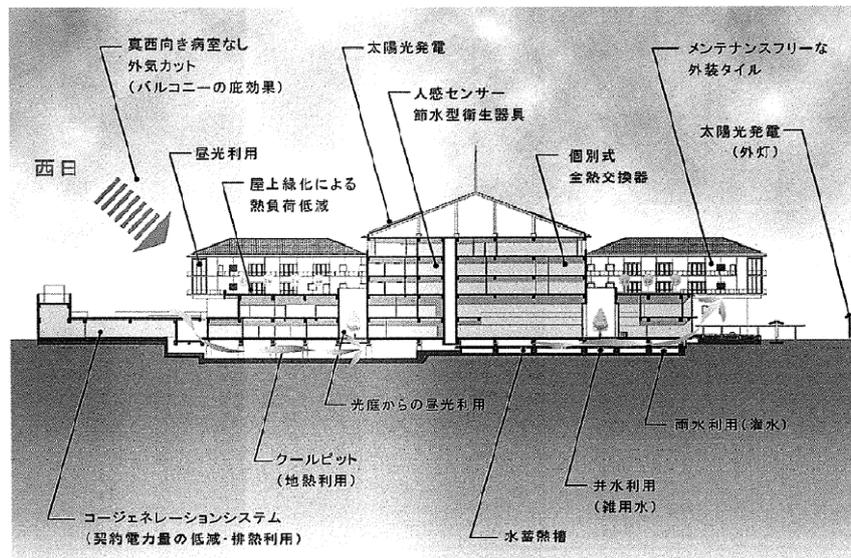
出典:(社)日本建設業連合会「環境保全の技術・手法に関する事例集」(095-14)

建設副産物搬出抑制事例【No.14】

名称	建設発生土の工事間利用	
施工者	日本道路公団東北支社	
取り組み	35万m ³ の土量を他機関と調整し、積極的に有効利用に努めたこと。また、無処理では施工できない70万m ³ の青森ローム(不良土)を、生石灰で安定処理化して盛土に使用することにより建設発生土の徹底した発生抑制に努めたこと。(青森工事事務所) ・22万m ³ の土量を他事業と調整し、積極的に有効利用に努めたこと。(いわき工事事務所)	
施工事例概要	名称	東北自動車道青森IC～青森東IC及び
		常磐自動車道広野IC～常磐富岡IC間の高速道路建設事業
	所在地	福島県、宮城県、青森県
	時期	1998年～2006年
	規模	
実施事項		
出典:3R推進協議会「平成16年度リデュース・リユース・リサイクル推進功労者」		

建設副産物搬出抑制事例【No.15】

名称	建設発生土、廃瓦の工事間利用	
施工者	(株)大林組	
取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ■環境に配慮した省資源設計 ■LCCO2・LCCの抑制 ■継続性・長寿命・フレキシビリティを考慮した建築計画 	
施工事例概要	名称	近江八幡市立総合医療センター建築工事
	所在地	滋賀県近江八幡市
	時期	2004年10月～2006年4月
	規模	延床面積：33,873 m ²
実施事項	<p>①省資源設計</p> <ul style="list-style-type: none"> ・田畑の広がる地域に新築されるために、日影・電波障害・風害・景観などを勘案し、5階建てにとどめる。 ・建築基礎の掘削時に発生する残土を敷地外に搬出処分せず、敷地内の築山へ転用。 ・地場産業の瓦工場で発生する不良品瓦を粉砕し、粘性土と混和して植栽に適した土壌へ改良。 ・外部の庇やバルコニーの部分にプレキャストコンクリートを使用。 <p>②LCCO2・LCCの抑制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・光庭・庇付の窓を多用し、昼光を利用。 ・井水・雨水などの中水を利用。 ・半地下の免震層の空気を空調に用いる地熱利用(クールピット)を採用。 <p>③継続性・長寿命・フレキシビリティを考慮した建築計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ・耐久性の高いフレーム(スケルトン)はそのまま、内部間仕切や設備(インフィル)を入れ替えることでフレキシブルにその時代のニーズに対応できるS&I(スケルトン・インフィル)建築を採用。 ・平成18年度3R推進功労者等表彰国土交通大臣賞を受賞。 	



分別コンテナ前で分別

省資源設計の概要

出典:「建設リサイクル」VOL.38, pp.69-70(2007)

建設副産物搬出抑制事例【No.16】

名称	ホタテ貝殻のコンクリート用細骨材としての有効活用	
施工者	日本国土開発株式会社	
取り組み	産業廃棄物として処理されているホタテ貝殻を利用したコンクリート用細骨材(シェルコンクリート)の開発を実施。	
施工事例概要	名称	消波ブロックへの適用
	所在地	青森港湾
	時期	2010年度
	規模	消波ブロック1,500個
実施事項	<p>特殊な回転式破碎装置によりホタテ貝殻をコンクリート用細骨材と同程度まで破碎したシェルサンドを製造し、コンクリート中の細骨材の50%をシェルサンドに置き換えることを可能とした。</p> <p>これら工事への適用結果から、ホタテ貝殻を利用したシェルコンクリートが通常のコンクリートと同様の品質、施工性を有していることが確認されたため、シェルコンクリートを広く公共工事で活用していくためのガイドライン「港湾構造物へのシェルコンクリート適用ガイドライン(案)」を東北地方整備局仙台港湾空港技術調査事務所の主導で作成した。</p> <p>ホタテ貝殻をコンクリート用細骨材と同程度まで破碎したシェルサンドを製造することであり、特殊な回転式破碎装置を使用することでこれを実現し、コンクリート中の細骨材の50%をシェルサンドに置き換えることを可能。</p>	



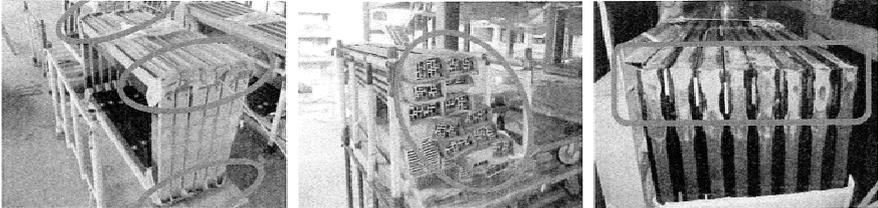
シェルサンドの製造 (ホタテ貝殻を破碎)



生コン工場にシェルサンドを搬入し、シェルコンクリートを製造する

出典:3R推進協議会「平成22年度リデュース・リユース・リサイクル推進功労者等表彰」

建設副産物搬出抑制事例【No.17】

名称	リサイクルを目指すための3分別の徹底と環境に負荷をかけない作業所づくり	
施工者	大成建設㈱東北支店仙台東口ビル事務所	
取り組み	リサイクルを意識した分別の徹底や電子マニフェストの採用、職長会を中心とした環境活動など独自の3Rへの取り組みを行い効果を上げている。 再利用はサッシの養生に使用済みダンボールを、また掲示板等に廃材を再利用。 発生抑制は梱包材を廃し、キズがつきやすい部分に段ボールやコルク等を使用。 再資源化は一人一人が自覚を持って分別を徹底。	
施工事例概要	名称	仙台東口ビル新築工事
	所在地	宮城県仙台市
	時期	
	規模	敷地面積 3665㎡、延面積 22829㎡ 地下SRC造1階・地上S造8階
実施事項	<p>納入資材の梱包材削減の協力要請を行い、梱包を排し、段ボール及びコルク等を使用、発生抑制に努めると共に、現場内の徹底を図りました。分別ヤードのカートは移動可能なキャスター付きとした。</p> <p>廃棄物の品目数は木くず、コンクリートガラ、段ボール、鉄くずなど8～9品目とし、また、分別籠は仮設資材を転用して作り、看板も手製で分かりやすい表示にした。</p> <p>また、発生抑制についても設計の段階から取り組み、建築現場に搬入される空調機器などの過剰包装については、搬入打ち合わせの段階で納入業者に協力を要請し、空調機の梱包もダクトなどすべて無梱包での搬入を実現した。</p>	
施工実績	施工実績件数	
<p>リデュース(Reduce)梱包材を排し、キズがつきやすい部分に段ボールやコルク等を使用</p>   <p>リデュース 梱包材を排し、 段ボール・コルク 等を使用</p>   		
出典:「建設リサイクル」 2008夏		

建設副産物搬出抑制事例【No.18】

名称	梱包材のゼロエミッション活動の推進	
施工者	鹿島・大本・金下・但南特別共同企業体	
取り組み	建設工事に伴い発生する副産物は多種多様であるとともに多量である。一般にこうした副産物は専門の廃棄物業者に引き取られ、適切に処理をした後、処分地へ埋め立てられるか、3R処理、あるいは焼却熱回収される。国内の処分地残容量が逼迫していることと、昨今の地球環境問題を背景に建設現場においても発生量を出来る限り削減し、再利用、再使用を徹底することが持続可能な循環型社会の構築に貢献するものと考え、取り組むこととした。	
施工事例概要	名称	兵庫船越トンネル
	所在地	兵庫県美方郡
	時期	2002年
	規模	全長 5.3km、
実施事項	トンネル掘削ズリ(建設発生土)の搬送はダンプトラックではなく、坑内からベルトコンベアを使用しCO2排出を抑制。また、排出されたズリは、砕石業者において砕石原材料としてリサイクルしている。建設廃棄物の分別を強化し鉄くず・木くず・ダンボールを回収、地元情報を活用してリサイクル運用ルートを確立し、3Rの普及・教育・啓発に努めている。工事使用材料梱包材のリデュースに努めている。 ・ロックボルト定着材(従来は 20 kg袋詰め)は詰め替え可能な大袋(500 kg詰め)を使用。 ・吹付用急結材(従来は 25 kg袋詰め)はタンクローリーによる大量搬入を行い、梱包材をゼロにする。	

<梱包材の削減について>

モルタル納入状況



ロックボルト注入モルタルは
梱包材を再利用している

急結材サイロ



吹付コンクリート急結材は、梱包材を
ゼロにするためサイロに保管している

出典:3R推進協議会「平成19年度リデュース・リユース・リサイクル推進功労者等表彰国土交通大臣賞」

建設副産物搬出抑制事例【No.19】

名称	建築現場でゼロエミッション手法を構築	
施工者	株式会社大林組東京本社	
取り組み	建設現場から発生する建設廃棄物の100%再資源化「ゼロエミッション」に、建設業界として初めて取り組み、廃棄物の減量・分別などのさまざまな手法を構築。 建設業界で初めてゼロエミッション宣言を行い、平成14年11月に100%再資源化を達成。	
施工事例概要	名称	電通汐留新築工事
	所在地	東京都港区
	時期	1999年11月～2002年11月
	規模	延床面積約23万㎡ 地上48階・塔屋1階・地下5階
実施事項	工事事務所ではゼロエミチームを組織し、具体的な数値の目標設定や作業員・新規入場者の教育など、ゼロエミッションを達成するための体制づくりにとりかかりました。「発生抑制」においては、工場出荷時からの設備機器梱包材の簡素化、仮設材の再利用、プレハブ構法やプレカットの多用、型枠材が不用となる工法の採用など建設廃棄物の削減に努めました。「分別収集」においては、分別ルール看板の掲示、分別パレットの設置など、わかりやすさと捨てやすさを目標に仕組みづくりを行ないました。ふるいを使って掃きごみを徹底分別するなど、きめ細かな作業の積み重ねの結果、混合廃棄物排出量は平成11年10月着工時の目標値8kg／に対して、平成14年10月竣工時の実績で4.6kg／と、大幅削減に成功しました。「再資源化」においては、全ての廃棄物について処理施設ルートを開拓し、ゼロエミッション処理フローを確立。	
施工実績	施工実績件数	
<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>掃きごみをふるい分別</p> </div> <div style="text-align: center;">  </div> </div>		
出典：3R推進協議会「平成15年度リデュース・リユース・リサイクル推進功労者等表彰」		